

# 志波城跡 I

太田方八丁遺跡範囲確認調査報告

1981.3

盛岡市教育委員会

# 志波城跡 I

——太田方八丁遺跡範囲確認調査報告——

1981. 3

盛岡市教育委員会

## 序　　言

太田方八丁遺跡は、3カ年にわたる範囲確認調査を終了し、方8町の規模の外郭、方500尺の内城を確認することができました。また検出された遺構の形は、国府や城櫓跡に匹敵するものであることも判明しました。この結果、本遺跡が史書にみえる「志波城」跡として確認されるに至りました。

古くは、前九年の役の陣場跡として諸書に記されていた方八丁も、大正14年菅野義之助氏により陣場説は否定され、昭和31年板橋源氏の調査により平安初期の城櫓跡と理解されるようになりました。そして昭和51・52年の岩手県教育委員会の発掘調査で多数の古代城櫓の遺構が検出され、また盛岡市教育委員会の調査により、「志波城」跡としての資料が次々と検出されました。このように方八丁の解明は今大きく前進したわけであります。

北に巣鷺山を控え、南に開け、東に川が流れ、西に陸路、四神相応の貴相で壬城の地として志波城建設にふさわしく、「宜なる哉」の感を深くします。

古代日本発展の歩みを実証的に闡明され、正史に記載されている「志波城」が確認されたことに深い感銘を覚えながら、この報告書刊行にあたって、病に臥されながら現地まで趣いていただいた森嘉兵衛先生、古くより方八丁に関わられ、ご指導いただいた板橋源先生、また広汎な分野で細部までご指導いただいた工藤土章先生ならびに関係者各位、特に地権者各位のご協力に厚く感謝申し上げ、あわせて今後のご援助をお願い申し上げる次第です。

昭和56年2月

盛岡市教育委員会教育長　八重樫　正

## 例　　言

1. 本書は、昭和52～54年度に実施した範囲確認調査の報告書である。なお昭和55年度の発掘調査で外郭南門跡などが検出されたので、その概要もあわせて掲載した。
2. 調査時点では「太田方八丁遺跡」と呼称してきたが、3カ年の調査にもとづき、本書ではすべて「志波城跡」と記載した。
3. 各年度ごとの概報は個別の報告として、本書はそれらの総括的報告として編集した。したがって個別詳細についてはそれぞれの概報を参照されたい。
4. 本書の執筆は、Iを本遺跡調査委員板橋源先生、Vを同上藤圭章先生に特にご寄稿いただいた。他は吉川・八木・千田が執筆した。なおVIについては個人的見解も含まれるため、文責を記した。
5. 編集には、八木があたった。
6. 遺構図の平面位置は、平面直角座標第X系を座標変換した調査座標で示し、高さは標高値で示した。なお縮尺は、地区全体図——1:500、調査区全体図——1:200に統一した。
7. 出土土器の上器区分は、須恵器・土師器・あかやき土器にわけた。
8. 上器実測図の断面を次のようにわけ、土器区分を表現した。  
　酸化炎焼成——黒ベタ　　還元炎焼成——アミ
9. 本遺跡の文献引用の略称は次のとおりとした。  
　『方八丁概報77』——『太田方八丁遺跡——昭和52年度発掘調査概報』  
　『方八丁概報78』——『太田方八丁遺跡——昭和53年度発掘調査概報』  
　『方八丁概報79』——『太田方八丁遺跡——昭和54年度発掘調査概報』  
　『志波城跡概報80』——『志波城跡——昭和55年度発掘調査概報』  
　刊行は各年度末、盛岡市教育委員会発行

# 目 次

## 序 言

## 例 言

## 目 次

I 志波城の歴史的考察	板橋 源
1. 志波城跡にいたるまでの経過	1
2. 志波城の成立	16
II 調査の経過と方法	
1. 調査経過	23
2. 調査方法	29
III 遺跡の環境	
1. 地形・地質	33
2. 歴史的環境	38
IV 調査成果	
1. 外郭	42
2. 郊内城	52
3. 内城	60
4. 林崎	76
V 志波城跡の建築史学的考察	工藤 土章
1. はじめに	83
2. 内城	83
3. 外郭	86
4. おわりに	88
VI 志波城跡をめぐる諸問題	
1. 志波城跡の構造と特質	89
2. 志波城跡と周辺遺跡の土器様相	103
付表 志波城跡関係年表	127

## 図 版 目 次

第1図版(カラー)「方八丁」絵図	131
第2図版(カラー)内城正殿跡・南門跡	133
第3図版「方八」絵図	135
第4図版志波城跡と塚石川	137
第5図版遺跡全休垂直写真	139
第6図版遺跡遠景	141
第7図版外郭南辺の地形	143
第8図版外郭東辺・西辺の地形	145
第9図版外郭南辺	147
第10図版外郭東辺・西辺	149
第11図版郭内南東部・北東部	151
第12図版内城全休垂直写真	153
第13図版内城南門部	155
第14図版内城西門部	157
第15図版内城中央部	159
第16図版内城北東部	161
第17図版内城西北部	163
第18図版内城築地内外溝	165
第19図版林崎地区	167
第20図版林崎地区	169
第21図版外郭出土土器	171
第22図版郭内出土上器	173
第23図版内城出土土器	175
第24図版林崎出土土器(1)	177
第25図版林崎出土土器(2)	179

## 挿 図 目 次

第1図	地形分類と遺跡分布	35
第2図	土層柱状図	36
第3図	末期古墳群の分布	39
第4図	東北の城柵遺跡	41
第5図	遺跡全体図	43・44
第6図	外郭南辺	45
第7図	外郭南辺築地	46
第8図	外郭築地断面模式図	47
第9図	外郭南門部	49
第10図	外郭構造模式図	50
第11図	外郭出土土器	51
第12図	郭内南東部	52
第13図	郭内北東部(宮田地区)	53
第14図	郭内北東部(宮川地区)出土上器	55
第15図	郭内西部	57・58
第16図	内城全体図	61
第17図	内城南半	63
第18図	内城築地断面模式図	64
第19図	内城南門部	65
第20図	内城西門部	66
第21図	内城北半	67・68
第22図	内城中央部	69
第23図	内城中央西部	70
第24図	内城西北部	71
第25図	内城東北部	73
第26図	内城出土土器(1)	74
第27図	内城出土土器(2)	75
第28図	林崎遺跡	76
第29図	林崎遺跡第9次調査区	77
第30図	林崎遺跡第10次調査区	78
第31図	林崎遺跡出土土器(1)	81
第32図	林崎遺跡出土土器(2)	82

第33図	国府跡庁城	93
第34図	郡衙跡庁城	95
第35図	城櫓跡（国府）庁城	97
第36図	城櫓跡庁城	99
第37図	土器器形分類	105
第38図	志波城跡出土須恵器壺・坏	107
第39図	志波城跡出土上師器坏・須恵器坏類	109
第40図	志波城跡出土須恵器大甕	110
第41図	志波城跡出土上師器壺	111
第42図	志波城跡出土あかやき土器腹類	113
第43図	胆沢城跡出土坏類	115
第44図	胆沢城跡出土土師器甕類	116
第45図	胆沢城跡出土甕類	117
第46図	杉ノ上塙跡採集須恵器	121

## 図 表 目 次

第1表	征討最高責任者の辺要重職兼帶一覧表	8
第2表	征夷最高責任者の行賃位階昇叙表	10
第3表	発掘調査成果一覧表	27
第4表	発掘調査行程表	28
第5表	基準点座標一覧表	31
第6表	遺構記号一覧表	31
第7表	十層層相記入法	31
第8表	郭内東部（宮田地区）竪穴住居跡一覧表	54
第9表	内城地区建物跡一覧表	72
第10表	林崎遺跡竪穴住居跡一覧表	79
第11表	国府・郡衙・城櫓構造一覧表	90・91
第12表	土器器形分類表	104
第13表	志波城跡出土坏類	106
第14表	胆沢城跡出土坏類	114
第15表	百目木遺跡出土坏類	122
第16表	林崎遺跡出土坏類	123
第17表	盛岡周辺における平安時代土器の変遷	125
付表	志波城跡関係年表	127

志 波 城 跡 I

# I 志波城の歴史的考察

板 橋 源

## 1 志波城建置にいたるまでの経過

### (1) 辻要「古代陸奥国」

志波城は古代東北日本征夷開拓期において、「辻要」とみなされた「古代陸奥国」に坂上田村麻呂によって建設された最北端の開拓前衛基地であった。

「古代陸奥国」は全国66国2島のうちの1国であったが、他の国々と並立するような普通の国ではなかった。「辻要」であったのである。「延喜式」は「陸奥国・山羽國・佐渡國・隱岐國・対馬島・右4國2島を辻要となす」(卷22尺部上条)と特記してあるので、「辻要」とは当時の法定用語であったのである。ところが「延喜式」よりも古い「大宝令」では「伊伎(対馬)・対馬・陸奥・出羽」の2国2島が辻要とされていた(註1)。辻要という法定用語は唐に由来するものであろう(註2)。

「大宝令」では、2国2島だけが「辻要」であったのに、「延喜式」では佐渡と隱岐の2島が新しく加えられている。このように辻要制度は、2国2島制から4国2島制へと変ったが、陸奥と出羽の2国は也岐・対馬2島とともに、「大宝令」以来、終始「辻要」の国であったのである。そのころ、「辻要」国は、「辻境」とも称されていた(註3)。

ここに「古代陸奥国」と特に括弧を付けて特筆したのは、陸奥国の地域には時代によって変遷があったからである。天長元年(824)頃には日本の諸国は66国2島と定まり、以後明治維新にいたるまで大きな変更がなかった。一時、陸奥国においては、養老2年(718)に石城・石背の2国が分離されたことがあったが、10年そこそこで廢止され(註4)、明治維新にいたった。このように長い期間中、東北地方は陸奥と出羽の2国制であった。陸奥が磐城・岩代・陸前・陸中・陸奥の5国に、出羽が羽前・羽後の2国に細分されていわゆる7国制となつたのは明治元年12月7日の御布告書が出てからのことである(註5)。7国制になつてからの陸奥は今のは青森県の境域だけとなつた。そこで陸奥国といつても、7国制になつてからの陸奥と、古代に成立していた2国制の場合の陸奥とを区別する必要から、特に古代陸奥と称したのである。

古代陸奥国(辻要)における征夷開拓と新都(京都)造営とは桓武天皇治世における国家的二人政策であったことは延暦24(805)年の朝堂論争によって明らかである。

この論争は桓武天皇崩御のわずか3カ月前のことであるが、年の瀬も押し迫った12月7日、中納言藤原内麻呂が殿上に侍し、勅があつて参議藤原経嗣と参議皆野真道とが天皇の

古代陸奥国

桓武朝の二大臣策

## I 志波城の歴史的考察

政治評論をして争論した。緒嗣は「方今、天下の苦しむところは軍事（板橋註、征夷のこと）と造作（同註、新都平安京造営のこと）なり。この両事を併めなば百姓安からん」と主張した。天皇に対しては面をおかしての宣言である。

これに対して真道は異議を確執して譲らなかった。

ところが天皇は真道の主張をしりぞけ、緒嗣の論旨に賛意を表し、両事（東北征夷と新都造営）停廻に決定したのである。天皇はこのとき69歳の高齢であられた。『日本後紀』は「有識これを聞き（天皇の御裁断のこと）感歎せざるはなし」と讃辞を加えている。

天皇は翌年正月、健康がすぐれぬため廟朝し3月17日に崩御された。やはり『日本後紀』であるが、天皇一代の行績について「天皇、性至孝（中略）德度高峙、天姿巍然、文華を好まず、遠く威徳を照らす。宸巣に登りてより心を政治に勤み、内は興作（新都造営のこと）を事とし、外は夷狄を攘う。当年の贊たりといえども後世の頼みたり」（註6）と評言を加えている。

桓武治政の二大団策は征夷と新都造営であったことは以上によって明らかである。

註1 「今集解」仮寧令官人遺任条所引の「古記」に「山記云、及任居要、謂伊伎・對馬・陣奥・出羽是」とある。「古記」とは大宝令の注釈書である。「古記」のいわう「及任居要」の5字は大宝令文にあったものであり、これが養老令にも継承されたことは、養老令の仮寧令官人遺任条にもみえているので明らかである。

註2 「唐律疏議」卷28捨亡律に「諸在宗無故亡者、1日笞50、3日加1等、過杖100、5日加1等、更に官加1等」とある。

註3 「続日本紀」和銅5年9月条、同宝亀11年3月条、同5月条、「三代格」所収延暦5年4月19日太政官謹奏、『日本紀略』延暦19年11月条、同弘仁2年12月条など。

註4 井上通泰『上代歴史地理新考——東山道——』306~337頁、昭和18年。板橋跡・佐々木博廉『古代石城石背向国鑑定年代一考』岩手大学学芸学部研究年報第20卷、昭和37年。

註5 『岩手県史』第6巻12頁、昭和37年。

註6 『日本後紀』大同元年4月7日条。

## (2) 桓武朝の征夷開拓

肥沢城・志波城が坂上田村麻呂によって古代陸奥国に建設されたのは桓武朝においてであった。

陸奥国征夷開拓は、奈良朝までは北上川孤禅寺狹窄部以南すなわち今の宮城県までであり、それまでの城柵の大部分は宮城県内である。北上川孤禅寺狹窄部以北の流域平野すなわち今の岩手県内の征夷開拓は、奈良朝の末から平安初頭にわたる時期である。そして弘仁4年(813)文室綿麻呂の徳丹城建設をもって古代陸奥の征夷開拓は一応の決着となるのである(註1)。

これから、桓武朝の志波城建設にいたるまでの概要を摘要してみることとする。

### 延暦3年次計画

宝亀11年の征討軍が不得要領のままで帰還した年、光仁天皇は崩御された。天応元年（781）の12月である。翌年は延暦元年で桓武天皇の治世第1年である。征夷開拓は未解決のまま桓武朝の課題として継承されたのである。

しかし閏正月氷上川越の謀反事件、3月に三万石・山上船主等の不穏、6月には左大臣藤原魚名の免官事件がおこるという険悪な情勢で、直ちに征軍を動かすわけにはいかないのである。しかも辺境では宝亀11年（780）伊治岱麻呂の反抗<sup>アヤシ</sup>によっても知られるように兵力強化が絶対要件となっていた。

そこで延暦2年、辺境将吏の綱紀肅正と兵制改革に着手した。4月には、坂東諸国から鎮所に運送した稻穀を横領し軽物に換えて京に送り「苟しくも恥ることなき」腐敗辺境将吏と、鎮兵を使役して私田を經營する辺境吏に対しては革法をもって罰することとした。6月には次のように勅をくだし兵制改革に着手した。「蝦夷の反抗はまだ止まない。練兵教卒して辺境を防がねばならぬ。しかるに坂東諸国の半役につくものは劣弱で戦闘にたえない実情である。即ち坂東8国に仰せて、有位者の子弟で官職に就いていないもの、郡司の子弟、浮浪人などのうち兵士たるに堪える者を団ごとに500人から1,000人を選抜し用兵の道を誓わせよ。」

綱紀肅正と兵制改革

翌3年2月、持節征東將軍を任命したものの、前回の失敗にかえりみて軽々に出動することもかなはず、また兵制改革の実績もまだ充分でなかったので、未遂のまま征軍編成を解いてしまった。

### 延暦8年次征夷

延暦5年8月に征夷計画を策定し、軍事行動開始は同8年3月であるから、準備に慎重を期したことと能動的意欲が充分にあらわれている。動員計画は次のとくであった。

動員地域 東海、東山、坂東の諸國

兵種 歩兵、騎兵

兵員数 52,800余人

策定（延暦8年）3月を限り多賀城に集結

動員対象 イ 辺境征駆経験者にして熟位を帯する精兵

ロ 常陸國の神賤

ハ 弓馬に堪える者

備考として、この動員計画に違反する国司に対しては斬罪をもって臨むという峻烈な方針を表明した。

7年12月、征東大將軍紀古佐美の出発にあたり「坂東の安危、この一舉にあり、將軍宜しくこれ勉めよ」という勅書をもって激励した。

8年3月、朝廷では征夷軍興を告げるため伊勢神宮に奉幣した。征夷のため神宮奉幣が正史にみえるのは、これが最初である。このような決意と準備のもとに征夷が決行された。

伊勢神宮奉幣

8年3月28日、渡河して衣川（今岩手県胆沢郡と同西磐井郡との郡境をなす川、関山

## I 志波城の歴史的考察

中尊寺の北)の線まで進出したが、征軍は衣川で膠着してしまう。5月12日、政府は北進せよと督促した。

### 戦況報告

6月3日報が朝廷に達した。これによれば征討目標は胆沢攻略である。戦死25人(別將1名・進士4名を含む)、矢による負傷者245人、溺死1,036人、裸身生還者1,257人。敗戦報告であった。

6月9日、また戦況報告が到着した。戦況報告ではあるが、結論は征討中止意見書である。長文であるので要点を摘記する。

イ 今次征討の目標地胆沢は、頑強な「賊奴の奥区」である。

ロ 子波・利我の地は胆沢の更に北に「僻して深奥にある」賊の地域である。

ハ 飛造塗より衣川營までの行運日程は順調に進んでも4日かかる。

ニ 衣川より子波までは順調に進んだとしても6日と想定される。

ホ 戰闘部隊総兵力は27,470人で、動員予定兵力52,800人の5割2分にしかあたらない。

ヘ 征軍兵士1日の軍糧は当時の目安で2升(今の約6合)である。

ト 征軍は軍行動にあたり糧を携行し、その量は1人当たり2斗2升2合強である。

チ 以上を要約すると、賊地は北に偏して遠く征討困難、従って食糧輸送も困難。賊奴の戦法は出没自在で征討は短期成就の予想がちがう。時節はすでに農耕期に入っているので戦闘続行に無理がある。故に能動的先制征討軍態勢を解き受動的防禦態勢に転換すべきである。

この征討中止意見に対し政府は「まさに知る、將軍等兎賊を畏懼して逗留」するものとみなし「それ御出で功なきは良将の恥るところなり」進軍すべし、と督撃した。

それで征軍は勅命に従って胆沢を討った。その報告は7月10日政府に到着した。しかし政府は満足しなかった。理由は7月17日現地將軍に下した勅に詳しく述べている。要点を摘記すると

イ 賤果は新首89級であるのに、官軍の損害は死亡1,000余人、傷害2,000人で、損害が戦果をうわまわっている。

ロ 計伐を終って本當に帰還したとのべているが、「遅り出る日の日、兎賊追侵すること唯だ一度のみにあらず」すなわち再三追撃をうけている。追撃をうけるような帰還ぶりでは凱旋とはいえない。

ハ 従ってこの度の報告は「これその浮説、まことに實に過ぎたり」として、報告の虚偽を指摘し、「凡そ凱表を獻するものは、賊を平らげ功を立てて然る後に奏すべし」と戒め、征討中止意見を却下した。

延暦8年次の征夷は宮城県北まで進み、わずかに岩手県南部の衣川線まで進出したが、胆沢の夷族に敗退したのである。

以上のとく、格別の成果を認めぬまま9月8日に將軍紀古佐美は節刀を返した。今次征討もまた失敗に終ったのである。前回(延暦3年次)は未遂、その前(宝亀11年)は不得要領、そのまた前(宝亀8年)も不首尾、光仁朝以来不首尾の連続である。

9月19日、今次敗戦責任者の喚問がおこなわれて「並に皆承伏」した。敗戦の当然の結論として次の征討が準備されるのである。

## 延暦13年次征夷

前後3年10ヶ月の長期にわたって準備がなされた。かかる例は従来まったくなかったことである。

長期にわたる征夷準備

すなわち延暦9年閏3月、駿河以東の東海道諸国と信濃以東の東山道諸国に革甲2,000領を3カ年内に造るべきことを命じ、『続日本紀』はその目的を「蝦夷を征せんがためなり」と特記している。同月、相模以東の東海道諸国と上野以東の東山道諸国に備14万石の乾備を命じ、これまた「蝦夷を征せんがためなり」と特筆している。10月、さらに左右京・五畿内・七道諸国の国司等に命じて、土民浪人主臣御使を諭せずその財産を調査し、能力に応じて甲を造らしむることとした。このときの太政官奏旨は、かかる措置をとらざるをえなくなった理由を明快に述べている。

すなわち坂東諸国においては、強健なる者は「筋力を以て軍に供し」弱者は輸送を担当し、いずれも征戦に疲弊している。しかるに「富饒の輩は頑るこの苦を免れて前後の戦にその労をみず。(中略)普天の下、同じく皇民というも、事を擧げるに至って何ぞ惧に勞することなからんや」とある。今次征夷が一応の成果をあげることができた理由の一つとして、このような面に考慮を払いつつ準備したことを指摘できるのである。

延暦11年には対夷柔策と、夷族間の内部抗争が顕著となっている。これは注目すべきことである。

対夷柔策の積極化

斯波村の夷胆沢公阿奴志己と伊治村の仔とが対立し、斯波村の夷は使者を国府に派遣し、伊治村の仔の非行を訴え「願くば彼の逮捕を制し永く(斯波より国府に至る)降路を開かんことを」請願している。延闇という用字法からみると、内部抗争は武力行使の段階にもおよんでいたらしい印象をうけるし、降路を開いてくれというのは、伊治に対して武力討伐を加えてくれという婉曲な表現のようにも受けとれる。ここに征軍の乗すべき間隙ができるわけである。ここで注目すべきことは、田村麻呂が伊沢城の前衛基地として志波城を斯波村に築営するにいたった理由の一端を見ることができるということである。斯波村は国府側と親近関係にあったのである。

同年7月以降、対夷柔策が積極化する。夷爾散南公阿破蘇の人京を許し「宜しく路次の国は壯健なる軍士300騎をえらび國界に迎接し、専ら威勢を示すべし」と令している。純然たる対夷柔策というよりも示威的な点もあるが、10月には陸奥の俘囚2名を外從5位下に叙し、「類聚国史」にはこのことを「外虜を懲くるなり」と特筆してある。

同11月には、先に入京した阿破蘇等を朝堂院において賜応し位階を授けたが、この場合も「類聚国史」には「以て荒を懲くるなり」と附記している。このとき特に宣命をも賜っている。夷族に対する宣命が正史に伝えられているのは、これが初見である。

今次征軍は軍監16人、軍曹58人、兵士10万。辺境征夷は和銅2年(709)以来11回を数えるが、このときが最大の動員数である。

征夷経過

征戦は延暦13年の春時から10月頃までで、6月には勝敗の帰趨を決定する大勝を収めた。10月28日、征夷大使は勝報を奏上した。翌14年正月、征夷大使は箭刀を返進して征戦は終結した。

**坂上田村麻呂の登用と武功****田村麻呂の登用**

延暦13年次征夷の征夷将軍達は5名であった。『続日本紀』延暦10年7月13日条に

「從4位下大伴宿祢弟麻呂を征夷大使となす。」

正5位上百済王後軒

從5位上多治比真人浜成

從5位下坂上大宿祢田村麻呂

從5位下巨勢朝臣野足

を並びに副使となす」

とみえている。これが副使として始めての田村麻呂の登用であった。

同11年閏11月、大伴弟麻呂許見し現地下向。副使田村麻呂は翌12年2月、許見し現地下向。今次征討將軍は正副計5名であるのに『日本紀略』は以上の如く2名の許見しか記していない。これは『日本紀略』が他の3名を省略したのではなくて、実際に他の3名は辺境に在住していたからである。百済俊哲は10年9月以降下野守兼鎮守府將軍として、巨勢野足は8年10月以降鎮守副將軍として、そして多治比浜成は9年3月以降按察使兼陸奥守として陸奥にあったので、改めて許見の要はなかったのである。『日本紀略』の征夷關係記事の史料としての信憑性を吟味する意味で、重要な手掛りとなるので敢てここに附言しておく次第である。田村麻呂が沮沢・志波の2城を築造したとみなされる延暦21年・22年の記事は正史『日本後紀』に欠落しているので、どうしても『日本紀略』に依拠しなければならないからである。

**田村麻呂の武功**

今次延暦13年征夷の正・副將軍5名のうち田村麻呂以外の4名は既に辺境に経験を有する有能な人物であった。

○大伴弟麻呂は既に延暦3年次征討の際は副使となっている。大同4年、79歳で歿しているから、このときすでに61歳の高齢であった。弟麻呂の子勝雄は天長年中陸奥守となり按察使を兼ね、「資性寛簡にして、隱密を許かず、家風清廉にして、貨利を近づけず。出でて戎事を總べ、入りて禁兵を典る。時論、勝雄は、才学に乏しと雖も將帥の器ありと称せり」(註2)と評された人物である。弟麻呂の家は武人の家であったのである。

○百済俊哲の伝は『大日本史』にも載されている。宝亀5年の征夷軍功により勲6等、宝亀7年8年の征夷軍功で勲5等、累進して從5位上・鎮守副將軍となり、宝亀11年の征夷では包囲をうけたがこれを破りその軍功により正5位上勲4等に叙された。延暦6年閏5月、鎮守將軍後軒は「事に坐し日向権介に左降」されている。理由は不明である。左遷後、4年にして召還され、延暦13年次征夷の副使となつたのである。鎮守將軍・勲3等・從4位下にいたり延暦14年に死んだ。辺境に一生の大部分をすごした人物であるが、俊哲の女貢命は嵯峨天皇の女御となり忠良親王を生んでいる(註3)。ここにおいて思いだされることは、俊哲が日向権介に左遷になる5カ月前に、王臣・一般人民が夷作と密貿易をし私利を貪ることを禁止していることである(註4)。

俊哲は辺境事情に明るかったので、彼自身でか或は延臣貴族密交易に関与するかし、そのために左遷となつたのではあるまいか。そうだとすれば、外官乃至辺境に一生をすごし

た俊智の娘が天皇の女御となるにいたった次第が諒解されそうである。桓武治世における辺境将吏庸正策の一端をここにみられる。

○多治比浜成はすでに延暦8年次征夷で副使として出征し、敗戦勘問の際にも浜成だけは戦功により勘問をうけなかった人物である。田村麻呂が兼越後守となった延暦9年頃には、浜成は按察使兼陸奥守であったから、辺境に関しては田村麻呂の先輩である。

○巨勢野足は延暦8年10月鎮守副將軍であり辺境事情に通じている。弘仁7年68歳で歿しているから、このとき43歳で田村麻呂よりも年長者であった。

以上の如き前歴経験を有する年長者のうちに、田村麻呂が最年少者として副使に加えられたのであった。

さて今次征討戦果は斬首457級、捕虜150人、獲馬85、焼却集落75。

『続日本紀』が完成し、その旨を上表したのは延暦16年2月であった。そのときの上表文が『日本後紀』に収められている。このうちに今次征討戦果について「伏して惟みるに天皇陛下……遂に行を渤海の北におよばし、邪穢も心を疑し、威を日河之東に振い毛狹を屏息せしむ」と記している。日河というものは延暦8年9月の敗戦喚問の詔にある「日上之漢」の日上にあたるもので、今日の北上川の北上を壮大な漢文表現したのが日河、伝統的宣命体で表現したのが日上である。さて、上表文は儀礼形式を尊んだいい方をしたものであるが、それにしても今次征討戦果をいかに高く評価していたかということがわかる。しかし、前述しておいたように征夷が連続失敗の直後であったので、対照的に今次征討戦果が過大に印象づけられたせいもあったのであろう。

そうであるにもせよ、卒直にいって、征軍10万を動員した代價が斬首457級では大成功といえるであろうか。地域的には何等北進していない。次期征討状態からみて、そのことは明らかである。紀古佐美がすでに指摘したことく「賊奴の奥区」(延暦8年6月)「木陸萬頃」(同年7月)の領地を支配するのではなければ成功とはいえない。胆沢支配ということは、宝龟8年征討以来、同11年、延暦3年、同8年と未解決のまま継承されていった政治課題であったからである。

かくして今次征討は一応衣川線まで進んだが、さらに次期征討が起らざるをえなかつたのである。すなわち田村麻呂の再登用である。田村麻呂は、今次征討で最高の活躍をなし頭角をあらわしたからである。

延暦14年2月、論功行賞があったが、詳細は明記されていない。しかし正・副將軍達の位階から想定してみると次の如くである。

○大伴弟麻呂 征東大使に任せられた時は從4位下である。從4位下になったのは10年正月(続日本紀)であり、14年には參議從3位と『公卿補任』にみえているから、これだけからみれば4階昇進の恩命に浴したとも考えられるが、実は3階昇叙であったのかも知れない。征東大使任命から行賞までは3年半を経過しているので、この間ににおいて從4位上になり、行賞の際は從4位上から從3位になったのかも知れない。そうだとすれば、延暦20年11月における田村麻呂の行賞昇進がそうであったよう3階昇進ということになる。

○百濟俊智 副使になった時は正5位上である。正5位上になったのは天応元年9月であって同時に勲4等も授けられた(続日本紀)。そして俊智の極位は從4位下勲3等であつ

論功行賞にみられる田村麻呂の軍功

## I 志波城の歴史的考察

たから(註5), 位階も職等も共に1階の昇進である。

○多治比浜成 副使になった時は從5位上であった。従5位上になったのは延暦3年12月で造當の功により従5位下から昇叙されたのである。論功後の所見がないので全く知ることができない。

○坂上田村麻呂 副使になったときは従5位下。従5位下になったのは延暦4年11月であ<sup>より</sup>安般親王(平城天皇)が皇太子となった祝事の時である。しかし14年2月に従4位下に叙されているから4階の大榮進である。

○巨勢野足 副使になったときは従5位下。『公卿補任』によれば「14・2叙正5下(越隣)」とあるから2階の昇進である。

史料が不備なため断言はできないが、昇叙位からみると田村麻呂は最高殊功者の1人であったことは認めるべきである。

そのために次の延暦20年次征夷では田村麻呂が最高責任者となって登場し、肥沃・志波両城造営となるのである。

### 延暦20年次征夷

#### 異例の邊要職兼帶

坂上川村麻呂が一身にして征夷大將軍・陸奥守・按察使・陸奥守・鎮守府將軍という邊要の要職のすべてを兼ねての征討である。こういうことは田村麻呂の以前にもないし以後にもない全くの異例である。田村麻呂に負荷された責任は重く、政府の期待も絶大であったのである。

そこで『続日本紀』以降田村麻呂までの間ににおける征夷最高責任者の邊要重職兼帶を表示すると次の如く、全く異例の要職兼帶であった。

第1表 征討最高責任者の邊要重職兼帶一覧表

氏名	大使・大將軍	按察使	陸奥守	鎮守將軍
巨勢麻呂	○	此時按察使 制なし	×	不明
多治比県守	○	×	×	×
藤原宇合	○	×	×	×
藤原麻呂	○	×	×	×
大伴駿河麻呂	×	○	○	○
紀広純	×	○	○	○
藤原継織	○	×	×	×
藤原小黒麻呂	○	×	×	×
大伴家持	○	○	×	○
紀古佐美	○	×	×	×
大伴弟麻呂	○	×	×	×
坂上田村麻呂	○	○	○	○
文室継麻呂	○	○	×	×

陸奥出羽按察使兼陸奥守に任じたのは延暦15年の正月25日。兼鎮守府將軍となったのは同年10月27日。そして征夷大將軍に任せられたのは翌16年11月5日であった。

さて、今回の事前準備に約4年を要している。これは最も長期にわたる準備であって、前後にこのような例はないのである。用意周到な措置であるが、これには次のとおり事情もあったのではないか。今次征討後間もなくのことであるが、前述しておいたように延暦24年に藤原経嗣と脅野真道との有名な政治論争がおこっている（第1章第1節桓武朝の二大政策）。この政論によって明らかのように、新都經營と連年にわたる征夷のため国家財政はその限界に達していたのであるから、逆説的ない方になるが征討準備は長期にならざるをえない事態に立ちいたっていたからではなかつたのか。

準備はまず15年10月の陸奥岡地方行政機構並びに行政事務の整備からなされた。その上級として国博士・医師の官位を少目に准ずることとし、陸奥多賀神に従5位下を授けた。11月には伊治城と玉造塗の間に駅を置き、「以て機急に備え」た。12月には陸奥の屯田地子を以後町別20束とし低率に抑制した（註6）。11月、伊勢・三河・相模・近江・丹波・但馬から婦女2名ずつを陸奥に遣し養蚕を教習せしめ、また相模・武藏・上総・常陸・上野・下野・山羽・越後等から9,000人を伊治城に遷置した。民力の蓄積と警備の策である。出羽の養蚕策はすでに和銅7年2月にみえているが、陸奥の養蚕策はこの時が初見である。かなり後のことになるが『別聚符宣抄』所収天保2年（971）7月19日官符によれば、交易進上絹は尾張160匹、伯耆60匹、但馬80匹、上総100匹、常陸200匹に対して陸奥は3,000匹、出羽1,000匹とみえている。これをもって直ちに奥羽養蚕の盛行とみるわけにはいかない。交易負担の過大であったことを示すのであるかも知れないからである。しかし陸奥に養蚕が導入されていたことは注目する必要がある。

16年11月征夷大將軍任命。ここにおいて今次征討の責任は、あげて田村麻呂に負荷された。節刀を賜ったのは20年2月であるから、それまでの期間、征討準備の責任も併せて委託されたであろう。翌17年6月、陸奥國官員が、按察使1、その記事1、守1、介1、大掾1、少掾1、大口1、少口2、博士1、医師1、史生5、守の僚佐2と明文化された。

田村麻呂が清水寺を建立したということは周知のところである。『吉安鏡』承久2年4月3日条に清水寺の本堂焼失に因連して「当寺は、桓武天皇の御宇延暦17年戊寅7月2日、大納言田村麻呂私宅を壊ち渡して草創すと云々」があり、『扶桑略記』抜萃の延暦17年7月2日条にも「縁起に出づ」として同様のことを記している。人任を負荷された田村麻呂としては信仰上からも又大任成就祈願の上からもこの年にかかる事はありそうなことである。

この年の6月、相模・武藏・常陸・上野・下野・出雲等の帰降夷俘に対し「帰朝をならしむる」ために時服禄給を与え行したことも征夷準備に関係がありそうであるし、翌18年2月陸奥國新田郡の百姓乃削削虎麻呂と妻丈部小広刀自女等を「久しう貳地に住し能く夷語を習う。屢々謾詛を以て夷俘の心を騒動せしめた」などにより日向に流したものも、対蝦夷治安維持策としてとられた征討準備の一環をなすものであろう。

18年3月、郡制区画の統廃合をし高田郡を色麻郡に併せ、讃馬郡を新田郡に、登米郡を小比郡に併合した。集約の重点主義行政の表明であろう。

同年12月、陸奥守・吉吉弥侯部黒田、その妻吉吉弥侯部田莉女、吉吉弥侯部保昌、その妻吉

長期にわたる事  
前準備

## I 志波城の歴史的考察

弥侯部留志女等を「未だ野心を改めず賊地に往還す」というので土佐に配流した。

延暦11年頃を起点として対夷懲柔策が強化され(第1章第2節3項懲柔策の積極化),その線に添うて陸奥国人にも新に賜姓し,その歓心を得るほかに19年5月には「帰降の夷俘は各々城塞を守り,朝參あい続き出入まことに禁し。それ荒を耕らすの道は威と徳とにあり。もし侵食せざれば恐らく天威を失わん」との理由から「今,夷俘の食料,充用足らず,伏して誘う,30町を領し以って補用にあてん」と陸奥国が旨上し裁可されている。

同年10月,征夷副將軍の任命があり,11月にいたり「征夷大將軍・近衛權中将・陸奥出羽按察使從4位上兼行陸奥守・鎮守將軍」である田村麻呂を遣して諸国の夷俘を検校させた。この時の田村麻呂の肩書を,『頌聖国史』も『日本紀略』も省略することなく共にこのように記録している。田村麻呂に期待すること大きく,田村麻呂の責任の重かったことが充分に察せられる。

**征討經過と成果** 延暦20年2月14日,田村麻呂は節刀を賜り,同年中の10月28日に節刀を返進している。

それで征戦はこの7か月のうちであることは明白であるが,『日本後紀』の19年正月以降22年12月までの記事が欠落しているので概況と戦果の詳細は不明といわざるをえない。

しかし大成功を収めたものであったことは,次のことから充分推察できる。

(1) 「日本紀略」延暦20年9月27日条に「征夷大將軍坂上宿禰田村麻呂等尊う。臣聞く云々,夷賊を討伏す」とある。

(2) 同じく「日本紀略」の同年11月7日条に「詔していわく云々。陸奥國の蝦夷ら,時をわたり代を歷て,辺境を侵し亂りて,百姓をかすめ殺しぬ。ここをもて,從4位上坂上田村麻呂大宿禰らを遣して,ことむけおさめしむると云々。田村麻呂に從3位を授く」とあるので,伝統的宣命を賜って行賞している。

(3) 宣命のあった同日をもって田村麻呂は非參議に列している。

(4) 田村麻呂が從4位上から3階躍進して從3位になったのは篤い恩命に浴したものである。『續日本紀』以降の最高責任者の征夷による行賞を表示すれば次の如くである。

第2表 征夷最高責任者の行賞位階昇叙表

人名	行賞前位階	昇叙年月及び昇叙位階	越階数
巨勢麻呂	正4下	和銅4・4 正4上	1 階
多治比県守	正4下	養老5・正 正4上	1 階
藤原宇合	正4上	神亀2・閏正 従3	1 階
藤原麻呂	從3	ナシ	
大伴駿河麻呂	正4下	宝亀6・11 正4上	1 階
紀広純	正5下	宝亀9・6 従4下	2 階
藤原継繩	從3	宝亀12・9 正3	1 階
藤原小黒麻呂	正4下	宝亀12・8 正3	3 階
大伴家持	從3	ナシ	
紀古佐美	正4下	ナシ	
大伴卯麻呂	? 從4下	延暦14・? 従3	? 3階
坂上田村麻呂	從4上	延暦20・11 従3	3 階
文室綿麻呂	正4上	弘仁2・12 従3	1 階

大伴弟麻呂の行賞昇叙は、果して從4位下から從3位になったのかどうか、この点については疑義のあることは、第1章第2節4項大伴弟麻呂条において既述しておいである通りである。

要するに田村麻呂の位階昇叙から、今次征討の成功を認めることができる。

- (5) 「公卿補任」によれば、田村麻呂と同日をもって巨勢野足（邊境歴戦者）と三諸綿麻呂（文室綿麻呂のことである）もそれぞれ2階昇叙している。今次征討に關係しての行賞であろう。このことも今次征討の成功を裏付けることになる。
- (6) 『日本紀略』延暦21年正月7日条によれば、この日をもって陸奥國の三神にそれぞれ神蹟を加えておる。「征夷將軍が靈験を奏上したからである」と理由をのべたからである。
- (7) 結果論になるが、今次征討の翌年正月9日には田村麻呂は「造陸奥國脇沢城使」になっているし、さらにその翌年（延暦22年3月6日）には「造志波城使」として辞見し現地に下向している。そしてこの期間は、征夷大將軍ではない。このことから考えると、今次征討において、年來の課題となっていた「賦役の奥地」「水陸萬頃」の耕作の地と、「僻して深奥に在る子波」を鎮定したので、その確保のため21年に「造陸奥國脇沢城使」となり22年には「造志波城使」となったのである。脇沢・志波の鎮定は今次における戰果であった。

田村麻呂が今次征討を終了して節刀を返進したのは20年10月であり、その後再び征夷大將軍に任命されたのは23年正月であったことは明白である。

いよいよこれから脇沢城・志波城建置となるのである。これが今次征討の最大の成果であった。

註1 板橋源・佐々木博康、『陸奥国守丹城——岩手県紫波郡矢巾町所在——』、岩手県教育委員会文化財調査報告第20集、昭和47年3月。

註2 木戸の『大日本史』卷122、列伝第49。

註3 『続日本後紀』承和元年2月条。

註4 『二代格』延暦6年正月21日太政官符。

註5 『文館実錄』仁寿元年9月条。

註6 『続日本後紀』承和元年2月条。

註6 板橋源「鎮守府備屯田考」、岩手史学研究21号、昭和31年。

### (3) 脇沢城建置

#### 建置の年代

脇沢城が築営されたと想定されるころの正史である『日本後紀』には欠落があり、延暦19年正月から同22年12月までの部分も伝わっていない。欠落前に、わずかに引用された部分が『日本紀略』・『類聚国史』・『公卿補任』などに逸文として伝えられているにすぎない。

## I 志波城の歴史的考察

### 「日本紀略」の記事

ところで、胆沢城築営関係記事としては『日本紀略』延暦21年条に  
「正月丙寅（9月），遣從3位坂上大宿御田村麻呂，造陸奥国胆沢城」  
とみえているだけなので、このとき胆沢城が完成したという意味なのか、それとも築城に  
着手したというのか、それともまた築城計画を策定したというのか必ずしも明確ではない。  
もしも、延暦21年正月に胆沢城が完成したという意味でないとするならば、それでは胆  
沢城が完成したのは何時であるのか、という新しい問題が起つてくることになるし、さら  
に志波城築造年代とも密接に関連してくるので、田村麻呂の動静と道嶋御橋の陸奥国大國  
造任命問題などから、考証してみることとする。

### 田村麻呂の動静

まず延暦19年から同21年正月までの田村麻呂の動静をみると、陸奥に在って築城にあた  
った明証は全くみあらない。すなわち、19年11月には諸国の鬼附を検査しているし、翌  
20年は征討に忙殺されている。20年2月に筋刀を賜わり、やがて現地に下向し9月にいた  
って征討経過を現地より奏上し10月に征討を終り入京、11月職功により3階躍進の昇叙を  
うけている。であるから21年正月の記事は、このとき胆沢城築営計画が朝議決定しその後  
高責任者として田村麻呂が任命されたことを意味するものと解釈するのが妥当である。正  
月という東北地方の積雪期からみても、この時は築城完成とはみなしがたい。  
さらに、正月のこの記事は胆沢城の完成を意味するものでないことは、同年4月にいた  
っても田村麻呂の官職は「造陸奥国胆沢城使・陸奥出羽押察使從3位」であったことが『類  
聚国史』と『日本紀略』にみえているので明らかである。

であるから同年正月11日に陸奥・甲斐・相模・武藏・上総・下総・常陸・信濃・上野・  
下野等の諸国の浮浪人4,000人を「配陸奥国胆沢城」（日本紀略）というのも、完成した胆  
沢城に移配したのではなくて、これから着工するため一般労働者である棚戸の徵募割当計  
画を策定したことを示すものである。おそらく4月には田村麻呂は現地に赴任してい  
た。

### 道嶋御橋

現地にあって田村麻呂に協力し築城の実務にも当り功績のあったのは鎮守府軍監道嶋御  
橋である。かくして胆沢城は年内に完成し、その功により御橋は12月8日、陸奥国大國造  
に任せられた。こう述べただけでは論証を欠くので、暫くここにいう陸奥国大國造につい  
て要點だけを摘要する。

### 陸奥国大國造 (註1)

大國造は陸奥における伝統ある最大の国家的荣誉であった。陸奥における国造または大  
國造は国家危急の際、軍功ある者に対して多く与えられたものである。

元来、道嶋は陸奥の名族である。道嶋族のうち最も史上にあらわれているのは島足であ  
る。島足は社鹿部の人で「体貌は雄壯、志氣は驍武而強射に長じ」ていた。本姓は九子、  
天平勝宝5年（753）8月社鹿連と賤姓、時に大初位下であった。早くより郷閭を去り在  
京していたらしく、新賤姓の4年後即ち奈良麻呂の陰謀露見の際にも在京しており、田村  
麻呂の父茹川麻呂と共に奈良麻呂側から勇武人として注目されていた人物であった。はた  
して奈良麻呂の一件後8年、天平宝字8年（764）の恵美押勝逆謀のとき、茹川麻呂と  
共に武功をたて同年9月從7位上より一躍從4位下に昇進し官は授刀少将にすすみ且つ社  
鹿宿禰と新姓を賜わる破格の恩典に浴した。同10月、兼相模守、翌天平神護元年正月、駿  
2等功田20町を受けられた。ついで2月、授刀衛の機構改革により近衛員外中將となり、

のち間もなく姓を道嶋宿祢と賜わり（その年月は正史にみえないが、天平神護元年2月以降2年2カ月の間である）、1年を経て天平神護2年2月正4位下、同10月さらに正4位上と嵩進をかさね翌年即ち神護景雲元年（767）12月に陸奥国大國造となつたのである。これが大國造の初見である。島足が大國造になった契機は重大政変に際し武功をあらわしたことに対する恩命と、次にのべる伊治城完成の功勞によるものであった。

姓氏よりみて島足の同族と思われるものに道嶋宿祢三山がある。三山は天平神護元年（765）12月外從5位下となり、神護景雲元年7月陸奥少掾となる。同年10月伊治城が完成するにおよんで、その軍功を賞した勅のうち、特に三山の業績を讃えて「陸奥國の奏するところを見るに、即ち伊治城つくりおわることを知りぬ。始めてより畢に至るまで3句に満たず、朕甚だ嘉みす。それ危に臨みて生を忘るるは忠勇すなむらわる。綸を銘み命を遂ぐ、功それ早く成る。ただに城を築き外を制するのみに非ず、誠に皮を誠じ刃を安んずべし。もし衰進せんば何ぞ後徒を勧めんや。（中略）それ外從5位下道嶋宿祢三山、首として斯の謀を建て、修成築城す。今その功を美めて特に從5位上を賜う」とある。外位から從5位上という内位に入内することは無い恩典によるものである。この恩賞があつてから2カ月後に陸奥国造に任せられたのは、伊治城築営の軍功によつてである。

ここで附言しておきたいことがある。前述したように島足が大國造に、そして三山が国造になつたのは同月同日であるということである。おそらく両名は同族、しかもごく近い関係の縁者とみなして誤りあるまい。島足は三山と同族の族長であり、すでに忠良押勝の1件に武功をあらわしており且つ伊治城完成にも直接にか或は間接にか関与することがあったのであろう。そのために、この時三山といっしょに族長島足は大國造に、そして三山は国造に任せられたのであろう。

本来、国造制は大化以前のものであるが、しかしながら大化以後といえども存続していた。陸奥に限つたものではない。ところで、奈良朝において国造になつたものについて、国造に任せられるにいたった直接契機の明らかな事例をみると、国家危急に際し殊功ある場合に著しく目立つてゐるのである（註2）。

ここで筆を道嶋御橋の大國造任命問題に戻すことにする。奈良時代から平安初期にかけて、国造任命の事情は大略性<sup>2</sup>のごとくであった。そして大國造というものは他国には全くなくて邊境に限つたものであり、破格の榮誉であったのである。このことは、胆沢城建設は延暦21年内であったことを想定せしめる有力な根拠でもある。

さらにこの想定を裏づけるのは『日本紀略』によれば、翌年2月に越後国の米30斛・塩30斛を「造志波城所」に送るとあり、さらに同年3月には「造志波城使」田村麻呂が辞見現地に下向していることである。これは前年中に胆沢城が竣工していたことの傍証となる。

胆沢城は延暦21年内に竣工したことの間接的傍証はまだある。それは東北辺境に造営された諸城櫓のうち、建設期間または完成した季節の明らかな例から類推することである。

(1) 『続日本紀』天平宝字3年9月条によれば、陸奥の桃生城と出羽の雄勝城は「春月より秋季に至つて」竣工している。工事が越冬して2カ年にわたつたものではない。年内にしかも秋季に至つて竣工している点に注目しておきたい。

## I 志波城の歴史的考察

- (2) 伊治城の場合は、道嶋三山の業績をのべた箇所でふれておいたように、特別迅速に竣工した異例であるので、ここに引例するのは適当でないかも知れないが、「三旬に満たず」して竣工したとある。現存の『続日本紀』の「三旬」というのは果して正しいのであろうか。あまりにも工程期間が短かすぎるように思われる。誤字誤写誤伝あるいは脱字等があるのかも知れないが、疑を存しつつも暫らく従っておくことにする。「三旬」は「三四月」の草書体の誤写誤伝か。それはさて括くとしても、越冬して2カ年にわたったのではない。しかも竣工期は9月か10月である。
- (3) そもそも、敵地において築城工事が越冬して2カ年にわたるということは近頃最前线の夷族接壤事情からみても至難なことであるし、積雪寒冷地域である北上川中流平野の風上からいっても至難である。明証のある限りにおいては、辺境築城で積雪期を越して2カ年にわたったものは一つも見あたらない。
- 要するに、胆沢城は延暦21年正月に築營計畫が策定され、おそらく4月頃までは造営実図作成として田村麻呂が下向主宰し、陸奥の名族道島御船がこれに協力して年内に竣工したものと考定されるのである。

### 位置と立地条件

志波城について述べようという本稿において、胆沢城の位置とかその立地条件をここに述べるということは如何にも正確なようにみえるが、今回志波城の遺跡を確認するにいたるまでの有力な指標となったのは戦後の胆沢城跡の発掘調査であったのである(註3)。

さて胆沢城の位置について最も古く明記してあるのは周知のごとく『倭名類聚抄』であって

「陸奥國 国府在宮城郡

鎮守府在胆沢郡」

である。ここに鎮守府というのは胆沢城のことである。これによって城は胆沢郡にあったことは明らかであるが、いつ頃からか、その位置については胆沢郡内でいろいろの説が伝えられるようになった。その主な説は

- (1) 胆沢郡佐倉河村大字宇佐の方八丁(現在水沢市)説。  
(2) 同郡小山村字方八丁(但し方八丁と書いて「カッコ」と慣称している。現在胆沢村に合併)説。  
(3) 同郡古城村字中畑(現在前沢町に合併)説。  
(4) 同郡金ヶ崎町字裏小路説。  
(5) 同郡永岡村字上宿百間(現在金ヶ崎町に合併)説。

これら5説のうち、もっとも詳述されているのは(1)佐倉河村の方八丁説で、明和9年(1772)の自序ある伊達藩の儒者山辺希文の『仙台封内風土記』や安永5年(1776)7月の『風土記用書出』(水沢市佐倉河字宇佐の高橋直三郎氏所蔵)がそれである。

(2)(3)小山村説・(3)旧古城村説・(4)金ヶ崎町説は、それぞれの土地における単なる伝承にすぎない(註4)。さて、擬定地5説のうち、古くから著名であったのは(1)佐倉河の方八丁説であったが、明治38年になってから(5)永岡村百間説が一時有力視されるようになった。

これは故原秀四郎博士の所説によってである(註5)。

しかし、(5)永岡村百画説に対して批判説が権頭し(註6)、大正11年10月12日内務省告示第270号をもって(1)佐倉河方八丁が国史跡に指定されるにいたって落着をみた。

現在肥沢城跡は、北より南流する北上川とこれにはば西より直交する肥沢川との合流地点の南岸に立地している。即ち東は北上川に、北は肥沢川に接し、西は遙かに奥羽山系の駒ヶ岳(1,130m)・経塚山(1,172m)・焼石岳(1,348m)が連峰し、南方は衣川にいたるまで、まさに「水陸萬頃」の地に位置する。展開する一帯の沃土は純然たる平坦地で水利の便が極めてよく農耕適地である。したがって遺跡の大部分は水田化し、所々に畠地を存し、その間に農家が点在しているにすぎない。であるから、城跡は一望の平地であって、周囲の地平面からみると比高はゼロである。こういう立地条件が志波城跡を発見するに当たり有力な指針となったのである。

註1 板橋源『陸奥国大國造考』岩手大学学芸学部研究年報第4卷、昭和27年。

註2 ○事例A

天平勝長9年(757)奈良麻呂反謀のとき殊功のあった者が国造になっている。

奈良麻呂の反謀を最初にあげたのは上道臣安太都で當時中宮の中衛舍人であった。

安太都是功により旬日にして從8位上から躍進4位ドとなり(道嶋島足の昇叙の場合と同じである)、姓を朝臣と賜わった(島足にも新賜姓があった)。

ひきつづき舍人から少将にすすみ、さらに吉備國造となつたのである。この年の12月には、令の上功にあたる功田20町を賜わり三世に伝うべきことが許された(島足の功田も20町であった)。

安太都の国造任命は、逆例の一級政務において治績をあげたからではなくて、干戈にうったえようとした政変を未然に防止したという非常の場合の殊功によるものであった。

○事例B

道嶋島足が大國造に、同三山が国造になったと同時に武藏宿禰不破麻呂が武藏國造になっている。不破麻呂は本姓丈部底、本貫は武藏國尾立郡で、仲麻呂一件に殊功をたてた。国造になった経緯は島足と全く同一で武功によるものであった。

○事例C

和氣清麻呂は『続日本紀』延暦7年条によれば「6月癸未、美作備前・由由佐中大夫從4位上兼招津大夫民部大輔和氣清麻呂」と記されていて、このとき美作備前二國国造であったことがわかる。『日本後紀』によれば、清麻呂が歿した延暦18年2月乙未条にも「贈正3位行民部卿兼造官大夫美作備前国造和氣朝臣清麻呂」とある。国造は终身制であった。

ところで、清麻呂が美作備前二國の国造となった年月は正史に明載を欠くが、『日本後紀』延暦18年2月条の清麻呂伝に

「(清麻呂) 据米上疊羅状、詔以佐渡良等4人(板橋註、清麻呂の高祖父佐渡良・曾祖父波伎豆・祖父祐奈・父乎麻呂の4人のことである)並清麻呂、為美作備前二國国造」

## I 志波城の歴史的考察

とあることと、『続日本紀』宝亀元年9月条に「和氣清麻呂と広虫をそれぞれ備後と大隅より徵して、京師に詣でしむ」とあることによって、道鏡の非望を破壊した殊功により、宝亀元年9月流刑地から帰還して間もなく両国国造に任せられたものと考えられる。

2カ国の国造になるという異例が何故におこったかというと、清麻呂の先代4人の墳墓は美作備前両国にわたってあったし、さらにその遠祖弟彦王が新羅遠征と並びに忍能別皇子の逆謀誅滅との二功によって賜った藤原県も、この頃には美作備前両国にまたがっておったという特殊事情によるものであった。

道鏡の非望をしりぞけた殊功により、清麻呂当人のみならず既に放入となっている父・祖父・曾祖父・高祖父の4人をも国造に任じたということは、国造の國家社会的榮養性を明確に示しているものである。

註3 斎藤忠・田中喜多美・板橋源『胆沢城跡——水沢市所在——』岩手県教育委員会文化財調査報告第4集、昭和32年、吉川弘文館。

註4 佐藤長三郎『鎌守府八幡宮と胆沢城址』10頁、大正14年。

註5 『官報』第671号（明治38年11月21日付）に原秀四郎博士の「学位記」があり、そのうちに「胆沢城址ヲ胆沢郡永岡村大字永栄字上宿百間ニ於ケル古城址トナシタル（中略）如キハ有力ナル学説ヲ立テタルノ例ナリ」とみえている。さらに、同博士の『日本国史地圖』（明治39年）第2面においても永岡村としてある。その後、菊池仁助氏が『奈良平安時代の奥羽経営』（大正4年）において原秀四郎博士の所説にしたがっている。

註6 菅野義之助『胆沢城址に就きて』岩手学事叢報第1019号、大正5年11月30日。

## 2 志波城の成立

### (1) 建置の年代

#### 『日本紀略』所見の志波城

延暦20年次征夷の成果として、その翌年胆沢城が田村麻呂によって建設され、さらにその翌年延暦22年に志波城が田村麻呂により建設された。

しかし正史である『日本後紀』のこのころの部分が欠落しているので、その詳細については知りがたい。僅かに『日本紀略』延暦22年条に

「2月癸巳(12日)、令越後国米30斛、鹽30斛、送造志波城所」

「3月丁巳(6日)、是日、造志波城使從3位行近衛中將坂上田村麻呂詔見、賜彩帛50疋、総300匁」

とみえているだけである。

これによれば、22年の年初に志波城築造計画が策定され、この計画にもとづいて2月には造志波城所に米鹽を運送することを朝議で決定し、3月に坂上田村麻呂が造志波城使として

跡見下向したのである。

染營計画の策定が年初であることは胆沢城の場合と同じである。このように志波城築営が発足した時期はほぼ知ることができるが、完成の時期については正史が欠落しているのみならず逸文も全く伝わっていない。しかし、22年中に完成したと考えられる間接的傍証が3点ほどある。

### 延暦22年完成の傍証

間接的傍証の第1点は、東北辺境における城柵のうち完成期の明らかなものから類推することである。すでに第1章第3節1項でのべておいたように、陸奥の桃生城と出羽の雄勝城は「春月より秋季に至って」完成している。また、伊治城の場合は「三旬に満たず」してその年の9月か10月頃に竣工している。知りうる限りにおいては越冬して2カ年にわたった築城例は全くみあたらないのである。

胆沢城の完成時期は正史に明証がないでの考証の結果であるが、鎮守府がおかれ征夷開拓の大本拠となつたほど重要な地盤としておもつ年内の完成であったので、志波城も22年内の完成とみなしては誤りではなかろう。志波城築営計画の策定は胆沢城と同じく年初であり、造城使が跡見し現地に下向した時期とともに融雪迎春期であって、これらの類似点は、如上の想定を裏づけてくれる。

傍証の第2点は、「日本後紀」延暦23年5月条に「癸未(10日)陸奥国青う、斯波城と胆沢郡とは相去ること162里、山谷峻嶮にして往還に艱多し。郵駅を置かずんば、恐らくは機急に關けん。伏して請うらしくは、小路の例に准じて一駅を置んことを。これを許す」とある記事である。ここにいう小路の例とは厩牧令に、駅は原則として30里ごとに置き、駅馬20匹を常備するのが大路、10匹は中路、5匹は小路とあるものである。さて、この記載によれば23年5月にはすでに志波城は完成していたものごとくである。但し、東北辺境の城柵の例をみると、築営予定の城柵をも何々城とか何々柵とよんでいる場合があるので、厳密な意味では「日本後紀」延暦23年5月条の記載をもって確証とはなしがたい感がある。さらに論証を必要とする。それが次にあげる傍証の第3点である。

第3点は、田村麻呂の官職からの論証である。田村麻呂は23年3月には造志波城使とみえているが、その翌年志波城と胆沢郡との連絡路整備のことがあった5月から約3カ月後の8月には兼職であるが造西守長官として在京している。そして用務のため和泉・攝津両国に派遣されている。そしてこのときには、もう造志波城使ではなくっている(註1)。「公柳補任」によれば田村麻呂が兼造西守長官になったのはこの年の5月であるから、この頃に帰京していたのであろう。もしもこの頃に本だ志波城築造中であったとするならば、工事中途にして造西守長官に任命されるはずはないし、ましてや帰京しているはずはないのである。

これを要約すると、23年の5月には既に志波城は完成していたとみなさなければならぬことになる。そもそも積雪期の志波城築造予定地域において、工事中途にして越冬するなどということは非常に無理である。殊にも陸奥最北最前線基地として築営される城であるから、越冬工事など殆ど不可能に近い。陸奥の気候はそのころ「当國の体たるや10月

## I 志波城の歴史的考察

以後は寒気株に甚しく、風雪に屢々水害を被る。(註2)とみなされていたし、出羽国とともに「秋天雪多く、このときには營壘も持みがたし。(中略)このとき道路泥深、風寒猛烈」(註3)なのであった。

以上によって志波城竣工は22年中であったと考定されるのである。

### (2) 志波城跡に関する擬定地の諸説

#### 志波城の存続期間

弘仁2年(811)正月、和我(今の和賀)・蘿縫(今の押貫)とともに斯波の3郡が新置された(註4)。この頃までは存続していたことは明白であるが、同年閏12月にいたって廃城の議が起っている。その事情は征夷將軍參議從3位行大藏卿兼陸奥出羽按察使文室朝臣總麻呂の奏言に詳しい。

「それ志波城は河浜に近く屢々水害を被る。すべからくその處を去り便地に遷し立つべし。伏して望むらばは、2,000人(板橋註、鎮兵のこと)を置き、しばらく守衛に充て、その城を遷おわらば則ち1,000人を留め、永く鎮戍となし自詮(の城櫓の鎮兵)は悉く解却に從わんことを」

と奏言し裁可になっている(註5)。總麻呂の奏言は信頼できる。總麻呂はこの年に爾薩体の夷族を討ち現地に駐軍していたので、地理や志波城の実情に明るかったからである。

これによれば、志波城は延暦22年に建置されてから僅か8年にして廃城移転の議が起ったのである。但し志波城が実際に廢止された年月は正史にみえていない。志波城に代って徳丹城が建置されたのは弘仁4年と推定されるから(註6)、志波城は建置以来10年で廃止されたのである。

今般、盛岡市太田方八丁遺跡を発掘したところ、掘立柱式建物跡の柱に掘上げ抜きとられた痕跡が多數確認されたし、「河浜に近く屢々水害を被る」との總麻呂の奏言のとおり太田方八丁遺跡の北部地域一帯が平石川漫蝕により欠落して居るなど、このようなことが判明したので、太田方八丁遺跡が志波城跡であろうと推考される有力な指標の一となつたのであった。その詳細については第II編を参照いただきたい。

志波城存続の期間が10年という短期間であったせいか、その擬定地として旧藩時代以来、次の如く諸説があったのである。

#### 擬定地諸説

擬定地諸説の主なるものは——

(1) 紫波郡紫波町古館大字二日町新田の城山説。トカラタマツ

三輪秀福・阪牛助丁・梅内祐訓共著『旧蹟遺聞』卷3、南部叢書第7冊所収、文化4年(1807)頃のもの。

(2) 秩貫郡花巻市鳥谷が崎説。

伊能嘉矩『遠野史叢』第1篇、大正辛酉(10年)の白序あり。

(3) 紫波郡紫波町赤石大字北日詰の国道4号線筋の大日堂付近説。

小笠原謙吉『志和城址と徳丹城址』岩手県史蹟名勝天然記念物調査報告第2号所収、大正12年。

- (4) 紫波郡紫波町陣が岡説。  
藤原相之助『日本先住民族史』187頁、大正5年。
- (5) 紫波郡紫波町古館大字二日町新田説。  
菅野義之助「特に陸奥移民開拓史の概要と志波城址を推定する迄の仕方に就いて」、史潮6ノ2、昭和11年。

以上のごとくである。擬定地に諸説があるということは志波城遺跡が何處であるのか忘れられてしまっているということである。

ここにおいて盛岡市太田方八丁遺跡が注目されるようになったのは戦後になってからのことである。

### 盛岡市太田方八丁遺跡

盛岡市太田に古来「方八丁」と伝唱されてきた遺跡がある。古絵図・文献の主なるものあげると――

- (1) 盛岡市中央公民館に旧南部藩主南部家所蔵の古文書・古記録が収蔵されている。そのうちに「寛文8年(1668)奥州之内岩手郡栗谷川古城図」があり、このうちに「方八町、八幡殿陣場」が方形に描かれてある。そして「栗谷川古城より此所迄指渡谷里廿町程、此間零石川有り、古城より未申(南西)ノ方に当ル」と傍書してある。  
ここに「八幡殿陣場」というのは前九年の役で源頼義が安倍氏の厨川櫓を攻めた際に、八幡太郎義家が屯した陣場だという意味である。
- (2) 太田大字中太田吉田德太郎氏所蔵の寛文12年(1672)4月9日文書に「下太田村内方八丁ニ而畠方高拾石」とみえている。
- (3) 佐久間義和の『奥羽観蹟聞志』に  
「方八丁屯當  
在盛岡以南、源頼義朝臣次厨川之屯也」  
因に本書の草稿は宝永4年火災にあって焼失し、宝永7年再稿、享保4年(1719)に編集を終えたものであるといふ。
- (4) 享和元年(1801)5月11日歿の大巻秀詮の『邦内郷村志』に  
「方八町 康平年中義家公陣當也」  
とある。
- (5) 三輪秀福・阪牛助丁・梅内祐潤共著の『印蹟遺聞』(文化4年ごろの著作)に  
「厨川の櫓よりひつじるの方に、今土人ども方八丁と唱ふる所あり、こは義家朝臣の軍を屯し給ふ所なりとて、今猶十石のさま残れり」
- (6) 天保頃の著述とみられている市原鶴馬の『鶴馬家訓』卷13に  
「飯岡通之内  
「方八丁之事下太田村ニ有  
厨川に方八丁と言ふ、源義家の御陣場也」  
とあり更に次の如き細注記あり。

## I 志波城の歴史的考察

〔証文〕「戒書に岩手郡飯岡村ニ方八」と旨ハ源義公当都貞任御退治し言し御陣場也、今

に上手残通り、此御陣場四方八丁ニ取テ繩張シタルユヘ方八丁ト唱フト言説アリ」

(7) 明治12年10月の奥書のある岩手県編纂の『岩手県管轄地誌』第1号巻之八に：

「下太田村

古跡 陣場跡 字方八町ニアリ、康平5年鎮守府將軍源賴義、安倍貞任ヲ厨川ノ櫓ニ攻ル時陣營ヲ敷ク所ト言フ、土塁ノ跡今猶存セリ(古米口碑)」

とある。

以上によって太田の「方八丁」という地名乃至呼称は古くからいわれていたもので近年にいたり俄にいいだされたものでないことは明らかである。そして藩政時代から明治年間までは一致して源頼義・義家の軍屯所跡と解されていた。

ところが大正年間にいたり脇野義之助氏により否定説が提示されるにいたった。即ち、『陸奥史記』に準拠し「頼義・義家はこの様な壮大な土塁を築く筈がない。且つ頼義の厨川を攻めたのは康平5年9月で同月10日黒沢尻を発し15日の酉の刻、今の午後7時過に厨川に到着し翌16日卯の刻に攻撃を開始17日未の刻には厨川櫓を焼墜されたのである。頼義は陸奥守として常に多賀城を守る身分で以上の如く厨川の陥落後は水く此地に止るべき道理なく従って斯くの如き城崩を築く筈がない」(註7)という論拠からである。太田方八丁の築造年代は前九年の役の時ではないという主張である。

ところで、ひるがへって軍屯所説の諸書をみると「八幡殿陣場」(寛文8年絵図)・「攻厨川之屯也」(聞老志)・「義家公陣営也」(舞村志)・「軍を屯し給ふ所」(旧蹟遺聞)・「陣營ヲ敷ク所」(管轄地誌)とあって、前九年時源氏父子の築造とは明記していない。ただ、「篤焉家訓」の網注文だけが「御陣場四方八丁ニ取テ繩張シタルユヘ方八丁ト唱フト言説アリ」という所伝を掲げている。これとても厳密にいえば、前九年時築造説を強く主張しているものではない。そこで、旧藩時代から明治期までの諸書の所説を頼義・義家軍屯所説と要約したが、更に推測してみるならば、前九年時以前に既に存在していた遺跡を前九年時に源家が軍屯所に一時転用したという意味も含まれているのかも知れない。そこで、この後、太田方八丁は蝦夷征討期の遺跡ではあるまいかという説が起ったのであるが(註8)、明證をえられぬまま最近にいたった。そして今般の発掘調査施行となったのである。その経緯と成果については第II編を参照いただきたい。

註1 「日本後紀」延暦23年8月条に

「己酉(7日)、遣 征夷大將軍從一位行近衛中將兼造西寺長官陣奥出羽按察使

陸奥守兼二等坂上人宿赤田麻呂、從四位上行衛門督兼中務大輔三鳴真人名雖等、

定 和泉摂津兩国行宮地。以 将幸 和泉紀伊二國 也」

とある。ここに征夷大將軍とあることは疑惑を生ずるかとも思われるが、一言しきておく。

田村麻呂は延暦20年次征討終了につき節刀を返進し征夷大將軍を解かれたのは、この年の10月である。その後、延暦23年に征討策定がなされるに当って、あらためて征夷大將軍になったのは、この年の正月であって、在京し征討準備中であったのである。征夷大將軍任命後、準備を終えてからあらためて節刀を賜わり然る

後に進発下向するのであるから、23年8月に征夷大將軍になったとはいうものの未だ節刀を賜っていないのである征夷大將軍になったとはいうものの未だ節刀を賜っていないのであるから在室してても何等不審ではないのである。

不審がないばかりか、却って志波城は前年の22年中に完成していたことの傍証ともなりうるのである。何故ならば、22年中に志波城が完成したからこそ、ここを基地として更に奥地（爾薩体・閑伊地方など）の征討が23年正月（田村麻呂の征夷大將軍任命）に策定されたのであった。

延暦23年策定の計画は翌年12月7日の藤原結嗣と菅野真道との殿上における大争論（第1章第1節桓武朝の二大内閣參照）により停戦と決定したので節刀下駕のないまま中止となった。

註2 『胡野群載』巻11所収、延久3年5月5日左弁官下駕奥國宣旨。

註3 『二代実錄』元慶3年3月2日条。

註4 『日本後紀』弘仁2年正月条。

註5 同上、弘仁2年閏12月条。

註6 板橋源・佐々木博康『陸奥国徳丹城——岩手県紫波郡矢巾町所在——』岩手県教育委員会文化財調査報告第20集、昭和47年3月。

註7 菅野義之助「方八丁は徳丹城の跡」岩手毎日新聞、大正14年12月12日。斬川櫛攻撃の日時に多少の誤植はあるが主旨においては正に妥当な見解である。

註8 小笠原謙吉「方八丁に就いて」「志波城と徳丹城の新説」岩手日報、大正14年6月25日。

前掲註7の菅野義之助氏「方八丁は徳丹城の跡」など。

〈付記〉 本遺跡の調査研究史の上で大きな位置を占める板橋源氏の論考を引録する。

これは、昭和31年の踏査をもとに、『盛岡市史』第1分冊2開拓期(1957盛岡市)におさめられたものである。このとき竪穴住居跡も検出されているが、紙数の都合で割愛する。——編者)

「方形周囲の四辺はほぼ東西南北を正面とし、東辺は最も保存状態が良好で現在道路となっている。東辺は東北本線仙北町駅の東方約29町にあたり、北辺は零石川より南方約17町にあたっている。

(中略) 東辺は南北5町の長さで、この5町は一直線をなしているが北端と南端においてそれぞれ稍西偏している。

東辺5町の南端より直角に西に向って狭長な畠地が4町の長さで残存している。(中略) この狭長な畠地の北部も南部も現存一帯の水田となっているのに、この部分だけが2尺乃至3尺の高さで残存していることは一見して奇異の感を抱かせる。それで土地の故老村上権三郎氏(大字下太田第2地割字方八丁)に承ったら、土地では「ドッパタケ」と伝唱しているとのことである。土手畠の意味であろう。そうであるとするならば、かつては十手の如く土もりをした土塁であったのではないか。そのため、周囲が水田化した際にも取り残され現在畠地として残存しているのであるまい。(中略)「ドッパタケ」は本遺跡の南辺とみなしうであろう。

## 1 志波城の歴史的考察

(中略) 大字中太田第1地割字方八丁とにわたって、ほぼ南北の方向の道路がある。これが本遺跡の西辺をなすものであろうか。この道路は前掲の『岩手県陸中国南岩手郡』切絵図にも記載されている。ところが土地の放老塗は一致して、古くから道路ではあったが東辺道路とは異って幅も狭く且つ低湿な畔道の如きものであったのを改修したものである、という。(さらにその西側にも)南北に通る道路があるが、この道路を『旧道』といっている。(編者注、この旧道は外大湊東の土壌状高まりに相当する)

ここにおいて観点を変えて、ほぼ確認できる東辺と南辺に立帰ることにする。そうすると、東辺の更に120尺東に草原と畔道が存在している。(中略) 南北の長さは3町有余にわたっている。南辺の更に南、矢張り120尺即ち20間をへだてて畔道が断続しながら4町程の長さで南辺に対する外周痕跡が存在している。東辺の東20間にある外周痕跡や、南辺の南20間にある外周痕跡、これらと同じ性格の外周痕跡ではないかとみられるものが、字小沼の『旧道』の更に西20間のところにも断続しながら残存する。これが西辺に対する外周痕跡であるとするならば、東辺より8町へだてた方眼線上にある『旧道』が本遺跡内辺の一部ではないかと考えられてくるのである。発掘調査をしたのではないから、もとより断言することはできないが、本遺跡の西辺に関しては、上述の如く2つの憶説をあげておくことにする。即ち1つは東辺より西に7町40間をへだてて存在する道路を西辺とみなす説であり、もう1つは東辺より西に8町の方眼線上にある『旧道』を西辺とみなす説である。北辺については証徴をうることが困難であった。というのは、字古原と字宮田地区内の一部は水害をうけて旧態が著しく欠落しているためである。思うに南辺よりみて、北に6町位の位置に北辺があったのはあるまいか。

本遺跡のプランについて上述したところを要約すると次の如くである。

1. 本遺跡は方形プランをもつものと考定される。
  2. 方形プランの東辺周廊は大字下太田字方八丁と字大宮、第6地割字林崎との字界をなす南北の道路である。東辺周廊は現在長さ5町である。但し旧態は6町であったのかもしれない。
  3. 南辺周廊は「ドッパタケ」とみなしてほぼ誤りがないものであろう。
  4. 西辺周廊は明確でない。しかし2つの憶説が考えられる。1つは東辺の西7町40間をへだてて南北の方向に存在する道路。もう1つは字小沼にある『旧道』の線。この『旧道』の線は、東辺より西に8町の方眼線上にある。
  5. 北辺周廊は水害のため明徴を欠くが、南辺より北に6町をへだてて存在したのではないか。
  6. 東辺の更に東20間をへだてて外周痕跡が認められる。南辺においても、更に南20間をへだてて外周痕跡がみとめられる。同様な性格をもつ外周痕跡が字小沼においてもみとめられそうである。
- これら外周痕跡は東辺や西辺と同時代のものであるか、それとも時代を異にするものであるか明らかでない。同時代のものであるとすれば本遺跡は方形プランで二重周廊のものであったことになる。

## II 調査の経過と方法

### 1 調査経過

#### (1) 東北縦貫自動車道建設

太田方八丁遺跡に関する文献のひとつに寛文8(1668)年の『奥州之内岩手郡栗谷川古城圖』がある。その図には「方八町、八幡殿陣場」として、方形の区画が描かれ、各辺に門跡らしいものが表現されている。以来、各書にも地元の口伝にも前九年時の源頼義・義家軍の陣場として伝承してきた。ところが1925年菅野義之助氏によって陣場説は否定され<sup>\*</sup>、そして1956年3月板橋源氏らの調査が行われ、平安初期の城櫓跡とされた。板橋氏は、本遺跡を「前九年時に源義家が軍屯所に転用したという意味も含まれているのかもしれない」が、「蝦夷征討開拓期に開拓するものであって、おそらく志波城か徳丹城から分離され零石川を北の隘勇線とみたてた頃の開拓基地」と結論された。<sup>\*\*</sup>その後、本遺跡は、歴史地理学などの考察を除き、あまり注目されないまま、また、大きな開発行為もなく推移してきた。

八幡殿陣場

開拓基地

第1・2次調査

しかし、全国的な大規模開発が次々に計画され、埋蔵文化財の破壊が飛躍的に増大する状況とあいまって、本遺跡も東北縦貫自動車道建設と圃場整備事業が計画されることとなつた。東北縦貫自動車道は、本遺跡をルートからはずすことも可能であったともいわれるが、ルートが決定され、1976~77年岩手県教育委員会により、事前調査が実施された(第1・2次調査)。

調査の結果、先に板橋氏が外郭南辺土塁としたラインに築地寄柱列が検出され、また外周旗跡としたラインに大溝跡が検出された。ちょうど多賀城跡や胆沢城跡などの古代城櫓官衙遺跡が東北史学界の関心事のひとつになっていたこともあり、この調査結果は、ただちに大きく取り上げられ、所在地の不明確であった志波城跡としてクローズアップされることとなつた。そして、調査が進行するにつれ、多数の堅穴住居跡、掘立柱建物跡、井戸跡などが検出されてきた。この時点で遺跡の保存について検討されだしたが、ルートの変更はできます、当初計画で全面土盛であったものを、築地跡と堅穴住居跡密接区だけを高架方式とし、遺構の破壊をいくぶんでもおさえることとなつた。しかし、遺跡の保存は単に地下遺構を破壊しなければ良いというものではなく、その景観もまた保存の対象になることを忘れてはならない。

志波城跡

\* 1925菅野義之助「方八町は徳丹城の跡」『岩手毎日新聞』大正14年12月12日付。

\*\* 1956板橋源「第二章二節太田方八丁遺跡」『盛岡市史』第1分冊2開拓期。

## (2) 範囲確認調査

以上の経緯もあり、また、圃場整備事業や今後将来されるであろう市街化の問題も残されていた。そのため、早急に遺跡の範囲を確認すると共に、その性格を把握し、文化財保護の立場から各種の開発計画との調整をはかる必要が生じた。そこで盛岡市教育委員会は、文化庁ならびに岩手県教育委員会の指導のもとに、昭和52~54年度の3年間に範囲確認調査を実施することとなった。

### 第1次 (昭和52年度)

#### 第3次調査

岩手県教育委員会による第1・2次調査に引きづき、範囲確認初年度第3次調査は内城地区の調査から開始した。当初、内城の位置もはっきりしなかったため、推定南北中軸線に沿る微高地状の畠地に3本のトレーニングを設定した。結果的にこの3本はそれぞれ内城南辺、東辺、北辺に関する遺構に当たっていた。ただし、この段階では南辺トレーニングではS F 510築地とS B 510南門の一部を検出することができたが、東辺と北辺トレーニングで検出された溝跡は築地が確認されず、築地に伴わない南辺のSD 520もあり、区画施設そのものとは考えがたかった。また北東部で検出された建物跡のうちS B 531は四面廻建物であり、S B 532も斜柱をもつ特異な建物跡で、北東部の特殊な機能空間を思わせた。

#### 第4次調査

第4次調査は、郭内城北東部(宮田地区)の住宅建替えに先立つ調査で、豎穴住居跡3棟などが検出された。1・2次で郭内城西部に多数の豎穴住居群の存在が確認されていたが、この調査区でも小面積ながら3棟が検出され、住居密集区の可能性を指摘することができた。

#### 第5次調査

第5次調査は、推定されてはいたものの未確認であった外郭西辺の位置を確認するため長120m幅5mの東西トレーニングを設定した。その結果、1・2次で確認されていた外郭南辺の築地外溝、外大溝に相当するSD 170・070溝跡が検出され、官台線道路を西辺築地線と推定するに至った。築地および築地内溝は未検出である。

#### 第6次調査

第6次調査も5次と同じく、外郭東辺位置を確認するため、長100m幅5mの東西トレーニングを設定し、やはり築地外溝、外大溝を検出し、和賀(藤根)線道路を東辺築地線と推定するに至った。さらに、外大溝の箇間に土星状高まりがみとめられた。

### 第2次 (昭和53年度)

#### 第7次調査

第7次調査は、外郭西辺付近の住宅建替えのため、西辺北部での外郭線および外郭外の遺構の確認を目的とし、長16m幅3mの東西トレーニングを設定した。その結果、5次検出のSD 070外大溝の延長を確認した。

#### 第8次調査

第8次内城地区調査の目的は、内城区画線を確定すること、3次で一部検出された南門部の全容を明らかにすること、内城主要殿舎を確認することであった。その結果、3次で検出された東辺、北辺の溝は、それぞれ築地内外溝であること、内城規模は150m方形で、築地で画されていたこと、また南門跡は八脚門で、18m幅の大路が門の南にのびること、

さらに内城中央やや北寄りに SB 500 正殿跡が配されていること、などが確認された。この調査によって内城のアウトラインが判明し、本遺跡が城柵遺跡として、一般に知られるようになった。

第9次調査は、外郭北東部の林崎地区での住宅新築にかかる事前調査で、方八丁各遺構よりも時期の新しい竪穴住居跡9棟を検出した。当該地は太田方八丁遺跡外郭外にあり、また時期が明らかに異なり、遺跡としては別個のものととらえられるため、小字名をつけて林崎遺跡とした。

### 第3年次（昭和54年度）

第10次調査は、9次と同じく林崎地区の住宅新築に先立つ調査で、竪穴住居跡2棟と土塁1基を検出した。これらの遺構は、9次調査構造とはほぼ同時期である。とりわけ出土土器に特徴がみられ、多くの問題が提起されている。

第11次調査は、外郭東辺築地線とされる和賀（藤根）線道路が、外郭南辺とわずかながらも直角かられるため、東辺北部での外郭位置を確認する目的で、長14m幅3mの東西トレンチを設定した。その結果、第6次検出のSD 130の延長を検出し、築地はやはり道路下にあることを確認した。

第12次調査は、内城地区西半に重点を置き、西門、西脇殿などの基本的施設、また北東部建物群に対応する北西部建物群の検出を目指した。その結果、西脇殿は検出されなかつたが、内城西辺中央に位置するSB 570四門跡、北東部建物群とは違った性格をもつと考えられるSB 571・574の北西部建物群が検出された。

第13次調査は、郭内域南東部の住宅新築に先立つ調査で、竪穴住居跡の存在が予想されたが、時期不詳の掘立柱建物跡が検出されただけである。

第14次調査は、外郭南辺のドッパタケの遺構残存状況を確認することを主眼においた。その結果、築地本体の残存があまりないことがわかり、築地が削りだしと掘込みとによってつくられていることも確認された。また、築地内外溝、外大溝のほかに築地をまたぐ、SB 121横跡、外郭施設より古いSI 011竪穴住居跡を検出した。

### （3）保存管理調査の開始

3年間の調査の結果、本遺跡が奈良～平安初期に造営された城柵遺跡の類型にあてはまることが確認された。そして日本後紀や日本紀略に記載のある「志波城」跡と考えて、何ら矛盾のないことも判明した。さらに進めて本遺跡を積極的に「志波城跡」とする意見も大勢を占めるに至った。このことをふまえ、また本遺跡を国指定史跡として永く保護し、活用するため、保存管理に関する発掘調査を実施することとなった。この調査は、昭和55～59年度にわたる5カ年調査である。

### 第1年次（昭和55年度）

第15次調査として外郭南門部を調査した。これは保存のための土地買収にあたり、外郭

### 第9次調査

### 第10次調査

### 第11次調査

### 第12次調査

### 第13次調査

### 第14次調査

### 第15次調査

## II 調査の経過と方法

南辺の遺構のあり方を確認するため、実施した。その結果、五間門の南門が確認され、また内城につながる大路側溝や南門外にのびる外大路側溝が検出された。これにより本遺跡の大きな規模と共に注目されることとなった。

### 第16次調査

第16次調査は、郭内北部（吉原地区）の個人住宅建設にかかる調査で、ほぼ遺跡南北中軸線上にのる地区のため、大路側溝などの検出が期待された。調査の結果志波城以前の堅穴住居跡などが検出された。

### 第17次調査

第17次調査は、郭内南西部の高圧鉄塔建設のための調査で外郭西辺築地内溝と堅穴住居跡を検出した。

調査の進行中、現地説明会を開催したり、見学会などの場に提供したり、多くの方々に遺跡への理解を深めていただくよう配慮した。また調査関係者には、ガリ刷りB5判の調査速報「太田方八丁」を276号まで発行したが、多忙な日常の中での発行も容易ではなくその効果が充分であったといいがたい。

## (4) 調査体制

調査の実施にあたり、次のように調査委員会、調査団を組織した。発掘調査の遂行には、現地太田地区的多くの方々のご協力とご支援をいただいた。

調査委員会	工藤　主章	奈良国立文化財研究所飛鳥・奈良宮跡調査部長
	森　嘉兵衛	岩手大学名誉教授、盛岡市文化財保護審議会委員
	板橋　源	岩手大学名誉教授、盛岡市文化財保護審議会委員
	菅原　一郎	岩手県教育委員会文化課長（昭52、53）
	熊谷　正男	岩手県教育委員会文化課長（昭54～）
調査団団長	若生　昭三	盛岡市教育委員会社会教育課長（昭52～54）
	水本　光夫	社会教育課長（昭55～）
統括	吉川　義昭	文化財専門員
調査員	八木　光則	社会教育主事
	千田　和文	"
補助員	高橋　文明	（現在和賀郡江釣子村教育委員会主事）
	武田　将男	（現在宮古市教育委員会主事）
事務局	阿部　司	盛岡市教育委員会社会教育課課長補佐（文化係長・昭53）
	吉田　久志	課長補佐（文化係長・昭54）
	高八卦彌文	管理係長（昭53～55）
	及川　清二	社会教育主事
	南黒沢幸雄	"
	阿部　栄子	主事
	千葉　良高	"
	菊池　義尚	文化財調査員
	小野寺時美	"

第3表 発掘調査成果一覧表

	年 度	次 数	調 査 地 区	調 査 期 間	面 積	調 査 成 果
堀川 認 調 査 一 方 年 事 業 一 年	51・52	1・2	東北自動車道 (県文化課調査)		69,000m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外郭南辺塗跡を検出し、古代城跡跡と確認。内城から164棟の堅穴住居跡検出。</li> <li>・この調査により、山底城跡として大きくクローズアップされる。</li> </ul>
	52	3	内城地区	7/4~10/1	1,500	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内城の位置を確認。</li> </ul>
		4	宮田地区	10/3~11/6	186	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堅穴住居跡を検出し、東郭内で住居密集区の存在を確認。</li> </ul>
		5	外郭西辺南部	10/7~11/23	600	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外郭は二重で、塗地と外火塁で区画されていることを確認。</li> </ul>
		6	外郭東辺南部	11/11~11/26	500	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道跡の範囲は940m四方であることを確認。</li> </ul>
	53	7	外郭西辺北部	4/10~4/17	48	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東辺塗跡は草造と瓦葺、西辺塗跡は山道官台跡、南辺塗跡はドッパバタケ。</li> </ul>
		8	内城地区	4/24~11/10	3,062	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南門や正旗跡を検出し、御府などと同じ構造であることを確認。</li> <li>・内城が塗地で区画され、他に例をみない一連150mの大きな窓模であることを確認。</li> </ul>
		9	林崎地区	8/29~10/3	270	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方八丁北東部にやや時期の新しい集落跡を確認。</li> </ul>
		10	林崎地区	4/9~5/12	268	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方八丁北東部にやや時期の新しい集落跡を確認。</li> </ul>
	54	11	外郭東辺北部	5/21~5/31	42	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外郭北部でも、塗地が道路の下であることを確認。</li> </ul>
		12	内城地区	7/2~10/12	1,447	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西門を検出。内城の基本的構造がより理解される。</li> <li>・内城北半の建物群を検出。大規模な内城により多くの施設をとりこんでいることを確認。</li> </ul>
		13	郭内東辺東部	9/17~10/1	106	<ul style="list-style-type: none"> <li>・櫛柱建物跡を確認。</li> </ul>
		14	外郭南辺	11/5~12/2	564	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドッパバタケにおける墓地の現存状況を確認。</li> <li>・墓地の構造や墳の位置などを確認。</li> </ul>
		15	外郭南辺	4/14~7/31	931m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外郭南門跡(五門・戸の門)の確認。塗地外縁は南門部で南に屈曲する。</li> <li>・幅18mの大路の鍵溝が内城南門に向かって伸び、鍵溝近くに堅穴住居が位置している。</li> </ul>
		16	郭内北部	7/8~8/13	244	<ul style="list-style-type: none"> <li>・志波城造営以前の集落の様相。堅穴住居跡1棟、溝5条、土塁14基。</li> </ul>
		17	郭内南西部	8/1~8/31	687	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外郭西辺市道官古綱東側に塗地内塗、堅穴住居跡を確認(プラン検出のみ)。</li> </ul>
合計					79,455	

保存管理調査  
(五ヵ年実行計画)

## II 調査の経過と方法

第4表 発掘調査行程表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1~3月
第1年次（昭和52年度）	第3次					内城地区 (埋蔵)			復元し	
	第4次						内城北水堀			
	第5次						遺物検出	外郭西面		
	第6次							現地説明会	埋没し	
	第7次		外郭西面 馬鹿塚					現地説明会	外郭東面	
	第8次		南西部検出		正義跡検出		正義跡発見	現地説明会	埋没し	
第2年次（昭和53年度）	第9次		南門跡検出	正義跡検出		(埋藏)	正義跡発見	現地説明会	埋没し	
	第10次		林崎痕跡 土塁検出				林崎痕跡 発見		現地説明会	
	第11次			外郭東面 馬鹿塚				現地説明会	埋没し	
	第12次				西門跡検出			現地説明会	内城池区	
	第13次							現地説明会	埋没し	
	第14次							現地説明会	外郭南面	

## 2 調査方法

### (1) 発掘調査

「元米発掘なるものは古代の人類の蓄積した生命をば、或る意味に於いて破壊するのであるから此の破壊に代るべき、学術的効果を挙げなければ、其の罪障を信い、破壊を変じて絶設とすることは出来ないのである」(浜田耕作)。

発掘調査自体も遺構を破壊するものであることは多言を要しない。そして遺跡の保護はできる限り当時の状況を保存することが最も望ましい。一方遺跡の保護活用には、その遺跡の考古学的理解も必要であり、そのための発掘調査も要求される。本遺跡の調査は、個人の既存住宅の建築などによる事前調査以外は、遺跡の保存のために実施するものであり、遺構を完全に掘りさげる必要はないと考えられる。また、一方で発掘調査によって個々の遺構の構造や性格を明らかにし、遺跡全体を理解することも必要である。これらのことから調査は、できる限り検出するだけにとどめ、遺構の構造を理解する上で不可欠な場合に限り下すこととした。

現状保存と保護活用

そして調査区の設定は、それぞれの調査目的と計画にしたがって調査区を設定した。初年度は調査座標(平面直角座標)にそったトレントを設定したが、遺構軸線が東に6~7°ふれるため、2年次目から、ほぼ遺構軸線にそろ現地形を基準に調査区を設定した。メッシュデータのためのグリッドも図上に設定していたが、遺物の出土等も少なく、現地では、充分に活用することができなかった。なお調査区細部の決定は、実際に農作物の植付けや地権者の了解などによっている。

調査区の設定

ところで、発掘調査の眼は記録である。発掘調査そのものが結果として遺構を破壊する以上充分な記録がなければ乱闘となり、また調査内容が調査者以外にも理解されうる記録がなければ、発掘調査は徒勞となる。そして調査における結論は細部の実証から導き出されるもので、重複する遺構の新旧関係は平面と土層断面で示され、遺構と遺物との関係は埋土の状況と平面位置とから理解される。そういう内容が記録されて始めて調査は成立する。したがって調査の精度は記録の精度によることと言っても過言ではないだろう。しかし発掘調査の記録には、実測図(第一原図)、調査カード、写真がある程度で種類は多くない。そのためそれぞれの記録の充実に配慮がなされる。

発掘調査の記録

本遺跡調査では遺跡全体をカバーする調査座標に基づいた造り方を設定し、それにより遺構平面図を作成している。平面図には必要に応じて10cm等高線も実測している。

実測図の作成

平面実測は、複数の調査者でも、遺構の壁や底面を検出するのと同じく、大きな差はないといえられるが、土層断面実測では個人差が大きい。このため本遺跡調査では、できる限り複数の調査員の合議によっている。その際の留意点は、遺構掘込面・堆積状態、地盤土、各層位の先後関係などである。また層相の観察は一般的に主観的になりがちであるが、より客觀化するため、観察項目を決め土色などを利用している。観察項目は、基

土層の観察

## II 調査の経過と方法

本土（土性・土色）・混入土（土性・土色・混入状態・混入割合）・硬さ・しまり・層の構造・カーボンなどの混入・その他である。

### 調査カード記録

調査カードは実測図や写真と重複する記録であるが、自らの手でスコップや移植ゴテを握った感触を書きとめ、多岐にわたる調査情報や問題点を整理しながら記録し、さらに新たな問題意識をもって再び遺構と取り組むという調査過程の中で大きな効果をもつものである。また経過を細かに記録するという点でも重要な記録である。本遺跡では、日誌式のB5判カードを使用し、遺構ごとに記録している。場合によっては1遺構数10枚のカードが集積されることもある。なお冊子になっている野帳は、測量の際のレベルブック類をのぞき、使用していない。

### 記録写真撮影

写真は、実測図や調査カードと相互補完的な効果あるいはそれ以上の記録性がある。各遺構や遺構間の関係を立体的に記録でき、また修正のできる実測図とちがって、トリミング以外にはほとんど修正しない調査写真は、客観的で理解しやすい記録となるものである。本遺跡では、35mmモノクロ・カラースライド、プロード・判モノクロ・カラースライドで撮影している。

なおこれらの記録方法には問題点も多く残されており、逐次改善していくかと考えている。

## (2) 平面位置・遺構・土層の表示

### 平面位置の表示

平面位置の表示のため調査座標を設定した。調査座標は、遺跡が広大であり調査も長期にわたり、また調査の公共性と精度も要求されることから、平面位置を表示する平面直角座標第X系を準用することとした。準用にあたっては、座標軸方向はそのままであるが、数値は桁数が多く煩雑になるため、原点移動した。調査座標原点は、遺跡のほぼ中心部に岡上で設定し、遺跡内に埋設した14点の基準杭から、各地点の座標を求めることができるようになっている。また座標の表示にはRを冠し、特にことわりのない限りメートル単位とし、mを略している。

なお調査座標軸は遺跡軸線と異なっており、遺構相互の関係を把握するには不適合である。そういう場合には、遺跡軸線にそろそろ三角関数を用いて座標変換している。例えば外郭線東西間の距離や内城各施設相互の距離などは、この方法で求めたものである。また紀物跡主軸角度も三角関数によっている。

### 標高の表示

高さの表示には、標高値をそのまま使用している。遺跡周辺の標高値はおよそ130~133mである。

### 遺構の表示

遺構の表示には、略号を用い、すでに調査の進められている他の城柵遺跡とおおむね共通するよう配慮した。まず遺構の種類をアルファベットで表し、個々の遺構番号は3桁のアラビア数字で表示し番号は地区ごとにまとめた。また予想される遺構には、あらかじめ記憶しやすい番号を用意した。ただしこの略号は城柵官衙遺跡には適するが、集落遺跡では不適であり、林崎遺跡のような集落遺跡（Residential Site）については、R記号を用いた。

第5表 基準点座標一覧表

基準点	R X	R Y	H	視 準 角 度	(方位標)
1	+ 505.705	- 361.180	130.612	2~180°21'50"	
2	+ 282.983	- 362.595	131.201	3~176°30'51"	
3	+ 103.997	351.692	131.856	4~181°44'26"	
4	- 91.424	- 357.630	132.490	3~1°44'26"	
5	- 308.810	- 356.110	132.350	4~359°35'58"	
6	- 159.840	+ 11.327	131.151	6~1~0°17'20"	113°02'18"
6-1	- 37.230	+ 11.945	131.002	6~180°17'20"	123°18'36"
7	- 285.841	+ 418.922	130.850	7~1~95°53'31"	129°00'52"
7-1	- 297.446	+ 531.374	130.255	7~275°53'31"	173°11'14"
8	+ 78.81	+ 484.63	130.203	9~238°16'52"	172°41'17"
9	68.13	+ 246.89	130.427	8~58°16'52"	137°23'15"
10	+ 247.47	+ 73.93	130.815	9~151°16'33"	143°37'39"
11	- 63.86	- 292.99	132.565	12~142°04'22"	111°23'27"
12	- 396.03	- 34.15	131.714	11~322°04'22"	89°36'58"

註1 R X + 0 - X - 35 000 R Y ± 0 = Y + 23 700

註2 方位標は大宮中学校屋上避雷針 (R X - 385.47 R Y + 541.89 H 147.48)

第6表 遺構記号一覧表

遺構	記号	位 置	番 号
柱	S A	外郭築地線より外側の遺構	001~099
建 物	S B	外郭築地線および付属遺構	100~199
	S C	外郭築地線より内側の遺構	200~499
溝	S D	内城地区の遺構	500~599
井 戸	S E	中世以降の遺構	600~899
築 地・土 堆	S F	南辺に関する遺構	下2桁10~29
堅 穴 住 居	S I	東辺に関する遺構	下2桁30~49
	S J	北辺に関する遺構	下2桁50~69
土 坡・堅 穴	S K	西辺に関する遺構	下2桁70~89
そ の 他	S X		

第7表 土層層相記入法

自然層	層 群		各 層 位
	ローマ数字大文字	アルファベット小文字	
遺構埋土	アルファベット大文字	アラビア数字小文字	
基本土	土色、土性		
混入土	土色、土性、混入割合、混入状況(粉状、粒状、塊状、層状)		
かたさ	(堅、堅~中、中、中~柔、柔)		
しまり	(密、密~中、中、中~疏、疏)		
構造	(粉状、粒状、塊状、層状)		
混入物	(遺物、炭、灰、礫、その他)		
そ の 他			

## II 調査の経過と方法

### 層名の表示

土層の層名は、遺構埋土は層群ごとにアルファベット大文字、各層ごとにアラビア数字小文字で示し、自然層は層群ごとにローマ数字大文字、各層ごとにアルファベット小文字で表記した。自然層は地学的な区分のため、遺構掘込面など考古学的な層区分とは一致しない。なお概報および本報告書では層群を明記したが、各層位については割愛している。

### (3) 資料整理

#### 調査事実の確定

調査によって判明した事実を整理（分析統合）し、調査事実を客観的事実として確定化することが整理の目的である。野外での発掘調査で集積された調査日誌、実測図、写真などの記録類には、調査員個々人が了解していくても、第三者には、ほとんど理解できない場合や複数の記録に矛盾点がある場合も少なくない。これらを整理して事実の客觀化を図るのである。また遺物についても遺構との共伴や出土状況などを再整理し、遺物の史料化を図り、その上で、形態、型式分類へと進む。そして基本的にこれらの資料の永久保存を目指すことが必要である。

#### 整理のシステム

こういった考え方方に基づき、次のように整理作業を実施した。それぞれ収納保管し、遺物を除き常時閲覧できるようになっている。

〈図面〉 第1原図点検・修正 → 第1原図台帳登録 → 第2原図（B2判）作成  
→ 第2原図台帳登録 → 永久保存用全体図（A0判アルミケントに  $\frac{1}{100}$ スケール）作成

〈写真〉 ネガ・ベタのアルバム整理 → ナンバリング → 台帳登録 → 焼増（キャビネット） → アルバム

〈遺物〉 出土状況などの点検・洗浄・ラベリング → 接合・復元 → 形態・型式区分  
→ 台帳登録 → 実測・拓本 → 遺物カード作成

〈調査カード〉 遺構別分類 → 加筆・修正 → ファイリング

#### 報告書の作成

これらの資料整理を経て、報告書を作成する。本遺跡の場合、各年度ごとに概報を作成しているが、概報ではあるも、調査成果を詳細に報告して利用者の利便を図ってきた。これは、調査成果のすみやかな環元を図るためにある。そして本書のような総括的な正報告書を刊行する。この正報告書の刊行については、いろいろな考えがあるが、今後の調査も一定地区に限定できず地区ごとのまとまった報告がむずかしいこと、また通常継続的な整理研究の体制がこれず、調査事業の区切りにあわせなければ正報告書刊行の時期を失すことなどから、本書の形となつた。

### III 遺跡の環境

#### 1 地形・地質

##### (1) 遺跡の位置

盛岡は、東の北上山地と西の奥羽脊梁山脈の間の北上川がつくりだす北上平野の北端に位置する。北上川は南流するうちに多くの河川と合流して水量を増していくが、その最初の大河川零石川、中津川と合流することによって幅広い平野部を形成する。その零石川は脊梁山脈から東進し、零石盆地を形成するが、鳥泊山と猪ヶ森にはさまれた北の浦付近で急激に流路をせばめられる(北の浦狭窄部と仮称)。この狭窄部をぬけて北上盆地にはいり、北上川と合流する。狭窄部から合流点まで約9kmをかる。本遺跡は、狭窄部から東へ約6kmの地点にある。現在の零石川は遺跡の北約2kmを東流している。

地区名でみると、遺跡東半の下太田と西半の中太田に大きくわかれる。地番は盛岡市下太川字宮田(遺跡の北東部)・字方八丁(東半)・字新堀端(外郭南辺東半)・中太田字吉原(北西部)・字小沼(外郭西辺北部)・字方八丁(西半)・字法丁(北西部)・上鹿妻字五兵衛新田(外郭南辺西半)・本宮字林崎(外郭東辺北部)・字大宮(外郭東辺南部)地内に所在する。方八丁の字名が下太田と中太田にみられるが、両者は隣接し遺跡のはとんどをこのふたつの方八丁が含んでいる。

##### (2) 零石川以南の地形

奥羽山系から東流する零石川は、零石盆地から北の浦狭窄部を経て北上盆地に入る所以あるが、狭窄部以西は多くの急流小支川をあわせ零石川水系を形成し、水量を豊かにして狭窄部につきあたる。その勢いで狭窄部付近に土砂の沈下堆積が生じ狭窄部以東の平坦な地形とあわせ、流路の転換の原因となっている。この流路の転換は、現零石川の右岸で行われることが多く、左岸はほとんど零石川の河道になつてはいない。これは左岸に岩手火山を供給源とする火山碎流堆積物・火山灰層をのせる台地や段丘が発達していることによるものである。このように零石川流域は、狭窄部以西・以東左岸・以東右岸と景観を異にしている。

狭窄部以東右岸、すなわち本遺跡の位置する地域は、零石川の旧河道がいくすじも認められる沖積段丘(砂礫段丘Ⅲ)である。旧河道は明らかに連続する大きなものは4条あり、このほか細かな網状の旧河道も多く観察される。大きな旧河道の右岸に比高差の小さい自然堤防ともみられる河岸段丘が形成され、南から現河道にむかって低くなつており、河道

零石川流域の転換

### III 遺跡の環境

**複雑な河道変遷** が北進したことを物語っている。ただし、網状の旧河道は複雑な河道の変遷を示しているものと考えられる。また、旧河道右岸には、自然堤防そして旧河道の北岸は南岸ほどの比高差はないものの微高地となっており、遺跡立地と符合する。

この沖積段丘は、水成砂疊層を基底にし、水成シルトがそれをおおっている。シルトは層厚や屑相が一様ではなく、シルト層内に腐植土（あるいは火山灰）を介在する地点もあり、長期にわたる堆積とみられる。またこのシルトは旧河道ばかりではなく、微高地などにも堆積し、平安時代前半の豊穴住居を埋没せしめている場合もある。つまり零石川沖積段丘は、零石川が周辺山地から供給する砂疊やシルトによって堆積され、それをさらに河道の定まらぬ零石川による下刻や堆積のくりかえしが行われてきたのである。さらにその南の沖積段丘も北上川や小支川の河道痕跡が観察されている。すなわちこの地域の沖積段丘は常に河川の影響をうけた不安定な地形であったことができよう。

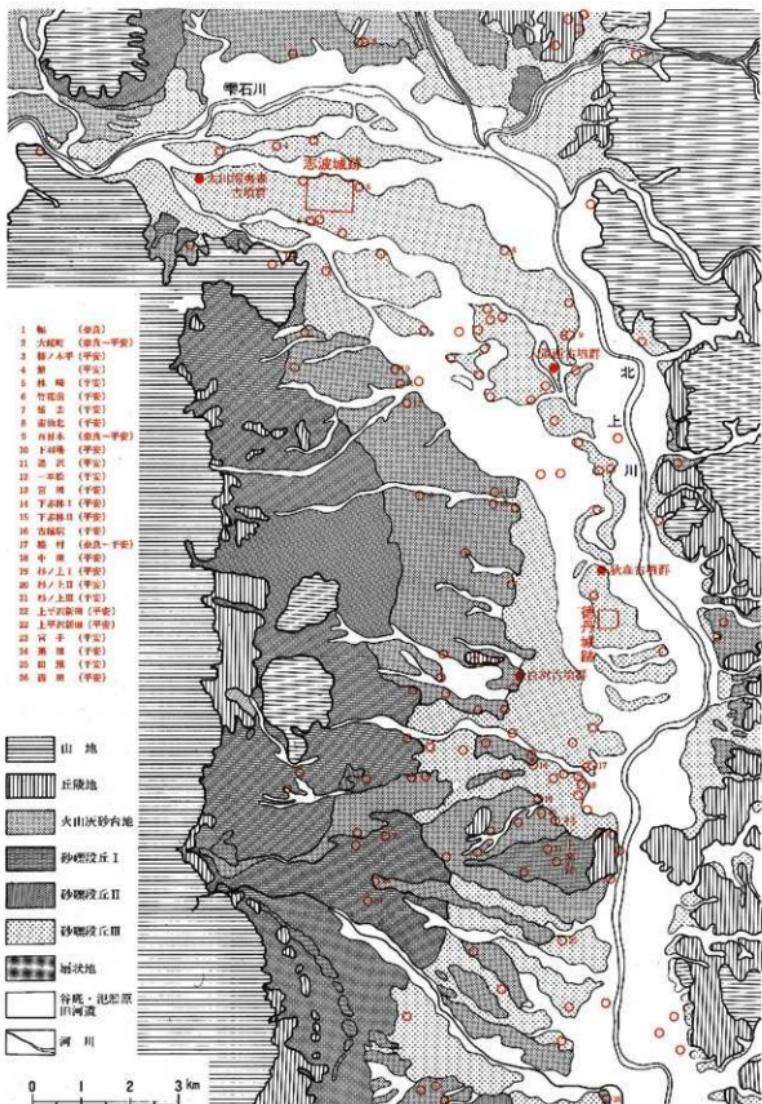
**不安定な地形** この不安定な零石川沖積段丘は山地のきわまでおよんでいるが、零石川の影響がない南部の北上川右岸では、上位の段丘や扇状地がはっきりとみられるようになってくる。沖積段丘より上位の中位段丘（砂疊段丘II）は、東西2.5km前後の幅をもち、東流し北上川に注ぐ小河川によって開析され、段丘面が分割される特徴を有している。特に第2図南半では分割が顕著にみとめられる。この中位段丘と沖積段丘とは明瞭な比高差がある。さらに上位の高位段丘（砂疊段丘I）は断片的にしかみることができない。かわって中位段丘の後背、脊梁山脈の東麓部には大規模な複合扇状地が発達している。

#### (3) 遺跡と地形

本遺跡は、零石川の旧河道が認められる沖積段丘（砂疊段丘III）上にある。この沖積段丘面上には、古墳～平安時代の遺跡がたくさんみられる。後述する末期古墳群はほとんどこの低位の沖積段丘上に立地している。白沢古墳群だけが中位の段丘（砂疊段丘II）の突端部に位置しているが、下位との比高差は少なく、景観上低位に近い。また現在確認されている奈良時代の遺跡は、零石川以南では沖積段丘上にみられるのに対し、以北では中位段丘上に立地している。これは零石川以北の低位段丘が未発達なためである。

城柵遺跡は、本遺跡と徳丹城跡があるが、共に沖積段丘面上にあり、旧河道が複雑にはいりこんだ地形に立地している。平安時代の遺跡は、その数も多く、各段丘上に立地している。低位の沖積段丘から中位段丘、さらにその後背に広がる扇状地にかけて広く分布している。この場合でも扇端部や谷底平野の直上などの地形のかわりに立地するのが一般的である。なお本遺跡の南から徳丹城跡の西にかけてみられる旧河道は圃場整備などで地形が変わってしまい、現在その幅や細部を復元することができない。そのため、第1図で旧河道に遺跡をドットしているが、これは、河道縁辺に残された小段丘上に立地しているものである。北上川以東の古代遺跡は少ない。

\* 1976・78岩手県企画開発室「日経」「盛岡」「北上山系開発地域土地分類基本調査」および現地踏査、航空写真などによる。



第1図 地形分類と遺跡分布

## (4) 地質

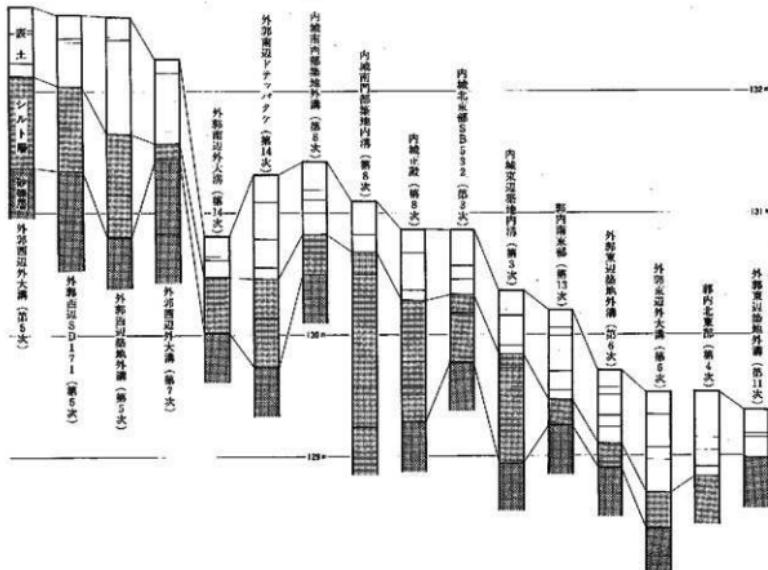
前述のとおり、本遺跡は河川の影響を強く受けた不安定な冲積台地にあり、水成層が基底をなしている。その上をやはり水成のシルトがのり、表土がそれをおおっている。基本層は概ねこの3層にわけられる。

I層（表土）——腐植土や黒色火山灰からなる表土。黒色～黒褐色を呈し、耕作土からシルト漸移層までを包括。地点により異なるが2～7層に細分される。

II層（シルト層）——水成シルトからなる層で、暗褐色～褐色を呈する。外郭南辺と西辺では、このシルト層中の黒色～黒褐色土層の存在が観察されている。2～8層に細分され、地点により層相や層厚は一定していない。

III層（砂疊層）——基底をなす水成砂疊層で、砂の粗粒、礫の量や大きさで、数層に細分される。

下図は、発掘調査された溝や建物裏方の壁の観察による土層柱状図である。各地点とも



第2図 土層柱状図

大略3層にわかれれるが、砂礫層の上面高は一定しておらず、層厚や層相も地点によって異なる。しかも隣接する地点で大きく相違する例も少なくない。さらに外郭南辺付近では砂礫層の急激なたなびがあり、東西方向の小規模な自然堤防が形成されている。

## 不安定な砂礫層

遺構上面は、耕作土で削られている場合がほとんどで、したがって耕作土直下での遺構検出が可能である。ただし後世のはげしい擾乱があつたり、溝や土塙などの理上が黒色土層と類似する場合は、シルト漸移層上面で検出することもある。また一般的に遺構底面は、外郭外大溝が砂礫層を掘りぬき、築地内外溝や建物掘方は砂礫層上面を底面としている特徴がある。

## 遺構掘込面

遺構埋土は、自然堆積の場合ほとんどが黒色火山灰であるが、埋土上面を削るように堆積する水成シルトと黒色火山灰層中に介在するいわゆる粉状バミスについてふれておきたい。まず、本遺跡は後述するように外郭と内城とが築地で囲まれているが、水成シルトがみられるのは外郭線と内城の築地外の溝埋土上面に限られている。築地内溝には堆積しておらず、しかも標高の高い西辺と南辺にのみみられ、低い東辺や北辺にはみられない。このことから、シルトの流入が南西方向からのものであり、その時期は溝がほとんど埋没しある時期から築地が大きく崩壊する以前の間と考えられるのである。さらに少なくとも二度にわたる溝埋土を削るシルトの流入が外郭西辺や内城南辺で確認されており、かなり急激な流入、洪水があったものと考えられる。なおシルトの流入が、外郭築地内溝におよんでない最も内城築地外溝に流入していることから、外郭築地が堤防としての機能を全うしたとは考えがたい。今後の調査の進展によって築地の欠壊箇所が判明するものと思われる。

## 水成シルト堆積

次にいわゆる粉状バミスについてであるが、この呼称のほか灰褐色火山灰などとも呼ばれている。色調はおむねにぶい黄褐色を呈し、径1mm以下のややあらい砂質土である。本遺跡では底の深い築地内外溝など比較的深い遺構の埋土にみられるが、高さや層厚は一定していない。また同一遺構であってもその堆積は一様ではない。

## 粉状バミス堆積

この種のバミスは、盛岡周辺では、時期の異なる太田蛭苅森古墳群（本遺跡の西約3km）の古墳周溝埋土や厨川櫛擬定地（本遺跡の北東約3km）の大溝埋土でも検出されている。前者は8世紀、後者は11世紀の遺構と考えられており、盛岡周辺のバミスの降灰は少なくとも8・9・11世紀の3期にわかれれる可能性が非常に強い。

## 8世紀の降灰

8世紀の降灰の類例は、近隣地域で矢巾町白沢古墳があり、やはなれて江釣子村猫谷地古墳群などがあり、古墳周溝からの検出例が多い。また岩手町仙波墓道跡の竪穴住居跡理上にもあり、さらに馬渕川流域の県北地方でも該期の竪穴住居跡に多量の堆積がみとめられている。県北地方のものは十和田a層と呼ばれており、発掘担当者の一部で岩手県内すべてのバミスを十和田a層とするむきもあるが、すべてを十和田起源とする根拠にとばしく、地質学上の慎重な検討が望まれる。なお本遺跡や白沢古墳のバミスを分析された井上克弘によれば、秋田焼山の起源をもつとのことである\*。

## 9世紀の降灰

9世紀の降灰の類例は、郡南村百目木遺跡住居跡理上やかまと内にみられる。出土土器

\* 1980井上克弘「秋田焼山火山噴出物の<sup>14</sup>C年代」『地球科学』34-2など。

### III 遺跡の環境

から9世紀後半と考えられる。また卯沢城跡の9世紀後半の大溝でも検出されているが、本遺跡のものと同起源、同時期か否か検討を要する。11世紀の降灰の類例は不明である。

いずれにしても、バニスを「鍵層」とするには、まだ解決しなければならない問題があり、今後地質学的成果だけをうのみにすることなく、考古学的検討も充分に展開されるべきであろう。

## 2 歴史的環境

### (1) 末期古墳群(7・8世紀)

盛岡周辺の遺跡は、纏文時代とりわけ中期の遺跡数が多いが、弥生時代以降遺跡数が減る。これは北上川上～中流域に共通する現象であり、急激な気候の変化などの要因が考えられる。そして7世紀あたりから徐々に遺跡数も増え始め、7・8世紀には古墳群が築造されるようになる。この古墳群は日本の古墳の中では最終永のものであり、形態的にも他地域、他時期のものと異質である。

#### 古墳群の分布

岩手県内の末期古墳群は第4回のような分布を示している。ただし墳丘が小さく破壊されてしまった例もかなりにのぼると推測せられ、多数の墳丘が分布している江釣子古墳群(八幡・猫谷地・五条丸各支群)や西根古墳群(烏森・道場各支群)のはかにも大きな古墳群があったと思われる。したがって分布はもっと密であったろう。

そういう資料的制約はあるものの、古墳群の分布は北上川上～中流域に集中している。沿岸部ではまったく確認されておらず、また県北の馬渕川流域での例は少ない。経済的基盤を含めた社会体制の相違がうかがえよう。

#### 100基以上の墳丘

岩手県内の古墳群は、宮城県にまたがる西磐井郡花泉町杉山古墳群では100基以上の墳丘が確認されており、盛岡市太田蛭内森古墳群・花巻市熊牧古墳群・和賀郡江釣子古墳群・胆沢郡金ヶ崎町西根古墳群なども墳丘数が多く、100基あるいはそれ以上であったと思われる。

#### 古墳の形状

個々の墳丘は、径7～10m高さ1m内外の小規模な円墳で、一方に開口部をもつ竪溝がめぐらされている。主体部は、人頭大以上の河原石を乱石積した横穴式石室と石組をもたない墓塚がある。前者の横穴石室には、割石を用いた杉山古墳群の例もみられるが、大半は河原石である。横穴形であるも墓道はせまく、機能的には堅穴形であり、形式的横穴である。後者の墓塚には、床に木炭を焼きつめた例も多く、この墓塚は、浮島・谷助平両古墳群にみられ、北上川上流域以北の特徴と考えられる。ただし近年の調査で白沢古墳群も墓塚であることが確認されている。出土遺物は、薙刀・直刀や鉄鎌などの武具・鈴蓋金具や勾玉・管玉などの装身具のほか、和銅鏡も副葬されている。土器は土師器・須恵器

• 諸書に岩手県内の古墳は多く紹介されているが、中～近世の墳墓などもあり、本稿では調査で古墳と確認されているもの、または副葬品の出土があつたものに限った。

である。なお横穴形石室と墓塚との副葬品の差は明確ではない。

太田蝦夷森古墳群は、本遺跡の西方約2kmの位置にある。開田などにより墳丘が削平されてしまったが、明治中頃に約40基が確認されている。このうち3基が発掘された<sup>\*</sup>。墳丘

### 太田蝦夷森古墳群

は不明であるが、河原石をつみあげて幅0.6m長2~3m高0.5mほどの石室空間を設けている。床には円碟をしきつめ、切子玉・丸玉・勾玉・ガラス小玉や鈎帶金具・「和銅開闢」を副葬していた。また発掘によるものではないが、直刀や鐵手刀も出土している。蝦夷森古墳群の特徴のひとつは、横穴形石室の北限にあたっていることで、これより北の古墳群は墓塚が主体部となり、またこれより南の古墳群は、白沢古墳群をのぞき、すべて横穴形石室となる。白沢古墳群の場合、他との大きな時期差は考えられず、異質である<sup>\*\*</sup>。後考をまちたい。

ところで、この7・8世紀を中心とする古墳群と城柵との関係であるが、必ずしも城柵の設置される特定の地域と古墳の分布とは一致をみない。むしろ次の世紀に城柵が設置され、統治管轄される範囲こそが、古墳群（とりわけ横穴形石室をもつ古墳群）を築く一定秩序をもった社会と考えられるのである。その中でも特に本遺跡と太田蝦夷森古墳群との隣接が大きな意味をもつていると推測される。すなわち、本遺跡は後述のとおり城柵遺跡であるが横穴形石室を背む最北端の地域に最北端の城柵を設置したわけで、中央勢力のさらなる北上が当初から企図されていたのではないだろうか。

### 古墳群と城柵



第3図 北上川流域の末期古墳群の分布

\* 1969盛岡市教育委員会『盛岡市上太田蝦夷森古墳』

\*\* 1970盛岡市教育委員会『盛岡市上太田蝦夷森古墳第二報』

\*\* 1980岩手県教育委員会(朴沢正耕編)「白沢遺跡」「東北新幹線関係埋蔵文化財調査報告書」V

### III 遺跡の概要

#### ■世紀の集落

#### 百日本遺跡

この時期の竪穴住居跡は、近年多数検出されている。しかし盛岡周辺に限ってみるとあまり多くなく、しかも8世紀にぐだる住居跡であり、古墳と村落との関係がよくわからぬ段階である。ただしこれは遺跡数が少ないのではなく、調査例が少ないのであり、今後の調査の進展に期待したい。村落の構成について、多數の竪穴住居跡が調査された百日本遺跡の例をみてみたい。8世紀の住居跡は36棟が検出され、床面積30~60m<sup>2</sup>の大形住居（8棟）と10~20m<sup>2</sup>の小形のものとが、ほとんど重複せず、近時に共存していることが確認された。大形住居は明確な4本柱の柱穴と、玉瓶や鍵車などの出土が特徴である。そしてかまど方向が大形小形をとおして北向きのものがほとんどで、小形の3棟だけが東向きである。この3棟のうち2棟の住居跡から鍵車が出土しており、東向きかまどの特徴を物語っているようである。

百日本遺跡では、この時期には2~9世紀後半の住居跡も検出されているが、いくつかの点で相違がみだされる。住居規模では、大小の差が明確でなくなり平均化し、かまど方向では北~東~南向きとなり、出土遺物では玉瓶や鍵車がみられなくなってしまうのである。この両者の差は、8世紀村落がその基本単位に大小の家屋をセットとする「家族」があり、さらに末期古墳群を造営する強い共同体的結合によって維持され、9世紀村落ではそういう村落共同体が変質してしまったためと考えられる。なおこういった村落の変遷は県南地方でもほぼ同じようにみられ、少なくとも盛岡以南の村落の特徴でもある。

#### (2) 城柵（9世紀）

##### 城柵の設置

8・9世紀の城・柵は、文献にみられるものは次の16である。

出羽柵(709年初見) 多賀柵(737年初見) 牡鹿柵(737年初見) 新田柵(737年初見)  
色麻柵(737年初見) 玉造柵(737年初見) 桃生城(758年造営) 雄勝城(758年造営)  
伊治城(767年造営) 覚驚城(780年造営) 秋田城(780年初見) 由利柵(780年初見)  
胆沢城(802年造営) 志波城(803年造営) 中山柵(804年初見) 德丹城(814年初見)

このうち所在地のはっきりしているものは、多賀柵(城)・桃生城・伊治城・秋田城・胆沢城・德丹城の6例だけである。また文献上どの城柵に該当するか確定していない城柵遺跡は、次の5遺跡などである。なお城輪柵・八森柵遺跡は9世紀の出羽国府跡とする見解が一般化しつつある。

山形県 城輪柵遺跡（9世紀前半以降） 八森柵遺跡（9世紀）  
宮城県 城生遺跡（8世紀前半以降） 宮沢遺跡（8世紀後半）  
秋田県 扎田柵遺跡（9世紀前半以降）

これらの城柵は、朝廷勢力の東北への伸張によって造営されたものである。延暦年間の軍事行動について、Iで板橋源氏が詳述しておられるので、本項では各城柵との位置関係についてのべたい。中央勢力の伸張（城柵の設置）は、陸奥国體で、多賀城に国府をおき、8世紀後半には北上川下流域を、さらに8世紀末には中・上流域に軍事行動がおよんでき

\* 1979都南村教育委員会（佐藤和男編）『百日本遺跡』

ている。板橋源氏が1で詳述しておられるように、文献にみえる胆沢の地への派兵の初見は776年、志波（子波）、和我へは789～790年、さらに閑村へは797年である。そして胆沢城設置が802年、志波城設置が803年である。その後811年の削蕪体・幣伊への派兵や813年頃の徳丹城設置を最後に、志波付近から北の地域は史書にあらわれなくなっている。

文献から知られる当地域（志波地域）は、8世紀末に朝廷の支配下におかれ、9世紀早々に城が設置され、やがて軍事行動も表面に出なくなってしまうのである。すなわち、8世紀末から9世紀初頭にかけて朝廷勢力の急激な侵入があり、またこれより北の地域に積極的な支配を実施しなかったことにより、朝廷勢力の北限ともなり、非（反）朝廷勢力と接壤していたと考えられるのである。

ところで、本遺跡は胆沢城跡とほぼ同時期、同性格の城櫓遺跡といえることは後述のとおりであるが、胆沢城との直線距離は54kmであり、他の諸城櫓にみられない遠距離である。また本遺跡と小さな時間差で造営された出羽国側の払田櫓遺跡と本遺跡・胆沢城跡とを結ぶとほぼ正三角形になり、少なくとも本遺跡が零石川をのぼり、胆沢城跡が胆沢川あるいは和賀川をのぼって、奥羽山脈をへだてた払田櫓遺跡まで達する路筋はほぼ同じである。

## 朝廷勢力の侵出

## 他城櫓との距離

## 選地の理由



本遺跡が零石川流域の地に選ばれた理由は次のふたつと推測される。ひとつは、胆沢城から大きくへだてても運営できるだけの基盤——朝廷勢力の支配下にすでにおり、そしてまたその支配を維持する必要があったこと、ふたつは、出羽国側との連絡の可能な地域が必要であったことが考えられよう。出羽国との連絡路は、胆沢川・和賀川の南ルートと零石川の北ルートがあり、南のルートがとれる地域は胆沢城に近すぎるため、北のルートに近い零石川流域が選ばれたと考えられる。

第4図 東北の城櫓遺跡

## IV 調査成果

### 1 外郭

#### (1) 外郭の微地形

**東西辺縁地線** 外郭は築地と外大溝との二重構造を呈することが調査によって判明した。築地線の位置に、東辺では県道盛岡・和賀（柳根）線、西辺では市道官台線がそれぞれ南北に走っている。東辺道路は、舗装工事などによって改変されていると思われるが、周囲より1mほど高くなっている。古来から利用されていた道路である。東辺北部でやや西偏しており、南東コーナー以南もやや西に曲がっている。西辺道路は、周囲との比高もありなく、古くは幅の狭い崎道のような道路であったという。また、直線ではなく何カ所かでわずかに屈曲しており、東辺ほど築地の残存は良くないであろう。東、西辺とも、築地そのものの調査はしておらず、築地外溝から推定しているものである。

**南辺縁地線** そして、南北辺縁地線は、以前より「ドッパバタケ（土手畑）」とよばれていた上界状の高まりに位置する。現在畑として利用されているドッパバタケは、東辺から310~510mの範囲で、最大幅12.5m、最小幅5.0m、周囲との比高は、0.3~1.0mである。畑より西は上界状高まりは残っていないも、水田の畦畔として、線は生きている。また畑より東は住宅の進入道路として、幅5.0m、比高0.3mのやや低い土壘状の高まりとなっている。

**外大溝線** 一方、外大溝線は、外郭南辺および東辺で周囲よりわずかに低い幅11m前後の狹長な水田として観察される。このラインの両側に、部分的に土壘状の高まりが残されている。これらはドッパバタケに比し小規模なものであるが、外郭東辺では、築地線の東、約40mと50mに道路と平行して2条観察される。この東側の高まりは水田の中に中島状にとり残されており、畦畔などにも利用されていないものである。また、外郭西辺でも外大溝外側の一部に宅地境として高まりが残っており、外大溝内側の一部にも、住宅用進入道路として高まりが残っている。この道路は、現在わずかな長さしか残っていないが、以前「旧道」とよばれていたらしく、官台線道路に匹敵するものであったことも考えられ、土壘状高まりが南北に長く連なっていた可能性を示している。なお外郭南辺では鹿奏新堀の掘削のために土壘状の高まりを確認することができない。ただ、外大溝の外側の東半は畑となって若干高くなっている。

**外郭北辺の浸食** 外郭北辺は、零石川の浸食により削りとられ、残っていない。浸食できた段丘崖は東西約3kmにわたり、比高0.5~2mの規模である。さらに北の段丘崖を自然堤防とするように弧状の河道もはいりこんでおり、河道の細かな移動が遺跡にもおよんだことを示している。なお北の弧状の河道は、段丘崖形成以前と考えられる。



第5図 志波城跡全体図

## (2) 外郭の構造

## 外郭の基本的構造

外郭は二重構造を有する。ひとつは約840m方形を囲む塁地であり、ひとつはその外側の930m方形を囲む外大溝である。本遺跡の設計を地名どおり8町とするとき塁地線の数値がほぼそれにあたっており、また築造上からも景観上からも塁地に重点がおかれたはずであり、さらに他の城壁遺跡の多くの例からも、区画施設としての主体は塁地であったと考えられる。

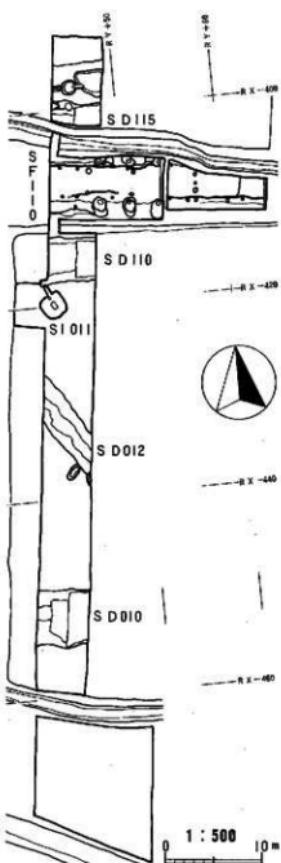
塁地そのものが確認されているのは外郭南辺だけであり、1・2次と14次調査では塁地に併走する内溝と外溝と共に検出されている。また外大溝も確認されている。この南辺の基本的なあり方は、道路のため調査の実施がむずかしい外郭東・西辺の調査に引用でき、塁地外溝と外大溝の位置から東・西辺塁地線を想定することもできた。

これらのほかに、1・2次調査では、外人溝南壁ぞいに土塁基部の一部と思われる壁が検出されている。幅4m長さ30mの範囲に、灰褐色土、黄褐色土、暗褐色土等の互層が0.4mの高さで残存しているものである。<sup>\*\*</sup> 反塗ではないらしい。これに符合して、東辺と西辺の外大溝両側に位置するように土塁状の高まりが残されている。つまり塁地の内外に溝をもつように、外人溝も内外に土塁状高まりを有しているわけである。

そして南辺中央には5間門の外郭南門があり、その南門から内城にむかう6丈幅の大路、また南門外の外大溝も確認されている。

- 東西の外大溝が完全に平行しているかまだ認めておらず、また外大溝幅の出入りを考えると、930mの数値から2~3mのずれは生ずるであろう。

<sup>\*\*</sup> 1978岩手県教育委員会「太田方八丁遺跡」『昭和52年度埋蔵文化財発掘調査報告』

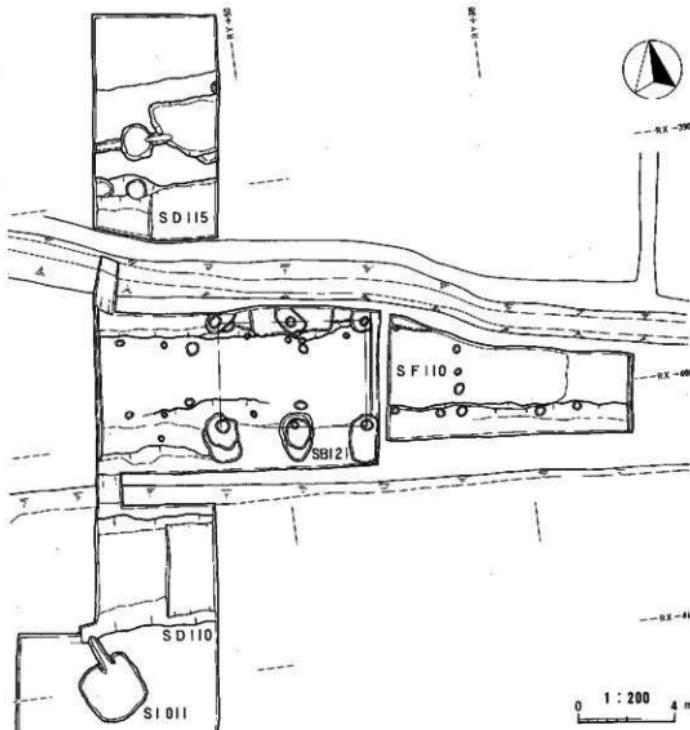


第6図 外郭南辺（第14次調査）

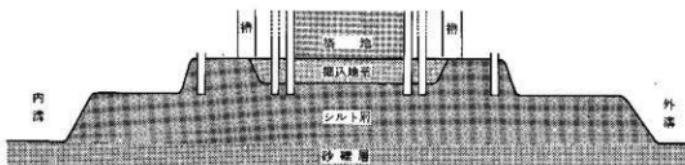
## 築地および築地内外溝

築地版築の残存は、14次調査のドッパタケに限られるようで、1・2次調査区では確認されていない。このドッパタケでも版築はわずかしか観察されず、ドッパタケそのものが削り出しによる地形であることが確認された。その削り出しが14次調査で幅6.4m高さは現在確認できないが、最大0.7mになると推定される。1・2次調査では、幅が8mにもおよぶようであるが、詳しい報告がなくはっきりしない。

掘込地業 そして6.4m幅の削り出し基壇上端からそれぞれ1.2m内側、すなわち4.0m幅で掘込地業をしている。この掘込は深さ0.2m以上で、厚さ5~10cmのややあらい版築土で地業をし、その上に厚さ1~3cmにかたくたきしめられたうすい版築土をのせている。このうすい



第7図 外郭南辺築地・構跡（第14次調査）



第8図 外郭築地断面模式図

版築土が築地本体のものであるかについては未確認である。版築土は、黒色土と褐色シルトの粒状混合土で、細砂や粗砂を含んでいる。

築地の柱は掘込地業部の中に2.4m幅(内列)と3.0m幅(外列)の2対がたてられている。さらに掘込地業部の外、削り出し土上端に近い位置に6.0m幅の柱列(基壇柱列)もみられる。この内外列の存在に対して築地のつくりかえとみる考え方もある。その根拠は、1・2次調査で内列と外列とは1・2例の柱穴に重複が認められること、基壇柱列下に土取り穴とみられる土坑があることである。調査者側のコメントや報告がなく不明な点も多いが、14次調査では、つくりかえを支持する根拠はほとんどなく、早期と考えても何ら矛盾はない結果が出ている。ここで早期のものとすると、内列と外列とに板をはさんで、築地本体版塗をつみあけていく際の壁材にしたと推定することができよう。したがって内列が寄柱となり、築地本体幅は内列の柱の外側(内列の柱が築地壁面にくいこんだ形)になると考えられるのである。

そしてさらに外側の6.0m幅の柱列(基壇柱列)はそれ自体の機能をうかがわせる資料はみられず、性格は不明であるが、基壇をととのえる施設があったものと思われる。

築地の内外には、溝が併走する。築地外溝は5・6・11次調査でも検出している。内外溝内側の肩までの距離は11~12m前後で、築地棟通りから外溝内肩までが5.7~6.5m、内溝内肩まで5.2~5.5mをはかり外溝までがやや広い。また削り出し基壇からの距離は外側(大走り)で2.4m、内側(武者走り)で2.9m前後をはかる。南辺の溝の規模も深さは、0.7~0.8m前後であるが、幅は内溝が2.3m内外、外溝が3.2~5.0mと外溝が広い。西辺ではSD 170外溝跡が5.1~5.9m幅1.2m深さと規模も大きくなり、その上には同規模の溝をさらに外側にSD 171溝跡を併走させている。また東辺でも築地外溝のほかにやや小規模な溝を伴っている。そして、一部砂礫層を掘りぬくがほとんどは、砂礫層上面を溝底面としている。築地版築土を採取するため、砂礫層まで掘りぬかなかったものと考えられる。

これらの溝は、一部を除きすべて自然堆積であるが、内溝と外溝との差異は、3層に大別される埋土のうち、上層A層が水成堆積によるものという点である。しかもこの水成堆積は西辺と南辺の築地外溝に限られ、内溝や東辺にはみられない。水成堆積層は、シルトと砂が互層をなし、細分される各層はグライ化し、鉄分の沈澱がみとめられる。数回における冠水があったと考えられる。しかも佐鳴與四右衛門氏によると河道がかわるなどの大

築地の柱列

築地本体の幅

築地内外溝

内外溝の埋土

\* 工藤圭章氏らの指摘による。

#### N 調査成果

きな洪水が2回はあったとのことである。反面黒色土等の堆積がなく、水成堆積層が短期間に堆積したものである。すなわちこの水成堆積層は、短期間の数度にわたる大小の洪水によって運ばれてきたシルトや砂の層なのである。中層（B層）の黒色火山灰層と下層（C層）の1次堆積シルトは内溝理土とも共通するようである。これらの自然堆積の中で1箇所だけ人為堆積の部分がみられる。14次調査の築地内溝では、調査面積が少なく範囲も明確ではないが、原土はレンズ状堆積を示す、一括して埋め戻された層相を呈している。この部分はちょうど槽のすぐ内側に位置しており、このことと関係があるものか。

橋

そして築地をまたぐ掘立柱建物跡がある。築地がその部分で途切れていないので、門ではなく槽と考えられるものである。槽跡は1・2次と14次調査で、S B113とS B121の2棟が検出され、共に東西2間で3.0m等間向南北1間で4.2mの柱間をもつ。南北の4.2mはほぼ築地基底幅に合致している。なおS B121は廃替えがあり、東西1間南北1間を経て東西2間に変遷する。

この槽の上部構造は不明であるが、柱径が30~50cmと、内城内建物に比して遙かになく板張的な施設ではなく、しっかりした上屋をもつと思われる。

また槽の位置であるが、推定外郭南門からS B113まで295m、S B116まで70mをはかり、誤差が大きいもおよそ4:1の比になる。また70mという単位は外郭築地規模840mを12等分した数値でもあり、槽が南辺を12分割した地点に位置する可能性を考えられるのである。

#### 外郭南門と大路

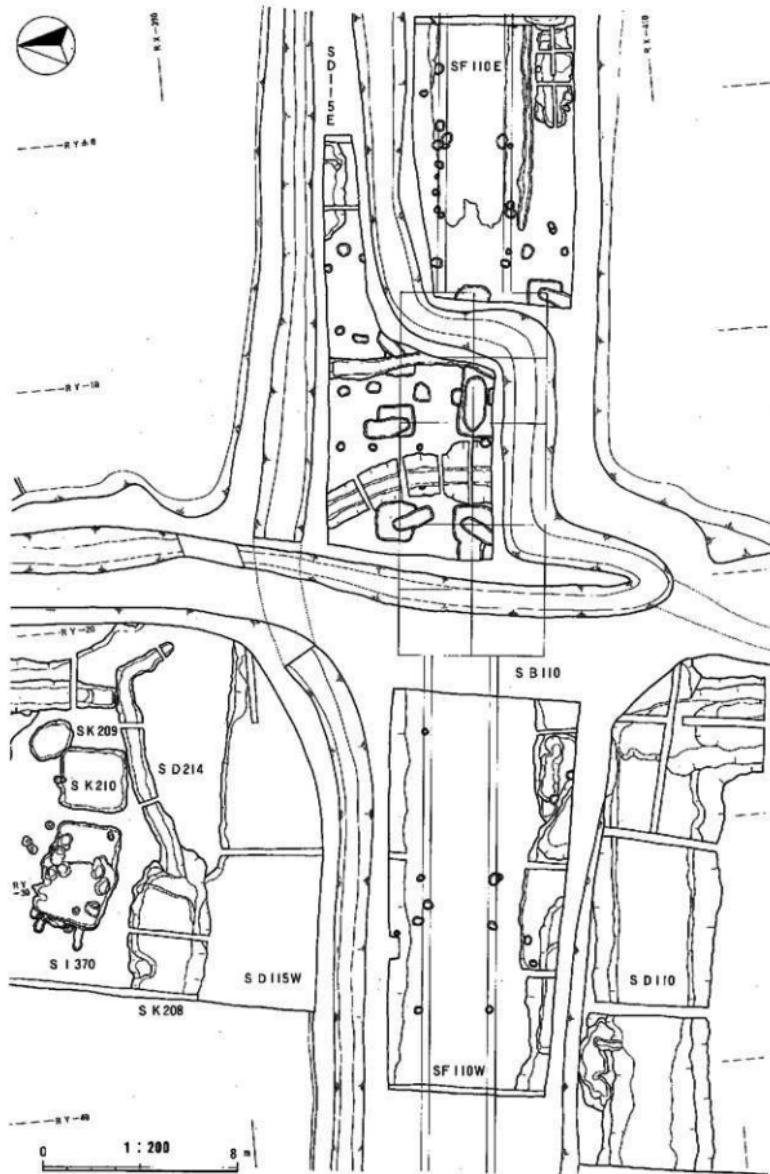
五間の南門

外郭南辺築地縦中央に位置する南門跡（S B110）は、昭和55年度第15次調査で検出された。水路などのため全容を明らかにしえなかつたが、掘立柱で、桁行5間梁間2間の五間門と推定できる。桁中央の間尺が4.2m(14尺)、左右の間尺がそれぞれ2.7m(9尺)等間で総長15m(50尺)、梁間は3.0m(10尺)等間で、総長6m(20尺)の規模をもっている。また足場穴と思われる小柱穴がみられ、門柱より北に2.4m(8尺)、東に1.8m(6尺)張り出して設置されている。南門の廃替えはないが、柱ぬきとりが行われている。主軸はおよそE 6° 0' Sをはかり、また外郭南門と内城南門を結ぶ軸線はN 6° 10' Eである。なおこの軸角度は、内城の基本軸線から15°ほど西にふれている。

南門跡の東西には築地（S F110）がとりつくが、築地本体は残存せず、掘込地業部と寄生列が確認されただけである。その状況はほとんど前述と異ならず、ここでも築地基底幅は2.4mである。南門との関係では、南門東側の築地棟通りが南門棟通りと一致するが、西側では築地棟通りが0.3mほど北に偏している。築地の内外にはやはり溝（S D110・115）を併走させている。

大路側溝

築地線の内側に幅0.8mほどの南北走向の溝（S D213）が掘られている。この溝は遺跡南北中軸線から9.5m(芯まで)ほど西の位置にあり、中軸線に平行する。後述するように、内城南門跡の南にも同様の溝が2本、中軸線からそれぞれ9~10mの間隔で平行して検出されている。今次検出の溝は、このうちの西側の溝（S D211）の延長と考えられ、東側の溝も対をなしていると推定される。すなわち内城と外郭を結ぶ2本の溝が平行しているわ



第9図 外郭南門部（第15次調査）

#### IV 調査成果

けで、大路側溝と考えられよう。なお内城南門部では築地外溝に接続しているが、外郭南門部では築地外溝とは接続せず、約5.5mはなれています。

##### 外大路側溝

また南門外で築地外溝の東端部が南に屈曲しているのが確認された。深さはほとんど同じであるが、築地外溝(S D110W)の幅1.5mに対し、屈曲する溝(S D020)は幅5.8mとせまくなる。この溝も中軸線から8.5m(芯まで)と、ほぼ築地内の大路側溝と同じ位置にあり、外郭南門の外にのびる外大路側溝と推定される。ただこの溝が外大溝となつたが、その字形を呈するのか、あるいはさらに外にのびてF字形となるのか、今後の調査を待したい。

大路そのものの砂利敷などの痕跡は認められないが、2本の側溝から18m(60尺-6丈)幅と考えられる。6丈の幅は、平城・平安京の大路の実際の路肩幅には匹敵するものである。

五間門と大路側溝の検出例は、城柵遺跡では少ない。五間門はほかに胆沢城跡にみられるが、扉のとりつく本柱列が本遺跡のものと異なり、宮本長二郎氏によれば楼門が考えられるとのことである。なお本遺跡の五間門は足場穴の位置から切妻造と推定されるという。

また大路側溝は城輪柵遺跡の内城南でみられるが、外郭までのびるか不明である。大路幅は35.6mである。外大路側溝は胆沢城跡でみられ、1町以上もの長さになることが確認されている。外大路幅は12mと推定されている。このほかの城柵遺跡では検出されておらず、現在の平地に立地する城柵に限定されることに注目したい。

##### 外大溝および土塁状遺構

##### 外大溝の規模

築地芯から43m前後外側に外大溝が走る。規模は、幅5~7m、深1.2~1.5mと、築地内外溝よりも、大きい。また砂礫層を0.3~0.4m掘りぬいており、築地内外溝とはその性格が異なると考えられる。

##### 外大溝の埋土

外大溝の埋土上は、他点により異なるが、基本的には礫を含む黒褐色土(U層)、水成堆積シルト(A層)、粉状バミスを含む黒色火山灰(B層)、砂礫を多く含む一次堆積土(C層)が堆積している。この4層のうち南辺では最上層の砂礫を含む黒褐色土が欠失しており、西辺では下層の黒色火山灰と砂礫層が互層をなしている。

築地内外溝と比較すると、水成堆積のA層と黒色火山灰のB層は共通するが、最上層のU層と下層のC層は礫を多く含み、築地内外溝に礫はみられず明らかに異なる。この砂礫は大溝を掘る際に掘りあげられ、それが次第に崩壊して再堆積したものと解される。



第10図 外郭構造の断面模式図

それは、外大溝の両側に土壠状の高まりが現在でも残っており、その高まりに多くの砂礫がみられることで確認されるのである。なおこの高まりが極めて急激によって築かれた土壠であるか否かは不明である。

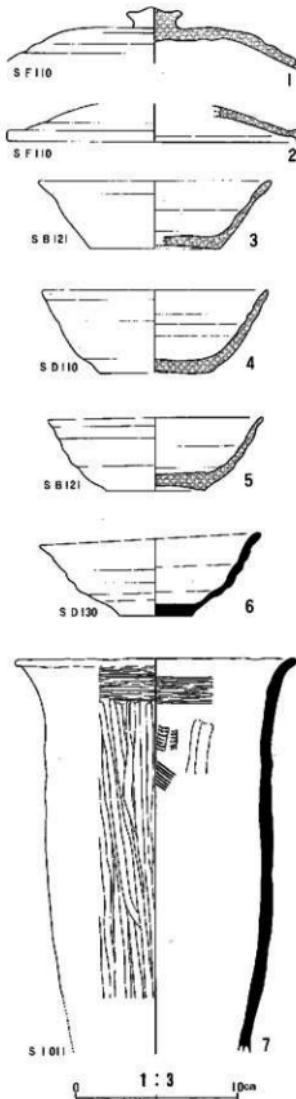
ところで、外郭南辺付近は外郭造営以前から東西方向の帶状の微高地であった可能性がある。外郭築地基部が削りだされている点、基底をなす砂礫層の急激な高まりが南辺付近で観察される点などから指摘できるものである。

外郭施設から出土した遺物はあまり多くない。外郭南辺出土、特に築地崩壊土や横掘方から須恵器蓋、环などが出土している。蓋は大井部を回転ケズリし、宝珠様のつまみを有する。環は回転系切やヘラ切が共存し、第11図に示した3・4は系切無調整で、4の底外面に「九」の墨書きがみられる。5は回転ヘラ切無調整のものである。このほか破片と思われるものもある。6は外郭東辺築地内溝出土のあかやき土器環である。ロクロ成形回転系切で調整は一切みられない。

#### (4) 外郭以前の遺構と遺物

明らかに外郭各施設よりも古い遺構は、第14次調査で検出されたS I 011竪穴住居跡があるだけである。方形プランで、規模は南北2.5m東西2.45m、主軸N23°50'Wをはかり、かまどは北壁中央に設けられている。煙道先端が築地外溝によって切られている。床面中央が0.4×0.25mの範囲で焼けしており、地床炉と考えられる。柱穴や周溝等はみとめられない。

出土遺物はロクロ未使用の土師器杯と甕である(第11図6)。甕の体部は不整な端口をもつ工具によるミガキである。



第11図 外郭出土土器

## 2 郷内城

外部築地によって囲繞された700,000m<sup>2</sup>のうち、中心南寄りに位置する内城はその3.5%を占めるだけである。その他の広大な郷内城の調査は、第4次北東部（宮田地区）と第13次南東部、第1・2次の東北自動車道用地内で実施されているにすぎず、その上第1・2次調査の本報告がない現在、郷内城がどのような地区割や構造をもっているかほとんど不明といつてよい。

### (1) 郷内城南東部

調査区は外郭南辺より約210m東辺より約90mの位置にある。わずか106m<sup>2</sup>の調査面積で、獨立柱建物跡を1棟検出しただけである。

**S B215建物跡** 東西2間南北2間以上の總柱の掘立柱建物跡である。間尺は梁間桁行とも1.60m等間で、主軸方位はN 2°20' Eである。據方は径30cmの円形で、径15cmの柱痕跡をもつ。年代決定となる資料は出土していない。

この調査区では、予想された竪穴住居跡が検出されなかった。後述する郷内城西部では住居密集が南北ではまばらとなることから、東側でも同様に希薄となることも考えられる。ただし小面積のため、さらに検討を要する。

### (2) 郷内城北東部（宮田地区）

調査区は、外郭南辺から北約560~590m、外郭東辺から西30~50mの位置にある。検出された遺構は、竪穴住居跡3棟、溝跡1条、中世以降の竪穴4基、掘立柱建物跡1棟、柱列跡1列である。

**竪穴住居跡** 竪穴住居跡は、3棟のうち全プランを確認したのはS I 366だけで、S I 365・367はかまど付近の調査にとどまった。規模は一込3m前後で大きくなり、S I 365は5m近くになると推定される。3棟とも床面は一度深く不整に掘り、その上に貼床地業をしている。

この3棟の中で、S I 365がほかより異質な形で存在する。かまど位置はS I 366・367が東壁中央かやや南寄りにあるのに対し365



第12図 郷内南東部（第13次調査）

は北壁にあり、また煙道も366・367がないか短かく終息しそうなのに対し、365が2m近い煙道を有し、煙出し部が深くおちこんでおり、前者と差異をみせている。さらに出土土器でもSI 365は須恵器壊類の出土が多く、蓋や口付壊(接塊)などもみられ、他と幾きを異にしている。こういった規模や出土土器からSI 365と366・367とは、その居住者に階層的なちがいがあったとも解される。

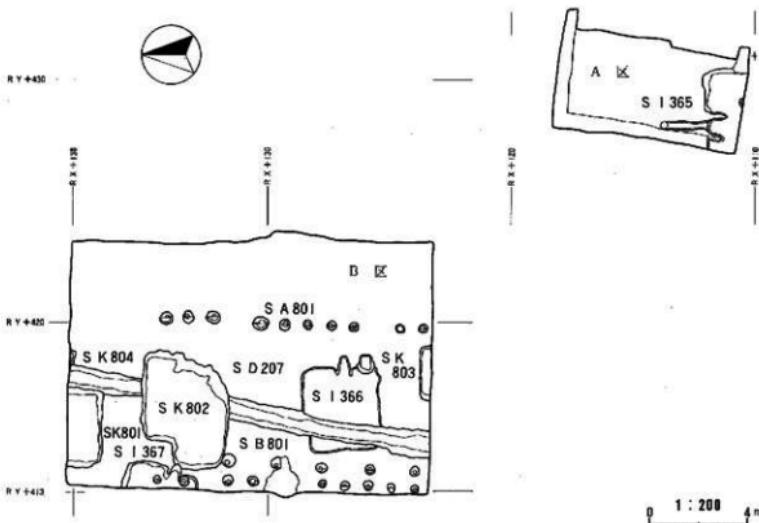
なおSI 366と367でも、かまど燃焼部の位置が壁外に張り出すものと壁内にあるものと差がみられる。この3通りのかまどの形状は、郭内域西部でも類型的に把握されている。

竪穴住居跡と同時あるいは近時の遺構はSD 207溝跡であるが、走向はN11°Eと、道路軸線よりも東にふれるものである。

そのほか中世以降ととらえられる遺構に掘立柱建物跡と柱列跡がある。『方八丁概報77』では、これを1棟の建物跡と報告したが、別遺構と扱いたい。SA 801柱列跡は9間以上でN1°Eをはかる。柱間0.95mで、北から3間目と8間目は柱がなく、1.9mの柱間となる。SB 801建物跡は2柱列検出されておりN4.5°Eをはかり、やはり0.95mの柱間である。西列は9間以上で、北から2間目と5間目の柱が1.9mの柱間となる。東列は、西列の3本目の柱から、0.75m東側に1.9mの間尺で付属している。SA 801は、妻柱がみられず、建物跡になる可能性は低い。SB 801はさらに西に妻柱をもつ可能性があり、西列は身寄入側柱、東列は崩れ柱の側柱になると考えられる。

このほかに中世以降の遺構には竪穴がある。これは人為的に埋め戻されたSK 803と壁  
中世以降の竪穴

中世以降の建物



第13図 郡内北東部（宮田地区・第4次調査）

#### N 調査成果

を張るSK 801・802と共にわけられる。SK 802は、全体プランが太L字形に屈曲するものであるが、南壁ぎわや西張り出し部は人為的に埋め戻され、ほぼ方形プランに構築されている堅穴である。方形プランの下端には角張った継杭が、列をなして打ちこまれており、土留を支持したものであろうか。東壁中央には、小ピットを囲むように扁平な石がたてられていた。この堅穴には焼土等がみられず、人間の居住施設であったかどうかは疑わしい。またSK 801も、全体プランは不明であるが、規模を縮小する人為的な埋め戻しがみられる。SK 802と同じような性格をもつものか。ともに遺物の出土はない。

#### 堅穴住居跡の土器

郭内域北東部の上器は、3棟の堅穴住居跡から出土したものである。これらはほぼ同期のものと考えられるので、一括して述べることにする。

須恵器环は、すべてヘラ切無調整のもので、体部から口縁部にかけて直線的にたちあがる器形が主体をなす。台付环は、丸底様の底部をもついわゆる稜塊で、単に环に高台を付したものとはちがっている。台付塊は、体部下半で成形時の段を有するが、稜塊ほどの大きな屈曲ではない。このほか須恵器では蓋のつまみが出土している。

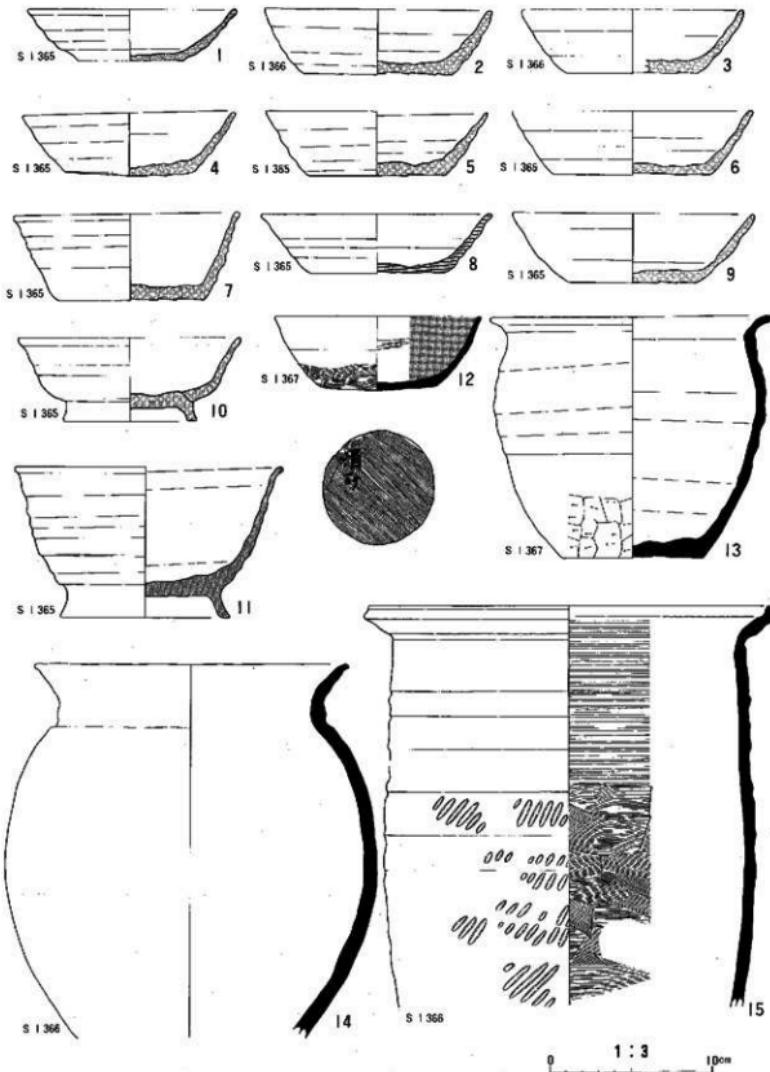
土師器は、环の出土が少なく、尖渦可能は1点だけである。12はロクロ成形後、内面へラミカキと黒色処理をし、外面体部下半と底面全面を工具幅のせまいヘラナデ調整を施しており、「酒所」の墨書きがみられる。甕類はロクロ非使用の蓋がある。調整は不明であるが、最大径が体部中央にあり、口縁部下に明瞭な段をもつものである。

あかやき土器では、环類ではなく、小形甕と長胴甕がみられる。小形甕の体部上半はロクロ成形のまま調整を加えていないが、13は底部ヘラ切り無調整で、体部下端を手持ヘラケズリしている。長胴甕は最大径が外反する口縁部にあり、口唇部が上方にたつものと外反するだけのものとがある。外面体部上半はロクロ成形のまま、下半に平行タタキ目、ヘラケズリがみられ、内面は口縁～体部上半にカキ目、下半にヘラナデ調整を施している。

第8表 郭内北東部（宮田地区）堅穴住居跡一覧表

住居跡	プラン	規 模	主 軸	か ま ど	炉	柱穴	貯蔵穴	そ の 他
S I 365	方形？	不 明	N 2°W 個	北壁の内 側	不明	4本 ?	かまと左	煙道の長さ は1.95m煙 出しは深く なる
S I 366	方 形	南北3.5 m、東西 3.1m	E 4°N	東壁中央 壁の外に 張り出す	なし	なし	かまと右	かまと、貯 蔵穴は壁外 に張り出す 煙道なし
S I 367	方形？	南北3.0 m、東西 は不明	E 18°S	東壁南寄 り 壁の内側	不明	不明	かまと左 に小ピッ ト	かまと支脚 に小形甕を 倒立。煙道 は短い？

2 郡内域



第14図 郡内北東部（宮田地区）出土土器

## (3) 郷内域西部（東北縦貫自動車道用地内）

南北に走る幅60mの自動車道用地内の調査は本遺跡に巨大なトレンチをいた形となり、外郭南辺墳地跡が検出され、本遺跡が志波城擬定地として、大きくとりあげられる契機となつた。この第1・2次調査は昭和51・52年に岩手県教育委員会によって実施されたが、現在整理中で、正報告は未だである。本書では現地説明会資料や略報などから、その概要をのべておきたい。

外郭南辺部についてはすでに述べたが、南辺墳地線から段丘北崖まで精査された遺構は竪穴住居跡61棟(検出163棟)、堅穴10、井戸跡1、掘立柱建物跡14棟(検出16棟)、焼土ピットなどである。このうち掘立柱建物跡などの中には明らかに中～近世のものも含まれているが、他は重複関係も少なく、また上器からほとんど同時期の遺構群と考えられている。

## 竪穴住居跡

竪穴住居跡群の特徴をまとめると次のとおりである。

1. 検出された住居跡のうち約75%が調査区北半に集中している。南半に密集せず、特に調査区東側は希薄である。また70～100m単位でやや離れて集中する傾向があるが、調査幅の中ではまだ断定できない。
2. すべてかまどを有し、かまど方向は東西南北各方面にみられるが、東方向のものが多く、全体の5割をこえ、ついで北・南方向のものが多い。また同一住居内でかまどのつくりかえがある場合、北・西方向から東へ、さらに東から南へ変遷する傾向にある。
3. かまどは、壁内に燃焼部をもち壁外に煙道を出すものが多いが、壁外にかまどと煙道をはりださせるもの、煙道をもたず壁外にかまどをはりだせるものも少なくない。
4. 住居規模は1辺2.7～4.0m(床面積7.5～17.5m<sup>2</sup>)のものが圧倒的に多く、全体に小ぶりである。また1辺4.5m(床面積20m<sup>2</sup>)以上のものもみられ、この大形のものは相互に近接せず全体に分散する傾向にある。
5. 竪穴住居跡相互の重複は7例のみであり、短期の占地を示している。
6. 出土遺物は、ほとんど時間差をもたないもので須恵器が7割弱を占め、上器2割、あかやき土器が1割強である(ただし环頬のみ)。器種は、壺、环、罐、壇、台

- 東北自動車道関係の資料には次の文献がある。

1977瀬川司男「太田方八丁遺跡概要」『第3回古代城柵官衙遺跡検討会資料』

1977岩手県教育委員会「太田方八丁遺跡」『昭和51年度埋蔵文化財調査略報』

1977岩手県教育委員会「太田方八丁」遺跡現地説明会資料』第1～4回

1978岩手県教育委員会「太田方八丁遺跡」『昭和52年度埋蔵文化財調査略報』

1979古田努「太田方八丁遺跡調査概要」『第5回古代城柵官衙遺跡検討会資料』

- 第15回は岩手県教育委員会文化課の御厚意による。ただし昭和51年度検出段階のものであり、いずれ詳細は昭和57年春刊行予定の報告書で明らかになる。



第15図 郷内西部（第1・2次調査）

## 2. 郡内城

付環(接縫)、台付境、耐張窓、長明鏡、小形鏡などのほか円面鏡。漆器、刀子、鉄鑓、釘、砥石などがみられる(上器の詳細については本書VI-2を参照されたい)。

掘立柱建物跡の概要は次のとおりである。

1. 江戸時代と思われる建物跡をのぞくと前述の大形住居に隣接するように全体に分散する。
2. 南北棟が東西棟よりも多く、建物規模は一定しないも桁行梁間とも2間のものがほとんどである。間尺も1.6~2.6mと一定しておらず、梁と桁の間尺も異なり、ほとんど完数尺は使われていない。また主軸方位もN6.5°W~N10°Eとややばらつき、規格性に乏しい。
3. 掘方は径0.3~0.4mの円形掘方のものと1辺0.4~0.6mの方形掘方のものとがある。なお木遺跡の土性の特徴から、近世以降の建物掘方の埋土は、ややかたい。

井戸跡は1基のみである。

## 井戸跡

1. 調査区南側に1基のみ確認された。深さ2.0m幅4.1~4.3mの円形プランで、その中央に径0.5mの円筒状の黒色土が底面までみられ、井戸本体の内部の堆積土と考えられる。
2. 井戸枠や木質遺物は全く残っていない。

このほか北崖付近に集中して0.8~1.0mの円形や椭円形のピットが焼けて検出され、また時期不詳の土坑などがある。

豊穴住居と掘立柱建物跡についてまとめてみると、この調査区内は居住を主体とするブロックで、官衙的色彩がきわめてうすいということである。短期間の多数の豊穴住居が存在していること、それと併設されたらしい掘立柱建物跡が分散し、しかも主軸、規模、間尺がまちまちで、相互に連通性をもっていないことが、その根拠である。また建物掘方の規模や形状は、内城でみられるそれとは異なり、かなり小ぶりであり、一般集落にみられる掘方に共通している。

そして調査者も指摘しているように、大形の豊穴住居が全体に分散し、これと隣接するように掘立柱建物跡が配され、さらにこれらと敷地ずつ的小形の豊穴住居が組みあわさりそうである。こういった点からみると、郭内の居住者はいくつかの群にわかれていたと考えられそうである。ちなみに大形住居と小形住居とのセットで村落が構成されるのは、盛岡周辺では、8世紀前後までで、少なくとも9世紀後半以降はその構成が崩れてしまっている。逆に掘立柱建物跡が村落の構成に定着するのは、県南地方で9世紀以降のことである。つまり本遺跡は新旧両様の住居群構成を示しているといえよう。いずれにしても個々の住居跡の分析などから、一般集落との差違や共通性を明らかにしていく必要があろう。

## 新旧両様の構成

### 3 内城

#### (1) 内城の微地形

##### 内城の微地形

遺跡全体はほぼ平坦であるが、微地形を観察するとわずかながら高低差をみるとことができる。そして遺跡やその周辺のほとんどは水田であるが、遺跡中央部は畑地となっている。この畑地の北や西では水田と同じ高さでつづくが、南や東では0.3~0.5mの比高で高くなっている。また外郭西辺付近と中央畑地との標高差は1m、畑地と外郭東辺付近とは2m前後の差がある。内城はこの中央部の畑地にあり、東側からみると微高地上に占地されている。

##### 内城築地線の現況

内城は調査により150m四方の築地によって区画されていることが知られた。現在残されている微地形から築地線をはっきり確認することはできないが、築地線を確認してからみると、高低差はないが東西に走る農道が南辺築地線と一致する。また北辺も宅地と畑地の境地がわずかに土壠状の高まりとなっているのがみられる。東辺築地線もかつては土壠状の高まりが残されていたとのことである。そして西辺では築地幅西線に小さな堰が南北に走っており、土壠状の高まりのためにこの位置に流さざるを得なかったことも考えられる。さらに西辺築地内溝の位置に南北に細長いやや低い水田が1枚みられる。内城外の畑地にもわずかな高低差もみられるが、どのような遺構と結びつくか、不明である。

#### (2) 内城の構造

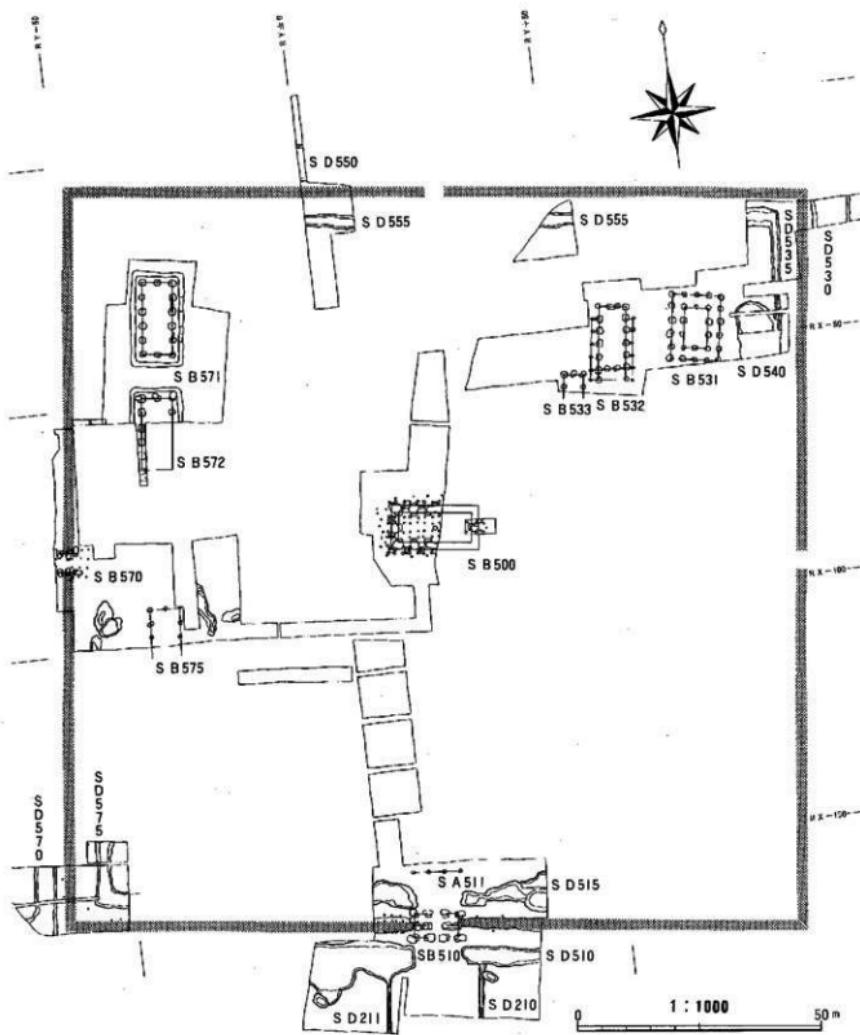
内城の調査は3年間にわたり、第3・8・12次調査を実施してきた。調査面積は約6000m<sup>2</sup>と内城総面積の1/4弱であり、他の地区に比較すると調査が進んだ区域でもある。

##### 調査成果の概要

調査の結果次のようなことがわかつた。

1. 150m四方の内城は築地で囲まれ築地内外に溝が併走していること。
2. 内城南辺中央に南門（八脚門）があり、人路側溝が外郭にむかって南走していること。
3. 内城西辺中央に西門（二柱門→四脚門）が設けられていること。
4. 内城中央やや北寄りに正殿が配されていること。
5. 正殿の斜め後方には建物群が配されていること。などである。

これら内城の基本的構造が、本書VI-1でも述べるように国府国庁の構造に類似しており、本遺跡の性格を考えいく上で重要な調査成果であると思われる。同時に国庁などの例から本遺跡の特徴の抽出や未調査構造の予見もある程度可能と思われる。



第16図 内城全体図

## 内城の区画

内城の区画施設は築地と考えられ、区画施設としての柱列、材木列、板塀などはまったくみとめられない。築地本体の残存はなく、南門部と西門部で地業部の版築がみとめられるが、東辺や北辺ではそれらも残っていない。

## 南辺築地掘込地業

南門部では、掘込地業と寄柱と考えられる小ピット列が確認された。掘込地業は南門掘方に切られるもので、幅は調査区西端で2.95m、深さは0.4~0.6mをはかる。地業埋土は、南門西側では下層に6~25cmの厚い層を2層ほど重ね、その上に1~5cmの細かな版築土をのせるものである。南門東側では細かな版築をみることはできない。

## 南辺築地寄柱列

また寄柱と考えられる小ピット列は、南門西側で3列東西にならぶ。南列は地業部南縁にならび、一部地業部を切る。中列は南列と平行に2.4m北に地業部を掘りこんでおり、両列は桁行0.75~1.5mの間隔で対をなしている。北列は地業部北縁の外側にならぶが、南、中列とは平行せず、若干のふれを有している。これらの小ピットは径0.2~0.3mの規模で、掘方と柱痕跡の差異を確認することができなかった。南門東側にも2~3列の小ピット列が存在しそうであるが、西側ほど明確な配列を検出することはできなかった。

## 西辺築地掘込地業

また西門部でも版築地業が確認されている。この地業は掘込んだものではなく、内城造営以前の溝を埋めるために行ったもので、古い溝（SD 571）が水成堆積で半分ほど埋まつたあと溝全体にわたる凹地を整地（SX 571）し、さらにその上に版築（SF 570）をつんでいる。版築の範囲ははっきりしないが、西門部だけに限られる。この地業部を切って西門掘方が掘られている。なお寄柱等の柱穴は搅乱などのため確認することはできなかった。両隅では、まったく版築や地業を認めることはできず、明らかな寄柱列も検出することはできなかった。ただ数個の小ピットがみられ、寄柱の一部かと考えられる。

## 築地内外溝

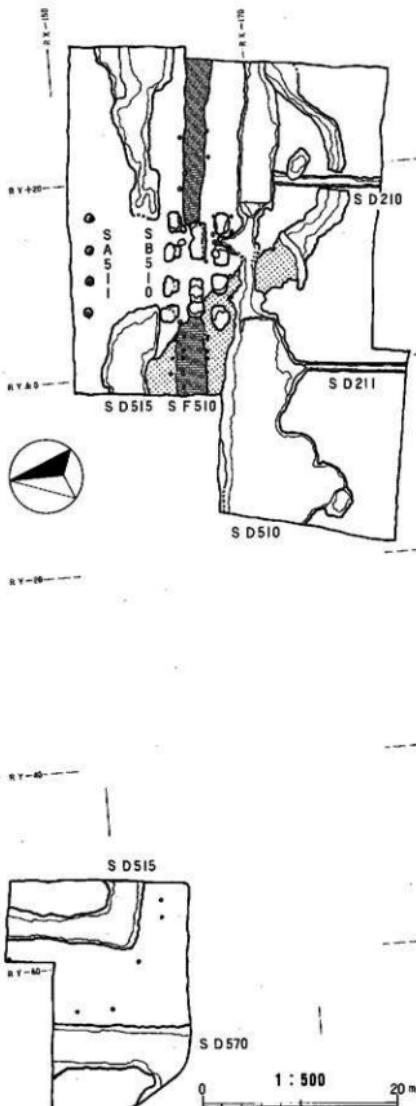
南門部築地の内外には、内溝の距離8m前後の間隔をもって溝が併走する。この2本の溝が他の地点でも確認されている。外溝幅が4.1~8.0m深さ0.4~1.1m内溝幅が0.8~5.0m深さ0.5~1.1mと、概して外溝が大きい。溝の形状は、外溝がほぼ直線的で底面も大きな凹凸がみられないのに対し、内溝は、ある部分では土坡をつらねたように凹凸がはげしく、ある部分では非常に浅くせまい部分もあり、また重複するような急激なふくらみをもつところもあり、きわめて不整である。しかし、いずれも砂疊層を掘りぬくことなく砂疊層上面もしくはそれ以上を構底面としている。したがってこの内外溝は地割とか空堀というような意味よりも、築地版築土採取のためのものと考えられよう。溝幅が極端に小さくなるような部分は大きな土坡を掘って補充したのであろう。

このように考えると築地が残存しない部分でも、2本の溝が検出されるなら、その間隔に築地の存在を推定でき、築地の痕跡がない東辺や北辺も2本の溝が併行しており、内城四至が築地によって囲繞されていたと考えられ、その規模は一辺150mの方形となる。

## 内外溝の埋土

溝の埋土は、内外とも自然堆積であるが、南辺および南西隅の築地外溝埋土上面に水成堆積がみられる。水成堆積上は、それ以前の黒色火山灰を削っており、急激な洪水などに

\* 『方八丁概報77』ではSD 551・540とした遺構を、それぞれSD 550・555に改める。



第17図 内城南半（第8次調査）

よるものであることは明らかである。また水成堆積土自体が二層に大別され、上層が下層を切っており、一度にわたる洪水であることも確認される。築地内溝や東辺、北辺には水成堆積土がみとめられず南北方向からの洪水で、その時期は築地が機能していた時期ないし大きく崩壊する以前の段階と考えられる。こういった堆積のあり方は外郭築地線と共通するものである。

内城東辺や北辺では築地やその版築地業部を検出することはできなかったが、築地内外溝の間に線状の地業部が確認されている。北辺のS X 551は、幅1.1mで深さは0.2mほどが残っている。理土は版築土ではないが人為堆積の粒状混合土である。また東辺のS X 531と532はともに幅0.6~1.6m、深さ0.1~0.3mが残っている。やはり人為堆積の粒状混合土で埋められている。位置は、S X 551が外溝側にかなり寄っており、S X 531・532は、532西縁が内外溝中間となっている。その規模や位置、理土から築地基部の掘込地業と考えることはできない。地割などとも考えられるが、南辺や西辺では確認されておらず蓋然性は低いであろう。

#### 内外溝間の地業部



第18図 内城築地断面模式図

また築地基壇や大走りに関係することも考えられるが不明な点が多い。

#### 内城築地の復元

内城築地の構造を主に南門部の所見から推定復元してみると、まず幅3.0mの掘込地堀をし、そして寄柱は中列のみを地業部内に設け、南列を地業部南縁にたてる。築地本体幅と地業部幅とが同一であるなら、中列は築地の中にかくれてしまうが、南列と中列の中間線が南門株通りと一致し、南列と中列の幅の2.4mを築地幅とみるべきであろう。したがって地業部幅と築地幅とは一致しないことになる。また北列は他の2列と渠の対応がなく寄柱とは考えられず、また築地つくりかえとみることもできない。外郭と同じく築地基壇部に関連するものと考えられるが、外郭のような削り出しありはない。

#### 内城南門部

##### 八脚門の南門

S B510内城南門跡は内城南辺中央に位置する。東西3間南北2間の掘立柱東西棟の八脚門で、間尺は梁間2.4m等間、桁行は中央柱間が3.45m左右柱間が2.7m等間で、中央部が広くなっている。主軸は、E65°Sをはかる。建てなおしは行われておらず、早期のものである。柱のぬきとりが、すべての柱に対してなされている。築地掘込地堀を切る掘方には一辺1.2~1.5mの方形で深さは検出面から約1.0mで、砂礫層上面もしくはこれを若干掘りぬいた面を底面としている。本柱列は左右2個ずつ連続した掘方をもつものであるが連結部は柱掘方より浅く、検出面から0.3mをはかるにすぎない。柱ぬきとりは、掘方の規模と同程度もしくはそれ以上の規模のぬきとり穴によるもので、そのぬきとり方向は一定していない。ただ築地にとりつく本柱左右はそれぞれ内側に倒しており、ぬきとりが築地崩壊以前であったことを示している。柱ぬきとり後は完全に埋め戻し、一部に築地版土も入っている。

S A511柱列跡は、S B510南門跡と主軸を一にする東西3間の柱列跡である。南門本柱列から11m北に位置する。間尺は、西から3.26・3.05・3.36m、總長9.67mをはかり南門の桁行とは対応を示さない。掘方は0.7~0.8mの円形で径0.25mの柱痕跡が残っている。

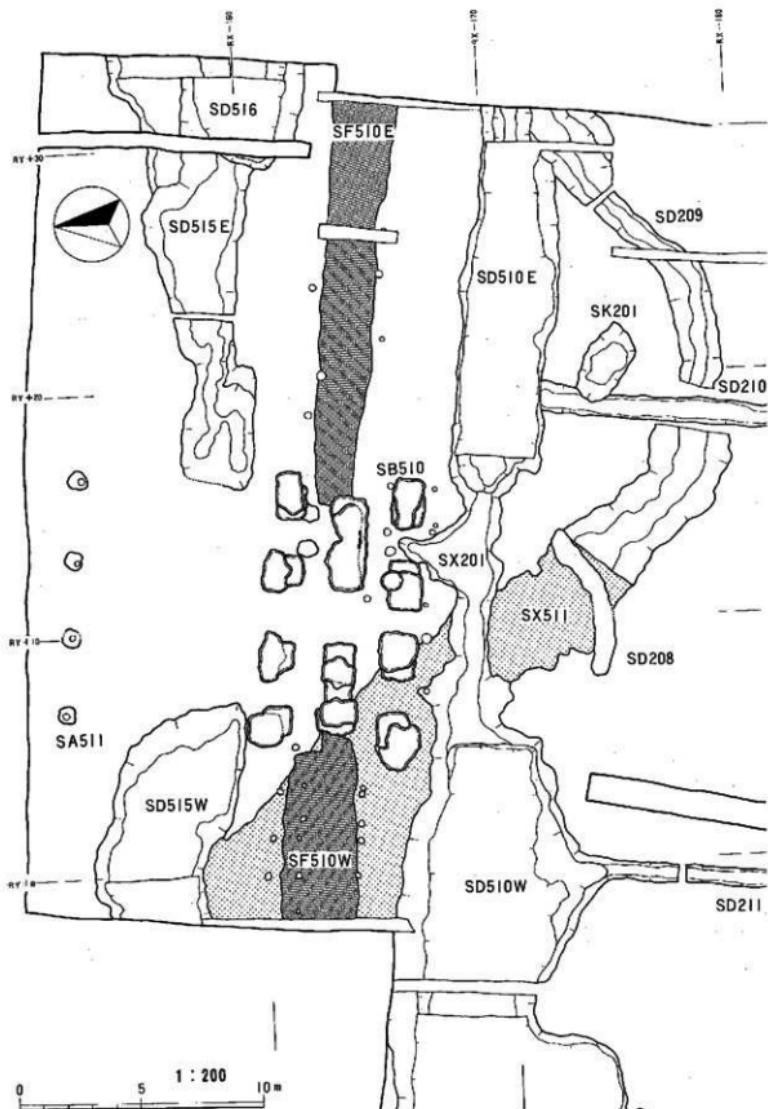
##### 目かくし堀

また築地外溝に接続する2本の南北走向の溝が検出されている。外溝とは重複せず、同時に存在する。2本は南北中軸線から9.5m等間で、平行する。幅0.7~1.2m深0.1~0.4mで、埋土は自然堆積である。走向や中軸線との距離などから、内城南門と外郭南門を結ぶ大路の側溝と考えられる。

##### 大路側溝

- 昭和55年度の外郭南門部第15次調査により、側溝が外郭にまでつながっていることが確認されている。

3 内 城



第19図 内城南門部（第8次調査）



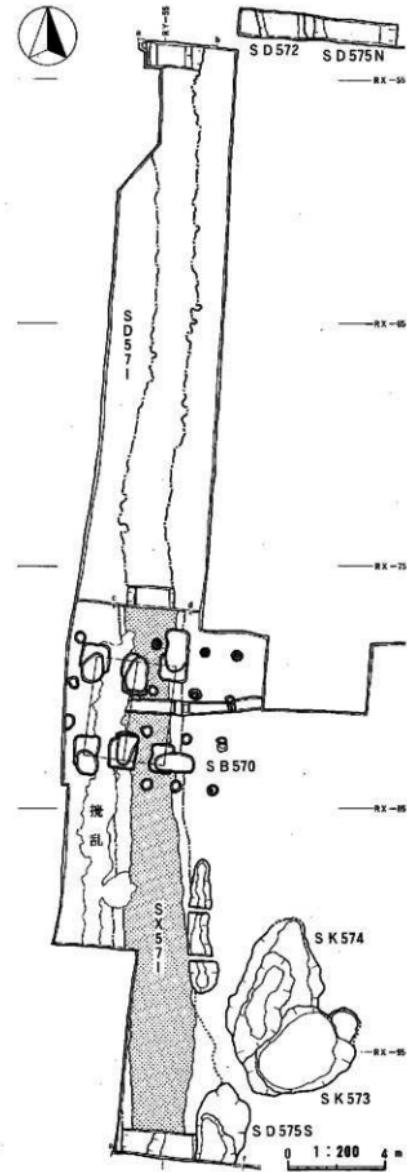
## 内城西門部

S B 570 西門跡は内城西辺中央に位置する。建替えがあり、1期目は南北1間の2本柱で棟門あるいは冠木門、2期目は東西2間南北1間の獨立柱南北棟の四脚門で、位置は1期と同軸の位置に建て替えている。間尺は1期目3.30m、2期目は縱間1.65m等間、桁行4.05mで、1期よりそれぞれ柱1本分ずつ外側に拡張して改築している。主軸はN 6.5°Eで、南門と同じ軸角度である。

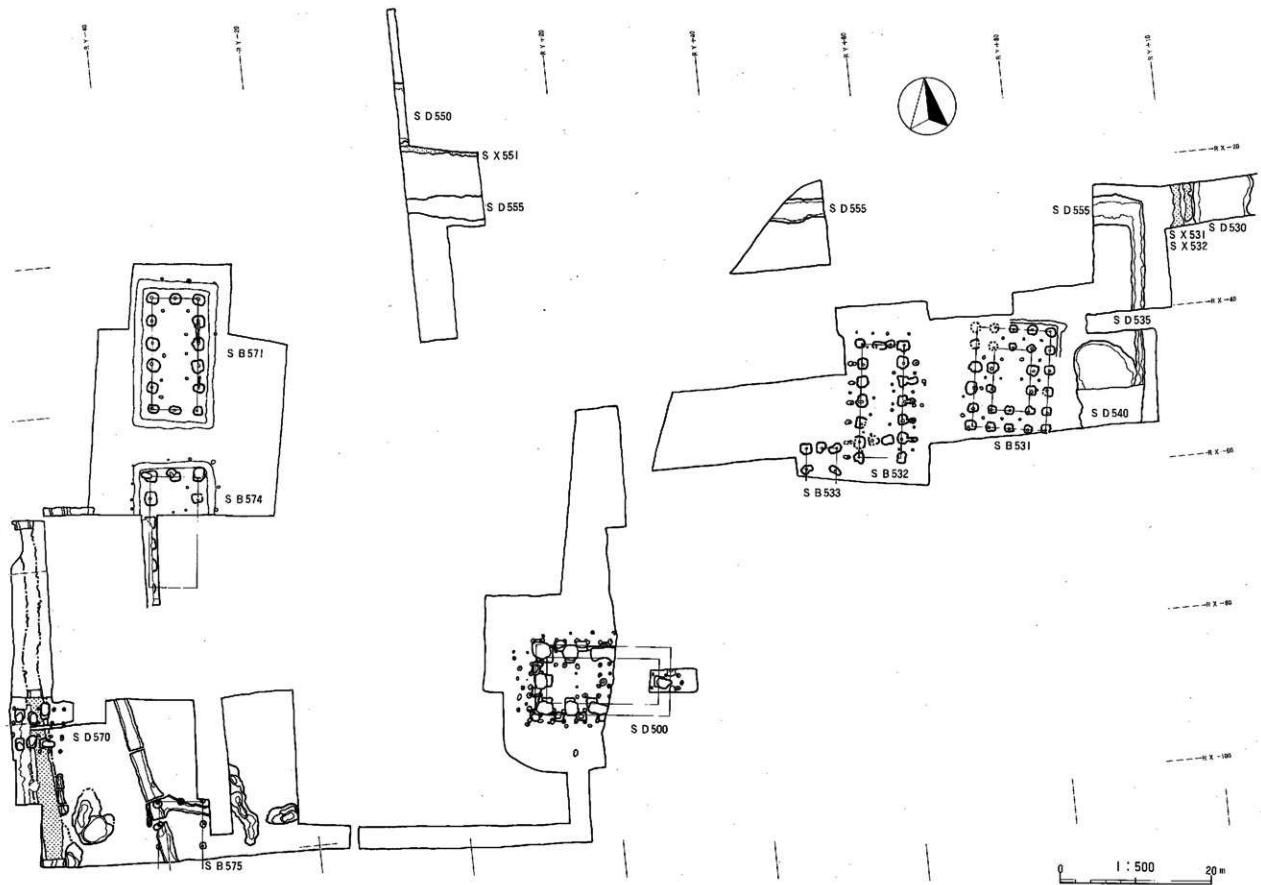
地業版築を切る掘方は、1期目が一辺0.9mの方形で、柱位置をそれぞれの掘方の外側によせている。2期目は1.1mの方形の掘方をもつが、柱位置が掘方壁に密着しておらず、四脚門構築の際には築地の崩壊が一部あったと考えられる。そして柱はすべてぬきとされる。ぬきとりの方向は一定していないが、南門と同じく本柱はそれぞれ内側にたおされている。

## 足場穴

第2期掘方の周囲には小柱穴が配されており、足場穴と考えられる。軸方向や柱間などやや不定であり、また攪乱されているが概ね西門と同軸であり、東西1.5・1.65m、南北1.80m等間の配置が看取される。



第20図 内城西門部（第12次調査）



第21図 内城北半 (第3・8・12次調査)

## 内城中央部

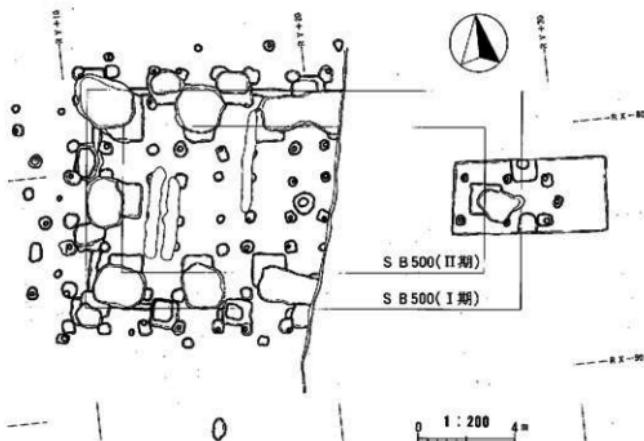
中央部の遺構は、SB500正殿跡、SB575建物跡、土塙などが検出されている。

SB500正殿跡は、東西棟の掘立柱建物跡で、建物中心が南北中軸線上にのり南門跡中心から81.9m北にあって内城内でも北に偏する。主軸はE6.3°Sをはかる。大きく2期にわかれれる。

SB500 正殿跡

I期は桁行6間梁間3間、間尺は3.0~3.1m等間で、廊はない。いくつかの掘方に重複がみとめられて、さらに2小期にわかれれる。古いIa期掘方は新しいIb期掘方に切られ、平面で3個、断面で1個確認されただけである。Ib期は柱ぬきとりが行われ、完全に人為的に埋め戻されている。このIb期に属すると考えられる小柱穴が、掘方を囲むように、4個1セットで配され、總柱となる。梁間は間尺が1.23mと1.87mのくりかえしで規則性があるが、桁行は方向も少しずつふれ、間尺も一定しておらず、独立した建物とは考えられない。足場穴と考えられるが、身舎内部にまで配置され、構造がどうなるのか後考をまちたい。

II期は、I期の建物中心と主軸と間尺を踏襲しながら、桁行5間梁間2間に縮小したものである。柱ぬきとりが行われ、人為的に埋め戻しているが、北側柱のぬきとり穴上面に自然堆積土がみられ、完全に埋め戻していない。また桁柱中央にかかるぬきとり穴は2本にまたがっており、掘方間に何らかの施設があったとも考えられる。それとII期掘方の外側をめぐるように幅0.3m深さ0.1mの細い溝が一部確認され、雨おち溝とも考えられたが、はっきりしない。さらに建物中心位置に円形掘方の浅い柱穴がみられる。



第22図 内城中央部（第8次調査）

#### N 調査成果

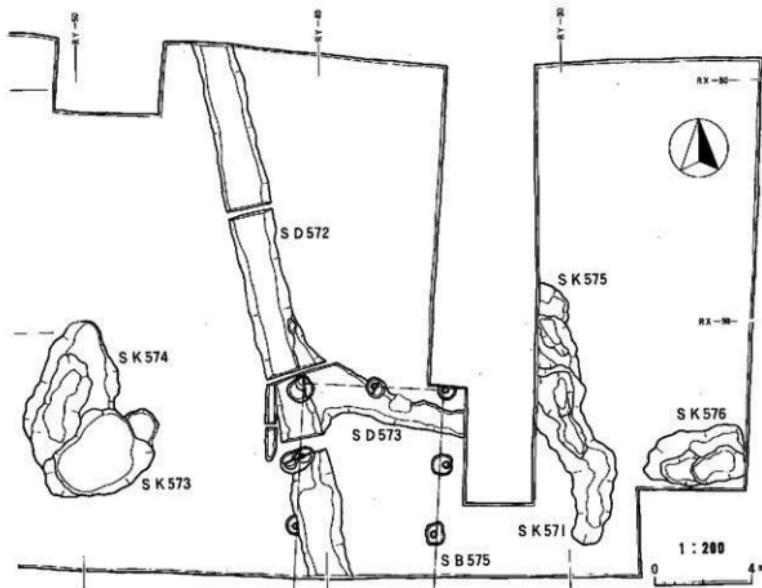
##### S B 575 建物跡

S B 575 建物跡は、桁行3間以上、梁間2間の南北棟掘立柱建物跡である。内城以前の溝 S D572・573を切る。間尺は桁行3.0m 梁間2.85m等間であるが、実際の柱位置はやや不ぞろいである。主軸方位N 5°00' Eをはかる。礎替えや柱ぬきとりはない。掘方は円形で径0.8mと小さく、径25cmの柱痕跡を残す。また西側柱から1.35m西に細い溝がみられ、雨おち溝と考えられる。なおこの建物は主軸、掘方の形状などから、他のN6.5°E前後の主軸をもつ建物とは時期的に異なるものと考えられる。

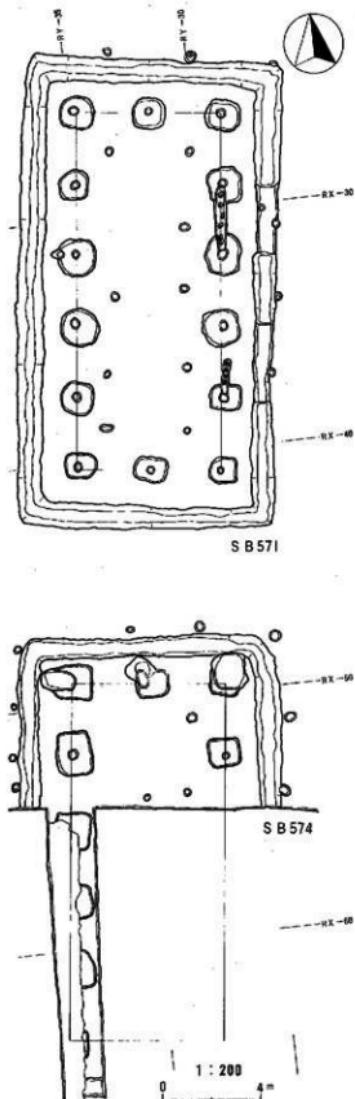
##### 土塁群

このほか土塁が5基検出されている。いずれも自然堆積で人為的な埋め戻しはみとめられない。時期の決定資料に欠けるが、埋土や遺物から建物跡群などと大きな時差はないと考えられる。

S K573・574は西門跡南東方に位置する。両者は平面的に重複し、断面でも底部近くで重複するが、ほとんど同時のものである。わずかに573が新しい。573は東西4.5m南北3.5m深さ0.7mの卵形、574も東西3.7m南北6m以上深さ0.9mの卵形である。S K 571はS K 575を切る不整な弧状を呈する。南北7.7m東西1.4~1.9m深0.5~1.1mをはかる。575の規模は不明であるが、0.6mの深さをもつ。S K 576は長軸4.3m短軸2.2m深さ0.6mの不整規円形を呈する。



第23図 内城中央西部（第12次調査）



第24図 内城北西部（第12次調査）

## 内城北西部

検出遺構は、南北棟のSB 571・574建物跡でこのほかに571周溝に切られる掘方を検出している。

## SB 571 建物跡

SB 571建物跡は内城北西隅に位置し、北妻と内城北辺とは18.0m、西側通りと内城西辺とは15.4m、棟通りと内城南北中軸線とは57.2mをそれぞれはかる。南北5間東西2間無扇の掘立柱建物跡である。主軸方位はN 6°15' E、間尺は桁行2.94m 梁間2.98m等間である。建替えも柱ぬきとりもみられないが、焼失した可能性がある。側柱から1.8mほど外側に幅0.8~1.0深さ0.5~0.65mの周溝をもつ。東側の同溝の一部が2個所浅くなっている。これに対応するように、東側柱2本ずつつながり細い柱がたてられている。出入口状の施設があったものと思われる。

## SB 571 建物跡

SB 574建物跡は、571との妻柱間8.80mの間隔をおいて棟通りを一致させる南北5間東西2間の掘立柱建物跡である。主軸はN 6°15' E、間尺は桁行2.94m 梁間3.15m等間である。建替えはないが、北妻柱がぬきとられている。そして妻柱から1.5m側柱から1.8m外側に幅0.6~1.0m深さ0.15~0.25mのやや浅い溝がめぐっており、コーナーが隅丸状となっている。出入口状の浅くなる部分はみられない。

## SB 574 建物跡

- この周溝から、SB 571を倉庫とみる考え方も指摘されているが、焼失にもかかわらず、それらしい痕跡はみいだされない。

## 内城北東部

北東部の建物跡はSB 531・532・533建物跡が検出されている。これらの内城内の位置は次のとおりである。

中軸線から 531棟通りまで53.7m, 532棟通りまで36.5m, 533棟通りまで28.7m,

内郭南辺から531中央まで122.6m, 532中央まで119.5m, 533北妻まで113.2m,

北西部SB 571・574とも合わせると、中軸線から533までと571棟通りまでの距離はほぼ1:2となる。また内郭南辺から533北妻までと、571・574中間点までの距離はほぼ一致し、さらにこの距離は内城の $\frac{1}{4}$ に相当する。したがって533・571・574は計画的に配置されていたものと考えられる。これに対し531・532は計画的配置からはずれており、その構造も異質な建物跡である。

**SB 531 建物跡** SB 531建物跡は、南北5間東西4間の四面廻り柱立柱建物跡である。間尺は柱位置のばらつきがあるが、梁間2.4m等間、桁行2.7m等間で南廻だけが2.4mである。主軸は、N 8°55' Eをはかる。建替えや柱ぬきとりはみられない。

**SB 532 建物跡** SB 532建物跡は南北6間梁間3間で、東西側柱の外側に斜柱をもつ掘立柱建物跡である。主軸はN 7°00' E、間尺は大略桁行2.475m梁間1.8m前後をはかる。掘方の重複や柱ぬきとりが一部でみとめられた。

**SB 533 建物跡** SB 533建物跡は南北2間以上東西2間の掘立柱建物跡である。柱間は桁行2.6~2.9m 梁間2.0m、主軸N 7°Eをはかる。建替えの可能性もある。

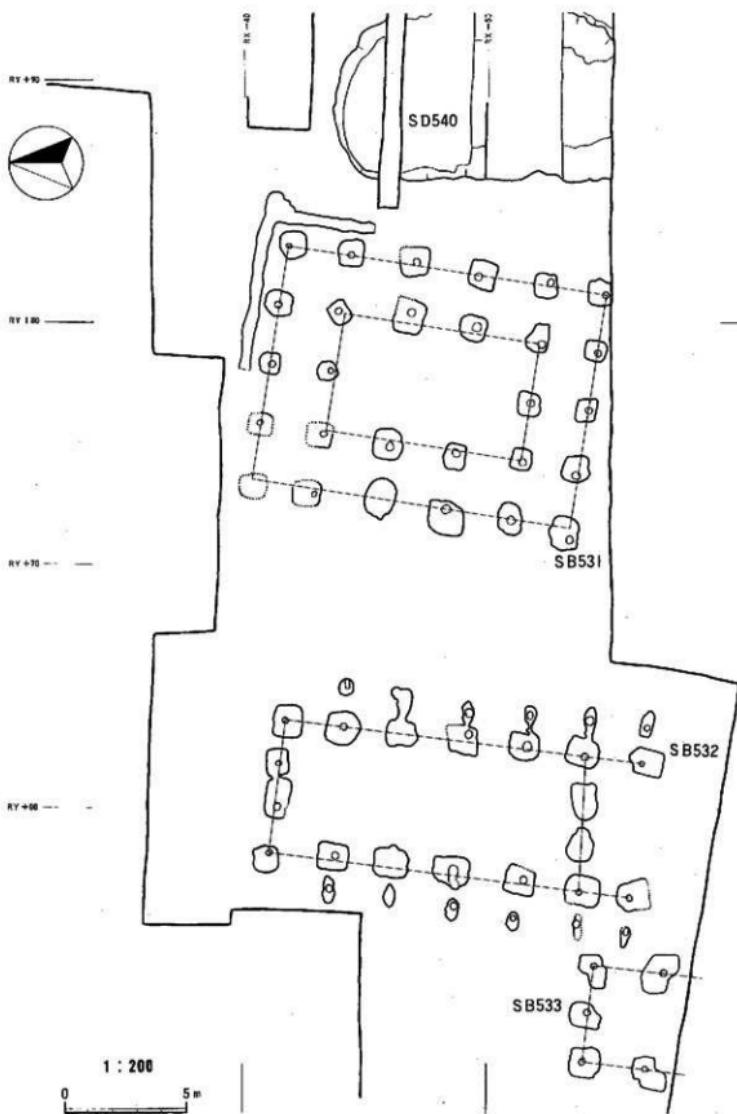
第9表 内城地区建物跡一覧表

名 称	棟 方 位	規	柱 間	改	柱ぬきとり
SB 500 南廻跡	東西棟E 6.3° S	6×3間→5×2間	桁梁とも10尺等間	2(3) 期	全てぬきとり
SB 510 南門跡	東西棟E 6.5° S	3×2間	桁9尺11.5尺梁8尺	1期	全てぬきとり
SB 570 西門跡	南北棟N 6.5° E	1間 × 1 × 2間	桁13.5尺梁6.5尺	2期	全てぬきとり
SB 531 建物跡	南北棟N 8°55' E	5×4間四面廻	桁9尺南廻8尺梁8尺	1期	—
SB 532 建物跡	南北棟N 7°00' E	6×3間側柱有	桁8尺梁不同	1期	一部ぬきとり
SB 533 建物跡	南北棟N 7° E	2×2間以上	桁8.5~10尺梁7尺削	2期	—
SB 571 建物跡	南北棟N 6°15' E	5×2間周溝有	桁梁とも10尺等間	1期	—
SB 574 建物跡	南北棟N 6°15' E	5×2間周溝有	桁10尺梁10.5尺	1期	北妻ぬきとり
SB 575 建物跡	南北棟N 5°00' E	2×3間以上	桁10尺梁9.5尺	1期	—

- 主軸方位のうち度(°)単位はぬきとりなどのため概数値、分(')単位は細かい計数値を表記した。

- SB 500・510は「方八丁概報78」と異なるが、ぬきとりにより正確な計測ができないため、上記の数値に訂正した。

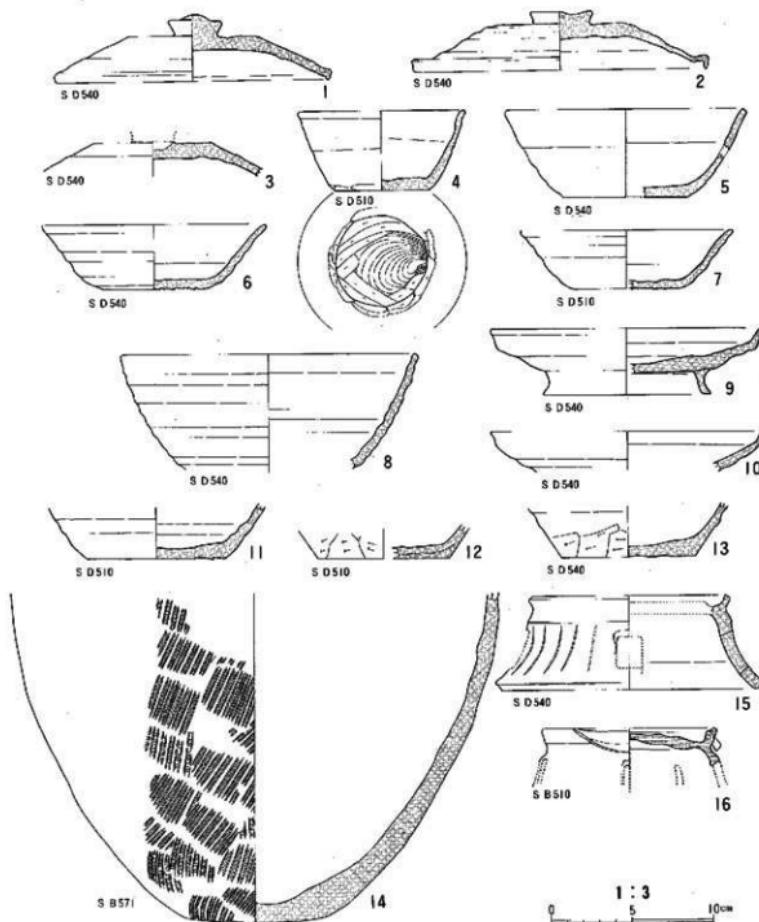
3 内 城



第25図 内城北東部（第3・8次調査）

## 内城出土の土器

内城から遺物の出土は少なく、S D510・540溝跡からやまとまって出土したほかは、S B571建物跡周溝、S B570南門跡ぬきとり穴からわずかにみられた。ほとんどが須恵器であり土師器は少ない。



第26図 内城出土土器(1)

図示したものはすべて須恵器である。蓋（1～3）は、天井部と体部との境が稜をもつA類（1・3）と、稜が不明で全体に丸味をもつB類（2）にわけられる。A類は天井部～体部上半と回転ヘラケズリするのが常で、B類はヘラケズリするものとしないものとがみられる。つまみは平な宝珠形がつく。盤（4）とした器形は、口径小さく外傾の強いもので、体部下端～底面外周を手持ちヘラケズリする。环（5～7）は体部から口縁部にかけて内済するB類（5）口縁外反するC類（6・7）にわけられる。図示したものはヘラ切無調整のものであるが、手持、回転ヘラケズリするものもみられる。塊（8）もある。台付盤（9・10）は、口縁がするどくたちあがり外反する。小形器（11～13）と思われるものは全器形を復元できないが、糸切り無調整、手持ヘラケズリなどが混在する。器（14）は、底部外面や体部外面に平行叩き目を有するものである。祝（15・16）は2点出土しているが、器形は全くちがうものである。

### （3）内郭以前の遺構、遺物

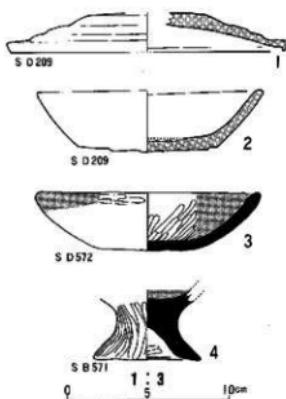
内郭以前の遺構は、溝が4条検出されている。第8次調査内部南辺付近のSD 209、第12次調査内城西辺付近のSD 571・572・573である。

SD 209溝跡は、幅1.0～3.4m深さ0.2～0.3mで、平面形は弧状を呈する。SD 571溝跡は、ほぼ真北方向に走る幅2.5～3.0m深さ0.8～0.9mの規模をもつ。調査区外西にものびるが、途中で終結するか屈曲すると思われる。SD 572溝跡は、ほとんど直線でN 80°Wの走向をもつ幅1.6～1.9m、深さ0.3～0.6mの規模を有し、全長48m以上になる。SD 573溝跡は572東壁につながる溝で、幅1.0m深さ0.1～0.3mをはかる。

これらに共通する点は水成堆積土によって埋まることであり、さらにSD 209は南門

内郭以前の溝

溝の埋土



第27図 内城出土土器（2）

付近でSX 511整地部に、SD 571は西辺付近でSX 571に人为的に埋め戻されていることである。そしてSX 511を掘りこんで、築地地業をし、SX 571の上にも地業をしている。すなわち溝掘り→(機能)→水成堆積→人为堆積→版築地業という過程をとらえることができる。これらの過程に大きな時間差はない、内城造営時をはるかにさかのぼるものではないであろう。

出土遺物は、天井部を回転ヘラケズリする須恵器蓋（1）、ヘラ切痕を残す須恵器环（2）、ロクロ未使用の土師器环（3）が出土しており、ほぼ外郭以前の竪穴住居跡と同じ時期に比定されよう。なお、SB 571建物跡周溝出土の土師器高环（4）は、ほぼこの時期に比定されよう。

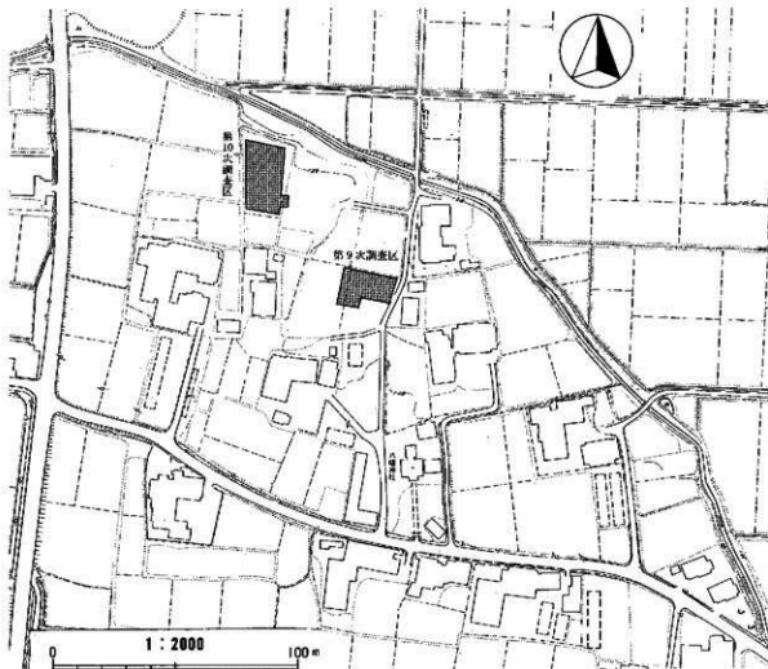
内郭以前の遺物

## 4 林崎

### (1) 造構

**林崎遺跡の範囲** 志波城跡北縁を侵食する旧河道右岸にあり、志波城跡東辺外郭の東側に位置する集落遺跡である。河道が形成された時期と集落が営まれた時期の先後関係は不明である。遺跡範囲はまだ明らかではないが、地形、遺物の散布状況から東西200m南北140mの範囲と推定される。

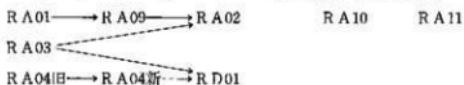
一帯の地目は、畑、水田、宅地などで須恵器や土師器などが表面採集される。またシルトや砂礫層が耕作土直下にみられ、当時の地表面がかなり削平されている。したがって造構も耕作土直下で検出できる。



第28図 林崎遺跡全体図

調査は、志波城跡第9次および第10次調査として2次にわたって実施した。その結果豊穴住居跡11棟（精査9棟）、土塹3基を検出した。これらの遺構は、志波城各施設よりも新しく位置づけられる集落跡の一部である。

各遺構は次のように重複しており、すべて同時存在ではない。さらにRA04はかまどや床のつくりかえがみられる。RA10・11の新旧関係は不明である。

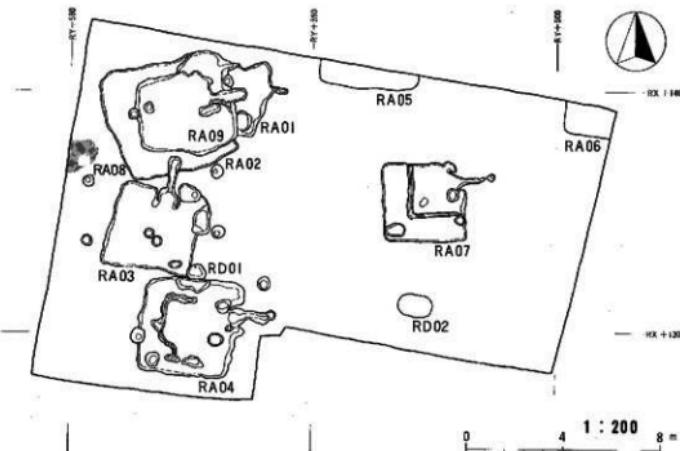


豊穴住居跡は、ほぼ方形で、RA01・03・09は北東部に張り出しをもっている。規模は一边3.2m～4.6mで、4m前後のものがほとんどで、特に規模の異なる住居跡は検出されていない。床面は地山を不整に掘りくぼめ、その後に人為的に土をつめ生活面を構築する方法がとられている。床面の一部が焦い火熱で赤変し、硬くなっている部分がみられ、地床炉として使用された部分と考えられる。地床炉はRA01・02・07・11の床中央付近でみられる。

また床中央部にかたい面がひろがっている住居跡もみられ、上間のように使用されていた面と考えられる。RA01はピットや張り出し部を除き、かまど火床部や地床炉をとりこむように硬い面がみられた。RA03も張り出し部や壁面下ではあまり硬くないがかまどをとりこみ中央部は硬くなっている。RA04も古い時期のプランがはっきりしないが、浅いコの字形の溝に囲まれた部分が硬くなっている。RA04も古い時期のプランがはっきりしないが、浅いコの字形の溝に囲まれた部分が硬くなっている。RA04も古い時期のプランがはっきりしないが、浅いコの字形の溝に囲まれた部分が硬くなっている。新しい時期の床面も、版塗状に貼床されてかたい。RA07は、かまどや地床

プラン

床面



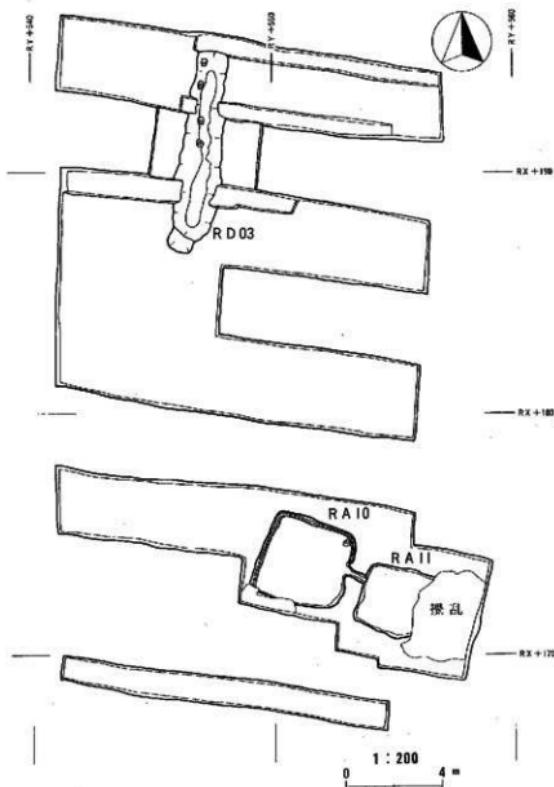
第29図 林崎遺跡（第9次調査）

#### IV 調査成果

炉をとりこむ形で、L字形の細い溝もめぐらされており、その内部がかたくなっている。RA11も、地床部をとりこむ形で、西、南壁ぎわ以外がかたくなっている。なおRA02は、床面を把握していない。

このようにかまどや地床炉をとりこむようにしてかたい面がみられ、古くから指摘されているように竪穴住居は土間と十間以外の空間にわかれていたものと解される。住居中央の七間の部分では、かまどや地床炉が配され、朝一夕の日常的な生活が営まれ、壁ぎわはおそらく寝所として使用されたのであろう。

床面上の他の施設としてピットなどが設けられる。かまどの両脇にみられるのが一般的であるが、規模等は一定していない。また周溝はRA10にのみ確認されている。なお、柱



第30図 林崎遺跡（第10次調査）

穴となるピットはまったくみとめられない。

かまどは、RA03が北壁中央部に付設する他は、ほぼ東壁中央やや北寄りに設けている。かまど本体の構造は基本的に火床部を竪内におき、煙道を竪外にのばすものである。RA07では、火床部に環を2個体伏せて支脚としている。煙道には、床面より高いレベルで煙道底面がほぼ水平で小規模なもの(RA01・02・04新)、煙道底面が床面より外方に傾斜をもって下がり、幅の広いもの(RA03・04旧)、煙道底面が水平で床面とは同一レベルのものの(RA07・09・10)がある。煙出し部は深くなるが、RA01・02では煙出し部の深まりはみられない。

かまど

第10表 林崎遺跡竪穴住居跡一覧表

住居跡	プラン	規 模	主 軸	かまど	炉	柱穴	貯藏穴
RA01	方形 北東部 に張り 出し	東西不明 南北3.18m	E9.5° S	東壁や北 寄り	中央北寄 り	なし	南東隅
RA02	方形	東西4.5m 南北4.6m	E9° N	東壁北寄り	中央西寄 り	なし	東壁
RA03	方形 北東部 に張り 出し	東西4.0m 南北3.5m	N10° E	北壁中央	なし	なし	北壁
RA04	方形	東西4.1m 南北4.0m	E5° S	旧北東隅 新-東壁中 央北寄り	なし	なし	南西隅 など
RA07	方形	東西3.4m 南北3.3m	E5° N	東壁北寄り	中央	なし	東壁
RA08	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
RA09	方形 北東部 に張り 出し	東西4.0m 南北4.2m	E7.5° N	東壁	なし	なし	なし
RA10	方形	東西3.7m 南北3.5m	E19.5° S	東壁中央	なし	なし	なし
RA11	方形	東西不明 南北2.8m	E18° S	不明	中央東南 寄り	なし	なし

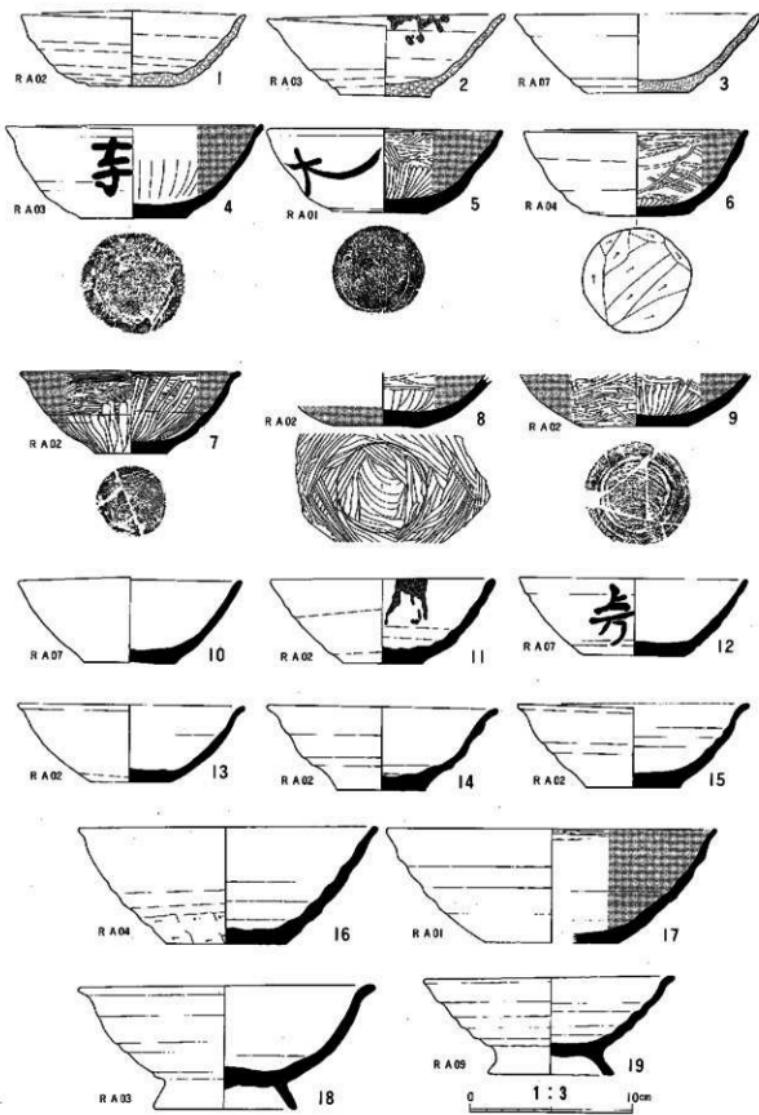
遺物の出土は、かまと付近に集中するのが常であり、本遺跡でも同様に出土している。RA03からは、かまと右側のピットや張り出し部をおおうかまと崩壊上内からは多くの环類や多層板が集中して出土している。またRA09棟道壇出部には台付鉢がおちこんでおり、RA07のかまと支脚にはあかやき土器壺2個が伏せて使用されていた。

## 出土土器

出土土器には、いくつかの留意すべき特徴がみられる。まず須恵器、土師器、あかやき土器の比率はおよそ1:6:16となり、环類だけでも1:8:21となる。須恵器がきわめて少ないと、土師器の2.5~3倍ものあかやき七器の量が多いことが特徴の第1である。また器種でみると、环類がきわめて多く、甕類が非常に少ないと、その甕類の大半はあかやき土器であり、多彩な器種をもっていることが特徴の第2である。第3に、环内面にカーボンの付着があり、燈明皿として使用された例が多いことである。これは須恵器・土師器・あかやき土器にみられ、それぞれ出土量の2割弱を占めている。第4に墨書き土器が少くないことである。判読可能なものをあげると、土師器壺で「大」・「寺」・「大上」あかやき土器壺で「上万」・「大」と読める。現在のところ須恵器環にはみられない。土師器・あかやき土器の墨書き例はほほ回数であるが、出土量から計算すると土師器の方が高率になる。

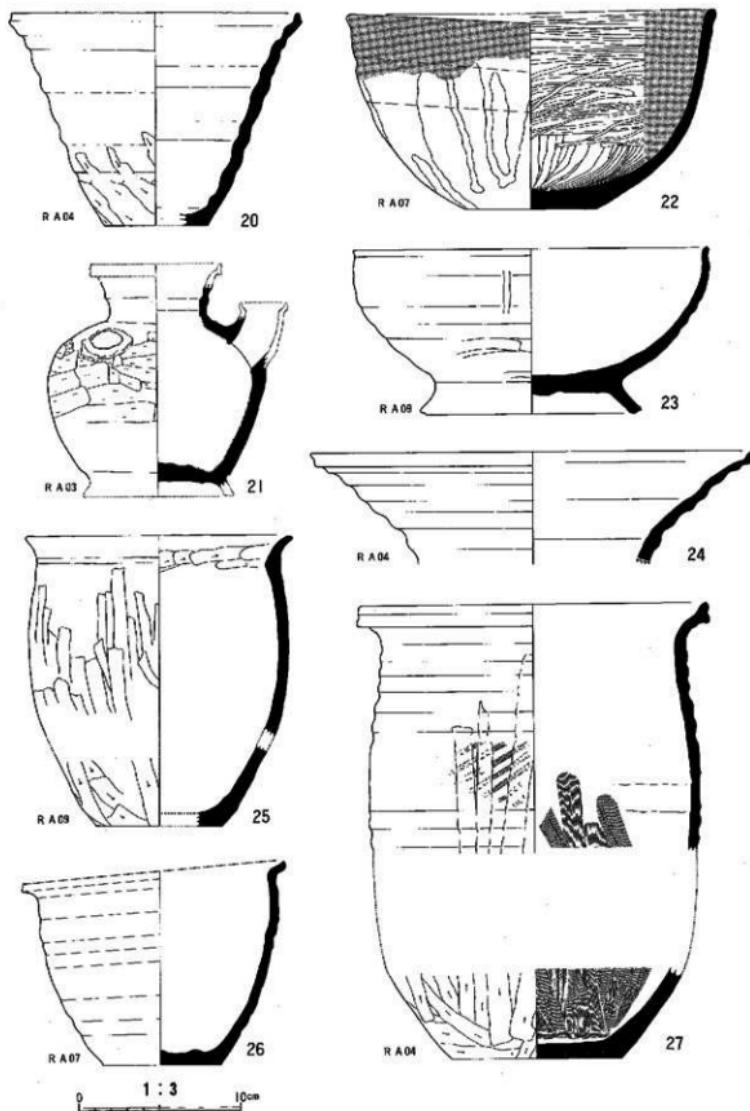
第31図1・2は須恵器環で、これらの七器から林崎遺跡は志波城跡よりも新しい時期の村落跡であるといえるのであるが、この遺跡の性格を一般村落と考えることはむずかしいと思われる。「寺」などの墨書きや燈明皿は、仏教文化の影響を考えなければいけないし、また多彩な器種の中には日常雜器性から離れたものも含まれておらず、さらに僅少な甕類の貯蔵・煮沸形態に対する多量の环類の供給・供獻形態のセットは、环類すべてを日常雜器としてとらえることはできないと思われる。こういった七器様相からすると本村落は、農耕を中心とする農村とは考えにくく、寺社などの運営に深く関わりをもつ“門前町”的な村落と考えられよう。とすれば、10世紀（と想定される）にこの地域で仏教文化が定着ないし強い影響下にあったことになり、また農・工農など第一次産業以外で生活する人がいたことになる。林崎遺跡は平安中期以降の本地域の歴史解明に重要な一石を投じる遺跡といえるであろう。

4 林崎



第31図 林崎遺跡出土土器（坏類）

IV 調査成果



第32図 林崎遺跡出土土器（瓶類）

## V 遺跡の建築的考察

### 工 藤 主 章

#### 1 はじめに

太田方八丁遺跡は内城と外郭から成る。遺跡全城に比べて発掘調査の実施された地域はかなり部分的であったため、その全貌についてはまだ未知のものが多い。しかし、この遺跡が東北地方の古代城柵遺跡の一つとして、おぼろげながらもその構成の概略を知りうるようになったのは、大きな成果であったといえよう。岩手県教育委員会による東北縦貫自動車道建設の事前発掘調査の結果と、今回の盛岡市教育委員会による3カ年に及んだ発掘調査の結果を合わせ考えると、内城と外郭の性格がまったく様相を異にするものらしいことが想像できるようになったのは、まさにその成果のあらわれである。

内城はその四周を築垣で囲い、中央に正序を置き周縁に数棟の掘立柱建物を配している。建物の配置はかなり不規則であり、また、各建物の用途も明らかでないが、全体の構成は国衙のような政庁的性格をもつものらしい配置になる。外郭はその周囲を大溝と築垣で限り、内部周縁には堅穴住居が群集する。掘立柱建物が全く存在しないわけではないが、堅穴住居がほとんどであり、外郭内部周縁は居住区であったようである。外郭を限る大溝には上塗が伴うようあり、また外郭築垣には櫓も付設されていて、これらの施設は防墻を考慮したものであることが察せられる。以下、内城と外郭の建築について考察を進めよう。

内 城

外 郷

#### 2 内城

内城は遺跡の中央南寄りの微高地にある。内部の広さは方150mで、周囲には築垣をめぐらす。築垣南面中央には掘立柱の南門、西面中央には掘立柱の西門を開く。東面及び北面の門の存在は未発掘のため明らかでない。

南門(SB510)は桁行3間梁間2間の八脚門で、柱間寸法は桁行中央間3.45m(11尺5寸)、両端間2.70m(9尺)、梁間2間各2.4m(8尺)等間である。南門の両妻中央東西には南面築垣が連なるが、築垣は版築で築成されている。版築の基底部は3.5mほどあるが、八脚門本柱筋との相対位置を考慮すると、この基底幅では心が八脚門と描わない。八脚門西方の南面築垣では築地寄柱(須柱)らしい小穴が南北3列検出されているが、南列と中列の心が八脚門の心と比較的に合致する。したがって、この寄柱間隔の2.4m(8尺)が築垣

SB 510 南門

SF 510 築垣

#### V 遺跡の建築的考察

本体の基底幅とみなせよう。

『延喜式』では基底幅6尺の築垣高さは13尺上部の幅4尺と規定している。『延喜式』に示されるような築垣であったとすると、基底幅が8尺であれば、高さはゆうに15尺を越し上部の幅も5尺以上になる。果してこのような高さのものが築かれたか疑問である。南門と比較しても高すぎるくらいがある。遺跡からは瓦が出せず、築垣は板もしくは芝で葺かれたとしか考えられない。かりに芝で葺かれたとし、高さも15尺より低いものとすると、この築垣の外見は上品的なものにならなかったかとも考えられる。築垣については、内部ではなく、外部も同様に土壘的なものであったろう。

内城の築垣の内外には溝がめぐる。溝は不整形で幅は3mほどである。當時水が導かれた形跡はなく空堀であったろう。南門の前後には溝が通されない。一方、南門前方には南北に通る側溝を伴う道がつき、南門内方にはほぼ南門の桁行柱間に対応して掘立柱列がかつて隠したための落屏のような用途のものと思われる。

**SB 570 西門**  
南門は正門であるため八脚門として形を整えているが、西門(SB570)は当初単純に柱2本を立てただけの門であった。柱間は3.3m(11尺)であり、棟門あるいは近木門、もしくは聯中門だったかもしれない。この門はその後四脚門に建替えられている。四脚門は桁行柱間4.05m(13.5尺)梁間1.65m(5.5尺)等間である。

南門の規模が八脚門であることは、東北地方における城櫓の南門や、諸国の国都街にも類例が認められている。一方、西門のような本柱2本だけの門は伯耆国術で発掘されていて、とくに兎例のものでもない。西門が建替えられた理由は不明である。四脚門になって桁行柱間が広げられていることから想像すれば、規模を大きくすることと、外観を整備して四脚門とすることは同一目的だ、と理解され、内部の誇示としての整備がはかられたと考えられるのである。

**SB 500 正序**  
内城の内部については、果樹園が広面積を占めるため部分的な発掘に終った感があるが、7棟ほどの掘立柱建物が発掘されている。正序(SB500)は内部の南北中軸線上にあって、西門から東進すれば丁度建物前に至れる位置にある。この建物を正序とみなしたもの、内部におけるこのような位置によってであり、この想定は誤りないものと思われる。

正序の規模は桁行6間、梁間3間で、柱間寸法は3.0m(10尺)等間になる。この建物は底のない身舎だけの建物であり、おそらく切妻造の屋根をもつものであろう。発掘時の所見では、正序はほぼ同じ柱位置で、2時期に亘って建てられた可能性があることが指摘された。しかし、これには後述するような問題がある。正序はのちにまた建替えられて桁行5間、梁間2間に改められている。柱間寸法は建替え前と同じく3mを踏襲する。内部では西門に建替えがあり、またほかにも建替えの可能性のあるものもある。2時期に亘る建物が存在することは明らかである。けれども、3時期にわたっての存在はただ正序のみに考えられるだけであり、疑惑が生じる理由もここにある。

また、1時期に相当する建物の柱の掘方をきわめて小さいことも問題であり、かつ、この穴は南側柱筋では掘方が重複するのに、北側柱筋では断面でわずか1カ所しか認められず、すべてのちの掘方で破壊されたとするなどの根拠も弱い。ここでは同規模の前身建物に属する柱掘方と考えるより、率直に不明な柱穴として理解したい。

さて、桁行6間、梁間3間の建物の各側柱の掘方の四隅には小さな穴が掘られている。この小穴は身舎内部でも桁行・梁行の柱筋に4カ所ずつはされている。おそらく足場の穴であろう。西門でも同種のものが検出されている。この種の足場穴は藤原宮跡や平城宮跡でも発見されている。しかし、それらは礎石建の建物であり、本遺跡のような掘立柱建物の足場穴では管見するところ甚だ例のみなものである。とくに、正庁のように身舎内でも認められることは特記すべきものである。床束のためのものとしては立派すぎるくらいがある。正庁の規模が桁行6間と偶数間になることも異例である。

内城における発掘では、まだ正庁に対する後殿や脇殿の存在が認められていない。いままでの調査結果では、むしろそれらの存在について否定的である。内部の東北部では四面庇建物（SB531）とS B532・S B533の建物が発見されている。四面庇建物は桁行5間、梁間4間で桁行柱間は中央間3.0m(10尺)両端間2.7m(9尺)両端間2.4m(8尺)、梁間は各2.4m(8尺)とみられる。この建物は方位が正庁や他建物と異なっていて、建設時期に差があるものと想像される。柱掘方が整形的でないこともその理由に挙げられよう。

四面庇建物の西で発見されたS B532は建物としてかなり問題のあるものである。柱間されるのは東柱筋及び西柱筋の北より第2柱から南5間に亘って、外方に斜めに方柱状にいれられた支柱があることである。ところで、これら支柱は東西にそれぞれ対応し、本柱と支柱間はおよそ1.4mを測り、対応する本柱間は5.3mを測る。また柱筋では各本柱柱間が北から2.4m、2.6m、2.6m、2.4m、2.4mと東西各柱筋とも揃っている。このような規則性があることは、東柱筋と西柱筋の柱列は対応して立てられたものとみなせよう。ただし、東・西各柱筋は平行するが対応する柱を結ぶ線は直交せず歪む。この点を考慮すると2列の柱列とみなすことも可能であり、また一つの歪んだ建物とも理解される。支柱を必要とした理由は明瞭でない。

一方、北柱筋及び南より第2柱筋では中间に柱が2カ所立ち、建物の妻らしい様相を示す。発掘調査では東・西側柱筋の柱掘方の重複は1カ所をのぞき検出しえなかつたが、支柱のある本柱の掘方すべて前身の掘方が掘られてしまつて痕跡をとどめていないと考えられなくもない。とすれば、支柱のあるものの前身として、桁行5間梁間3間の建物を想定しえよう。この場合桁行寸法は12.6m梁間寸法は5.4mになり、推定であるが桁行柱間を各間2.52m、梁間を各間1.8mほどみてよいだろう。

S B533は全体を発掘していないため規模ははっきりしない。桁行2間以上梁間は2間である。この建物の柱掘方に重複が認められ、2時期の建築が想像される。

内城西北部では柱筋を描えて南北に並ぶ桁行5間梁間2間のS B571・S B574の建物が発見されている。これらの建物はともに周溝がめぐる。周溝は東側の北より第2・第4間に相当する位置では浅くされ、この間が建物への出入口と考えられる。これら2建物の柱間は桁行各間2.94m(9.8尺)等間、梁間は各間2.98m(9.9尺)等間である。周溝をめぐらすこれら建物は、他の建物と違つて特殊な用途のため建てられたものと推定できるが、その性格については不明である。

以上の他に内城内で発見された建物は、西門東南のS B575である。この建物も全体を発掘していないため桁行3間以上、梁間2間としか分らない。柱間寸法は桁行3.0m(10尺)

## S B531 建物

## S B532 建物

## S B533 建物

S B571・574  
建物

## S B575 建物

## V 遺跡の建築的考察

梁間は2.85(9.5尺)と思われる。この建物も他の建物と方位を異にしており、四面庇建物とは方位の振れが逆になる。方位の違いを考えると、この建物の建設時期も他の建物と差があったといえそうである。

### 内城内の建物

内城内で発見された建物を透視すると、四面庇建物1棟だけが庇を有する建物であって、他はすべて此のない身舎だけの切妻造の建物である。この中で正庁とSB 532の前身建物だけが梁間3間になる。庇のない建物がほとんどであるという点は本遺跡の特徴として挙げられる。また、各建物の配置に現状では企画性が認められないことも特異である。あえて対称性のものを求めようとすれば、未発掘地を念頭においてSB 533を宛てようが、想像の域を脱しえない。また、正殿と南門間の左右に軸線に対称の建物の存在も想像しえようが、具体性に乏しい現状である。とはいっても、内城とその中心に正庁が発見されたことや、建物の方位が同じ向きになり、一部の建物では柱筋を描えるなどは、諸国の国都衙でよくみる配置形式であり、内城全城の発掘調査が進められることによって、官衙の中心部としての内郭の企画性が改めて検討できるであろう。

さて、発見された建物の柱間寸法の平均標準値をみると、本遺跡の基準尺は1尺 0.3mで計画されたと考えられる。そしてまた、土として用いられた柱間寸法は、10尺・9尺・8尺とみなされる。この計画尺に従えば、内郭の規模は方500尺となり、整数値をとる。その点からも基準尺を0.3mとするのが妥当であろう。

## 3 外郭

外郭についてはその構造が岩手県教育委員会による東北鉄道自動車道事前調査で明らかにされており、今回の調査もその確認であったといえよう。

### 外郭の築垣

外郭の築垣は基底部が2.4m(8尺)幅であり、内郭のそれと同じである。寄柱を立てて築成される。築垣の内外には平行して溝が掘られていて、外溝は内溝より広い。溝と築垣間に大走りが設けられている。外郭の築垣の調査は南辺・東辺・西辺で調査されているが、注目されるのは南辺の調査で築垣が削り出しによってつくられたことが検出されていることである。このことは、南辺の築垣が地形によったことを示すものであり、外郭南辺は地形を求めてその位置が定められたことを推測せしめ、本遺跡の位置設定に重要な示唆を与えていている。

南辺では通称ドッペルカケと呼ばれる帯状の高まりがあり、この検査によって削り出した技法が究明されたのであるが、東辺及び西辺では築垣は県道盛岡・藤原線及び官台線に当るのでその構造は確認されていない。南辺では外郭築垣の外約40mはなれて幅6mほどの外大溝が存在することが認められており、この外大溝は東辺・西辺でも検出されているので、築垣本体はその内方約40mにある現在の道路部に当ることが判明したのである。

外郭東辺では外人溝の内外に土壘状の高まりを残す場所があり、西辺でも外大溝外に同様土壘状の高まりが一部認められ、外郭は土壘・築垣の二重の区画があった可能性が強い。外郭の北辺は零石川の氾濫原となり流失しているため、外郭の規模は正確には確かめえな

### 外郭の規模

い。東西の外郭についても築垣跡が道路として利用されているため築垣は未発掘であるが、東西の大溝の心心距離は約926mを測るので、各面とも外大溝と築垣が約40m離れてるとすると、築垣間は846mの計算値を得る。前者では3,080尺余、後者では2,820尺ほどになり、整数値にはならないがおよそ方3,000尺の外郭があったと考えられよう。

外郭の築垣に隣接して、南辺では築垣をまたぐように東西2間南北1間の掘立柱建物が発見されている。柱間は桁行3.0m(10尺)等間、梁間は4.2m(14尺)である。築垣との関係からみて櫓であろう。この建物の側面には重複が認められ、桁行1間梁間1間の前身建物が存在したことが知られている。

櫓は東北縱貫自動車道の発掘調査時にも発見されており、それぞれ対称に配置されていたとすると、少くとも1カ所に櫓が設けられていたことになる。今回発掘された櫓は外郭南辺の中央より東方約70mに位置し、前回発掘されたものは、中央より西約290mに位置する。仮りに櫓が似た間隔で配されたとすると、中央や隅を含めて櫓が15基立つことになる。1基の櫓で守備する範囲は半径120尺ないし130尺になる。これは外大溝と築垣間の距離に相当する。外郭の築垣にこのような建物が見られる点は、まさにこの遺跡が城櫓遺跡であることを首肯せしめるものといえよう。内郭では築垣隅でこのような建物が発見されていない。類似遺跡でも内郭に櫓の存在が報告されておらず、太田方八丁跡でも、櫓は外郭だけに建てられていたのではないかろうか。

外郭内の調査については東北縱貫自動車道の事前調査がもっとも大規模な調査であって、今回の調査では小範囲の発掘にとどまっている。したがって、とくにこの稿ではふれることもない。豎穴住居群のほかに、なんらかの官衙的な建物群の存在についての検討は、今後の問題として残されている。

外部内部で発掘された自動車道の事前調査では160棟を起す豎穴住居とともに井戸や掘立柱建物16棟が発見されている。豎穴住居群と井戸はまさに集落であり、兵士の駐屯の地を想像させる。これとともに発見された掘立柱建物群は官衙に属するのか、あるいはこれらに混在する高級武人に属する住宅なのか、その解明は今後の発掘調査の進展に期待される。

なお、本稿の幅集までに昭和55年度における発掘調査で、外郭南面の中心に位置する桁行5間梁間2間の掘立柱による門が発見されている。この門の西半は未発掘であるが、遺跡の中軸線との関係から、また、中軸線上にある柱間が他の柱間より広いことから、桁行の規模を5間と想定できたのである。桁行の柱間は中央間4.2m(14尺)、その他の間2.7m(9尺)であり、梁間の柱間はそれぞれ3.0m(10尺)を測る。門としてはかなり大規模なものである。前にふれたように、外郭には櫓が築垣をまたいで設けられ、この門の東西にそれぞれ7基ずつあったと想定される。この門は平面からみると切妻造の門になるが、以上のような事情を考慮すると、単なる切妻造の門というより櫓門であったとみるべきであろう。この門でも各柱ごとに足場穴とみられる小穴が検出されており、さらに北側には建地柱ともみられる穴が並列する。南側にもその存在が推定される。

## 外郭の櫓

## 外郭内の造構

## 外郭南門

#### 4 おわりに

##### 城柵遺跡

太田方八丁遺跡は、方八丁の名のとおり広範囲を築垣で囲む城柵遺跡である。その規模の大であることは、東北地方経営の最北端の城柵として、律令政府の意気込みが十分に感じられる。この遺跡が単に前進基地として性格をもつものであつたら、このような大規模な施設は必ずしも必要としなかつたろう。想像をたくましくするならば、やがて陸奥の新官衙としての発展を意図して、このような規模のものを造営したと理解できる。律令政府の威令の行わぬる米開の地が、すべて最北の郡の志波郡に含まれるとの前提に立つとき、その拠点としてのこの城柵は規模の壮大さといえ、まさに志波郡を代表する「志波城」であったとみられよう。

この城柵が設置の意図に反して発展せずに終ったのは、雄石川の氾濫が最も大きな原因と思われる。この城柵がそのまま存続して東北奥地の経営が進められたならば、また新しい郡の設置が行われたと想像するごとも、まったくの妄想とは思えないである。

## VI 志波城跡をめぐる諸問題

### 1 志波城跡の構造と特質

志波城跡の調査面積はきわめてわずかであり、問題点が数限りなく存在する。反而微々たる調査の中で得られた知見でも、本遺跡の理解に大きく貢献したと思われる。本章ではそれらの成果の中から本遺跡の構造からみた特質をいくつか明らかにし、大方のご批判をおおぎ、今後の調査の方向づけとしたい。

#### (1) 国府跡と都衙跡

律令体制下の地方官衙は、国府・都衙・東北の城柵など、地方統治のための行政府である。国府は国を、都衙は郡をそれぞれ統治しており、そのため両者間に規模や構造の差異がみとめられる。このことは既に山中敏史氏らの説くところであるが、本項でその差異を再整理しておきたい。

なお国府跡や都衙跡の調査例は決して多いとはいはず、調査面積も限られている。本項では区画施設が一応確認されている例をとりあげた。さらに国府・都衙の擬定にはまだ決着をみていないものもあるが、両者の擬定は先学の説にしたがった。また各遺構の新旧や共存関係が報文では記述がないにも関わらず、報文考察では、遺構変遷がきわめて明快にのべられている例も少なくなく、引用に附したが、一応考察者の言にしたがうこととした。各遺跡の区域は、外郭線で囲繞される府城（郭内域）と中枢部の庁域（内城・政庁地区）とにわけた。

まず立地の点では、両者とも大なり小なりの平野や盆地に位置しており、農業経済を反映しているものと考えられる。その中でも国府跡は平野部に、都衙跡は河岸段丘などの地形にも立地する傾向がうかがえる。国府跡は從来から条里制の中に方八町規模が推定されていたように、比較的広範な面積を占地できる地域に位置している。下野、近江、周防国府跡などがその例であり、段丘上でも筑後国府跡などでは方八町規模の平坦面がある。その中で伯耆国府跡は周囲との比高30mほどの低丘陵上に位置し、丘陵上に四分寺や国分尼寺も隣接させており、広い空間を占地できず、特異な立地を示すものである。これは国府中枢部のみが丘陵上に存在したものとしてもやはり特異である。

#### 立地する地形

これに対し、都衙跡の立地は段丘上などのやや高い地形に占地する例が多い。正道遺跡の周囲との比高25mを最高に、5~6mの段丘上に立地し、丘陵を背後にひかえている例

\* 1976山中敏史「古代都衙遺跡の再検討」『日本史研究』161。

第II表 国府・郡衙・城構造一覧表

(府城)

	立地	規模	棟	瓦面	門	塔	府城施設	時期等
下野国府 I ~ 5	平野	不 明	不 明	不 明	不 明	不 明	係船施設など	8 C 前~
近江国府	平野	不 明	不 明	不 明	不 明	不 明		
伯耆国府 A・B	丘陵	230×276		大 滑	不 明	不 明		
伯耆国府 C・D	丘陵	(281)×276		大 滑	不 明	不 明		
出雲国府 A~D	平野	不 明	不 明	不 明	不 明	不 明	溝に区画される官街ブロック	
周防国府	平野	方形850×873		築 地	不 明	不 明	方2町の国衙域？築地の区画は要検討	
筑後国府	段丘	不 明	大 滑	不 明	不 明	不 明	清、建築など	
開和久	平野	420以上×250		大 滑	不 明	不 明	社物群、仓库群	8~10C
古都	段丘	不 明	不 明	不 明	不 明	不 明	社物群、仓库群	
梅曾	I 段丘	方形176~180×188~209		大 滑	不 明	不 明	社物群、仓库	8 C 前
梅曾	II 段丘	方形176~180×286~310		大 滑	不 明	不 明	社物群、仓库	8 C 前~
狮子ケ谷 I ~ Ⅲ	山麓	不 明	不 明	不 明	不 明	不 明		
正道	丘陵	不 明	不 明	不 明	不 明	不 明		8 C
宮尾	I 段丘	長方形72~90×54		不 明	不 明	不 明	仓库、礫物	7 C 後~8 C 初
宮尾	II 陵丘	不整形72~100×135		不 明	不 明	不 明	礫物	8 C 前~中
宮尾田 ~ Ⅳ	段丘	不 明	不 明	不 明	不 明	不 明	仓库	8 C 中~
小原 I ~ Ⅲ	段丘	不 明	不 明	不 明	不 明	不 明		8 C 後~9 C 前
下木曾 I 段丘	平野	不 明	不 明	不 明	不 明	不 明		9 C 前
城輪壠 I	平野	不 明	不 明	不 明	不 明	不 明		
城輪壠 II	平野	方形723×723		築 地	四至門(八脚)		建物群(時期不詳)	10 C
城輪壠 III	平野	方形723×723		築 地	四至門(八脚)			11 C ~
八森	丘陵	不 明	不 明	不 明	不 明	不 明		9 C
私田社 I ~ II	平野(板立丘をささぐ)	内外部750×1400		盛地と 橋柱	外郭四至門(八脚) 内郭南北門(八脚) 橋			
私田社 III ~ V	"	内郭320×770	"	内郭南北門(八脚)				
私田社 VI	"	内郭320×770	"	不 明				
秋田城 I ~ II	丘陵	不整形550×550	築 地	構なし			建物群、堅六住居群	8 C 前~
秋田城 III ~ IV	丘陵	不整形550×550	築 地	構あり			建物群、堅六住居群	9 C ~
多賀城 I	丘陵	不整方形700~1000×900	築 地	四至門(八脚) 構なし			建物群、堅六住居群	8 C 前
多賀城 II	丘陵	不整方形700~1000×900	築 地	四至門(八脚) 構なし			建物群、堅六住居群	8 C 後
多賀城 III	丘陵	不整方形700~1000×900	築 地	四至門(八脚) 構あり			建物群、堅六住居群	780~869
多賀城 IV	丘陵	不整方形700~1000×900	築 地	四至門(八脚) 構あり			建物群、堅六住居群	869~10 C
多賀城 V	丘陵	不整方形700~1000×900	築 地	四至門(八脚) 構あり			建物群、堅六住居群	10 C 後~
鶴沼	丘陵	不整形?	不 明					8 C 水~
城生	段丘	方形350×370	築 地	北門(八脚)			建物群	8 C 前~
城生	丘陵	不整形800×600	土 塵	構あり?			堅火住居群?	8 C 後
宮沢	沢丘	不整形850×1400	土 塘	構あり?			堅穴住居群	8 C 後~
伊治城	段丘	不整形700×700	土 塘	構あり?			堅火住居群	8 C 後~9 C 初
胆沢城 I	平野	方形650×650	築 地	南門(五脚) 北門(八脚) 構あり			建物群	9 C 前
胆沢城 II	平野	方形650×650	築 地	南門(五脚) 北門(八脚) 構あり			建物群	9 C 後
胆沢城 III	平野	方形650×650	築 地	南門(五脚) 北門(八脚) 構あり			建物群	10 C ~
酒井城	平野	方形350×350	材木倒	四至門(八脚) 構あり			建物群	9 C 前
酒井城	平野	方形840×840	築 地	南門(五脚) 構あり			堅火住居群	9 C 前

## (序城)

	規 模	区 四	門	序 城 路 設	對 称
下野国守 1 ~ 5	方形90×90	築 地	南門（八脚）	隅殿（九間）軒殿（十六間）	対称
近江国守	方形96~102×75	築 地	不 明	正殿（五間四面廊？）後殿（五間四面廊？）軒殿（十五間）	対称
伯耆国守 A・B	方形73.2×67.5	柱 列	南門（八脚）西門（二柱？）	正殿（五間兩面）前殿（五間）後殿（十三間）	対称
佑智国守 C・D	方形88.5×78	築 地	南門（八脚）西門（二柱）	正殿（五間兩面）前殿（五間）後殿（十三間）	対称
出雲國守 A~F	不 明	不 明	不 明	正殿（三間西面廊）	不明
周 防 国 守	不 明	不 明	不 明	不 明	不明
筑 后 国 守	不 明	築 地	不 明	不 明	不明
開 相 久	方形33×60	柱 列	東門（八脚）南門（二柱→四脚）	軒殿？（五間）序城は東面か？	不明
古 郡	不 明	不 明	不 明	建物群はブロック別分存（序城かどうかを検討）	非対称
梅曾 I ・ II	不 明	不 明	不 明	不 明	不明
御 了ヶ谷 I	不整形20×100	土 墓	不 明	建物群（序城かどうかを検討）	非対称
御 子ヶ谷 I	不整形20×100	柱 列、構	南門（二柱？）	建物群（序城かどうかを検討）	非対称
御 子ヶ谷 III	小整形70×100	板 壁	南門（二柱？）	建物群（序城かどうかを検討）	非対称
正 清	不整形50×以	大 溝	不 明	正殿（五間四面廊）後殿（七間）	対称
宮 尾 I	方形44.7×34~	柱 列	不 明	正殿（十間）軒殿（十二間）	対称
宮 尾 II	方形44.7×34~	柱 列	不 明	正殿（十間）軒殿（十二間）	対称
宮 尾 III ~ V	不 明	大 溝	不 明	構造不明	非対称
小 瑞 I	不 明	不 明	不 明	構造不明	非対称
小 瑞 II	不 明	柱 列	不 明	コ字形連結群	対称
小 瑞 III	不 明	な し ?	不 明	正殿（五間四面廊）後殿（六間妻附）	対称
下 本 釜 I	不 明	不 明	不 明	正殿（六間）後方建物群	対称
下 本 釜 II	長方形	柱 列	南門（複門？）	正殿（四間四面廊）後殿（七間二柱）後方建物群	対称
下 本 釜 III ~ V	長方形	柱 列	不 明	正殿（八間兩面）後殿（七間二柱）後方建物群	対称
城 繩 橋 I	方形115.4×115.4	築 地	南門（八脚）東門（二柱）	正殿（五間四面廊）幕殿（五間）	対称
城 繩 橋 II	方形115.4×115.4	築 地	南門（八脚）東門（八脚）	正殿（五間）軒殿（七間）後殿（七間）	対称
城 繩 橋 III	方形115.4×115.4	築 地	南門（八脚）東門（四脚）	五段（七間兩面）監殿（七間片扇）	対称
八 虔	方形90×90	板 壁	南門（八脚）	正殿（七間）後殿（七間）	対称
私 手 横 I ・ II	方形56×63	板 壁	南門（二柱）	正殿（五間兩面）監殿（六間）	対称
私 手 横 III ~ VI	方形56×63	板 壁	南門（八脚）東門（八脚）	正殿（五間兩面）監殿（五間）	対称
秋川城 I ~ V	不 明	不 明	不 明	不 明	不明
多 賀 城 I	方形118×105	築 地	南門（八脚）北門（四脚）	正殿（五間兩面）廻廊（七間）	対称
多 賀 城 II	方形118×105	築 地	南門（八脚異部）北門（四脚）	正殿（五間四面廊）幕殿（七間）	対称
多 賀 城 III	方形118×105	築 地	南門（八脚）北門（四脚）	正殿（五間四面廊）後殿（四間柱）軒殿（三間）	対称
多 賀 城 IV	方形118×105	築 地	南門（八脚）北門（四脚）	正殿（五間四面廊）後殿（五間二面扇）軒殿（三間）	対称
多 賀 城 V	方形118×105	築 地	南門（八脚）北門（四脚）	正殿（五間四面廊）後殿（五間二面扇）軒殿（七間）	対称
館 前	不整形？	不 明	不 明	正殿（五間四面廊）前殿（七間）後殿（五間）	対称
城 生	不 明	不 明	不 明	不 明	不明
続 生 城	長方形72×116	築 地	不 明	不 明	不明
官 沢	不 明	不 明	不 明	不 明	不明
伊 追 城	不 明	不 明	不 明	不 明	不明
趙 沢 城 I	方形87×87	柱 列、材木列	東門（二柱）	正殿（五間土塗？）	対称
趙 沢 城 II	方形87×87	柱 列、材木列	東門（八脚）	正殿（五間上塗？）	対称
趙 沢 城 III	方形87×87	柱 列、材木列	東門（四脚）	正殿（五間四面廊？）	対称
德 分 城	方形75? × 75	柱 列	南門（四脚）西門（高医？）	正殿（五間）監殿（五間）	対称
志 波 城	方形150×150	築 地	南門（八脚）西門（二柱四脚）	正殿（六間→五間）後方建物群	対称

○規模はm ○建物柱間は身合桁行

#### V 志波城跡をめぐる諸問題

もある。閑和久遺跡は平野部と微高地上に立地するも後背地には丘陵がせまり、宮尾遺跡も比高2~3mの段丘の北は丘陵地である。また御子ヶ谷遺跡は三方を丘陵にはさまれており、国府跡にはみられない立地を示している。

#### 外部の規模と施設

次に外郭線であるが、ほとんど調査が行われておらず、はっきりしない。出羽國府跡（城輪櫛遺跡）では、723m四方の方形プランを築地で区画している。各辺中央には八脚門を構え、各コーナーには隅櫓を配している。周防國府跡は「土居八丁」と呼ばれる8町四方（850×873m）を築地によって区画され、また条坊大路も推定されており、國府域に条坊制がしかれていた可能性が指摘されている。筑後國府跡は北辺が大溝によって区画されているが、全体規模や構造についての予測はむずかしい。伯耆國府跡は丘陵という地形的制約もあって、南北230m東西276mの小さな長方形プランである。東辺南半には南北149m東西51mの区画があり、北辺には南北110m東西135mの区画がある。東辺南半には南北149m東西51mの区画があり、北辺には南北110m東西135mの区画がある。府城には建物群が配され、いくつかの官衙ブロックが溝で区画されている。

郡衙跡では、閑和久遺跡が東西250m南北420m以上の規模をもち、溝で区画されている。南半には齊一性のみとめられる倉庫群が配され、やや標高の高い北半には柱列で区画するブロックがみられる。梅曾遺跡は、南北約180m東西約300mの溝による区画がみられ、その中に多数の建物群が配されているが、この区画外からも建物が検出され、全体規模は不明である。御子ヶ谷遺跡では70×100mの範囲に東辺と南辺を土塁や柱列、板塀で区画し、内部に多数の建物を配しているが、規模は小さく、この区域が郡衙の全体を構成するかどうか不明である。宮尾II期は東西135m南北72m以上の柱列によって区画されているが、その外側にも倉庫や建物がみられる。

このように外郭線については不明な点が多いが、少なくとも、国府跡に多い方6~8町の方形プランが郡衙にはみられないこと、また築地による区画が郡衙にはみられないことが指摘されよう。

#### 国府の庁域

次に庁域の差異についてであるが、先の指摘のように、国府跡と郡衙跡の相違が比較的とらえられている。ただ町城が全体の中でどの位置にあるのか、国府跡ではほとんどわかっていない。まず庁域の規模は一辺67.5~90mで、ほぼ250~300尺の規模に相当する。近江國府跡の東西250尺南北320尺以上とやや南北に細長いプランのほかは、ほぼ方形である。区画施設は築地が主体である。伯耆國府跡では8世紀後~9世紀前半まで柱列の区画であるが、9世紀後半以降は築地にかわる。

国府跡の庁城の建物配置は、南北中軸線上に八脚の南門と身合桁行5間の東西棟の正殿が配され、正殿の横には南北棟の脇殿が配される。いわゆるコの字対称形を呈するのが一般的である。正殿の前後には、前殿や後殿が並列される例もある。脇殿や後殿は桁行12~13間のものも少なくない。また南門のほか東西門は、伯耆國府跡のように二柱の門であり、南門より小規模となっている。さらに建物建築では、ほとんどコの字対称形をくずしていない特徴もある。なお因幡國府跡は遺構の共存性がわからず本稿では扱っていない。

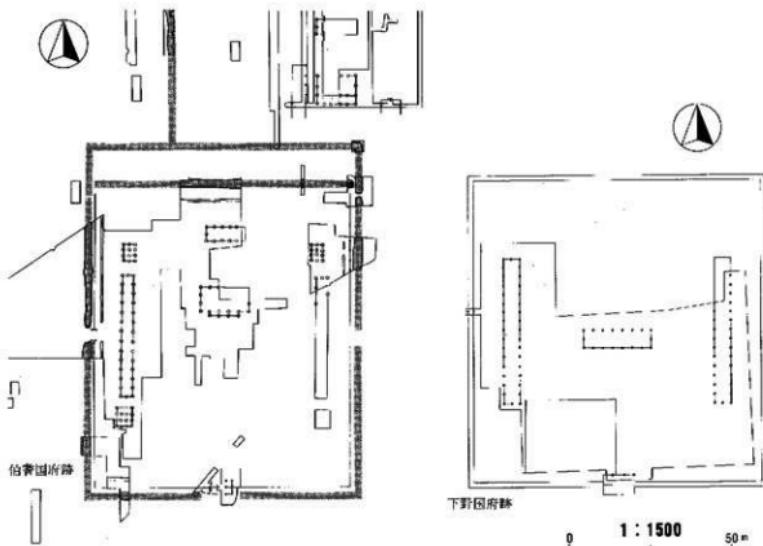
#### 郡衙の庁域

一方郡衙跡では、庁域を認定する指標を何に求めるか、判然としない。このことが国府跡のようなコの字対称形が普遍化していないことによるものか、あるいはそこまで調査が及んでいないものなのかも、不明である。

まず本項では、コの字対称形に類する配置をみてみよう。庁域の位置が遺跡南北中軸線上にのると確認されているのは閑和久遺跡だけで、府城南辺と府城南辺との距離は268mをはかり、北に偏している。庁域の区画は柱列で、東面する八脚門をもち、東西33m、南北60mの規模である。さらに四脚門が八脚門から100m北の位置にあり、庁域北方の官衛ブロックを形成していると考えられる。宮尾遺跡Ⅰ・Ⅱ期は建物相互を結ぶ柱列で区画され、東西44.7m南北34m以上の規模をもつ、下本谷遺跡や小郡遺跡Ⅱ期も建物自体あるいは建物を結ぶ柱列で区画される。

また中軸線上に想定できる正殿は、正道や下本谷遺跡のように身舎桁行が6間のものがあり、宮尾遺跡では10間の例もみられる。門は、閑和久遺跡のはか、下本谷遺跡Ⅱ期の3間×3間純柱建物が2棟ならび門の機能ももっていたと推定されている。これらのコの字対称形の継続性は、閑和久や下本谷遺跡を除き、稀薄である。なお正道遺跡の報文に記述されている築地や八脚門は、報文の実調図等では認めがたく、本稿では保留しておきたい。

このほかコの字対称形をとらない庁域があるとすると、古都・塔畠田・御子ヶ谷の各遺跡があげられる。古都や塔畠田遺跡では地業を有する多数の礎石建物が並列して配されており、特に古都遺跡は4群にわかれ建物群がまとまっている。ただし調査方法は今日と比較できず、遺構共存関係の吟味が必要である。梅曾遺跡では掘立柱建物群の中に礎石建物があり、御子ヶ谷遺跡Ⅱ・Ⅲ期では南東隅に柱列の区画をもつ有廟建物がみられる。これらは中心殿舎か。



第33図 国府庁域 (1:1500)

## VI 志波城跡をめぐる諸問題

### 府域施設の継続性

また各施設の継続性については既に述べたおり国府跡では同位置に建替えられるのに對し、都街跡では継続性にとほしい。さらに各遺跡を大きく3期にとらえると、一般に2期目に府域整備を見る事ができる。下野國府跡では主要殿舎の礎石化がⅢ期に行われ、Ⅳ・Ⅴ期には、前殿の廢止、脇殿の獨立柱化と衰退する。伯耆國府跡でもC期以降府域の拡大、区画の築地化、主要殿舎の礎石化が実施されるが、D期末には八脚門の南門は解体される。

2期目の整備は、特に都街跡でいちじるしく、宮尾遺跡Ⅰ～Ⅱ期や小郡遺跡Ⅱ期には対称性を構成する。これが小郡Ⅲ期では対称性がくずれ、宮尾Ⅲ期以降もⅡ期の配置がくずれてしまう。御子ヶ谷遺跡Ⅱ～Ⅳ期も建物棟数の増大、倉庫の出現がみられる。

### 府域外の構造

なお府域外の構造については不明な点も多いが、倉庫と考えられている籠柱建物は国府跡ではほとんど確認されていない。郡街では倉庫ブロックが府域外にも区画施設をもって存在する例とブロックの区別がほとんどみられない例とがある。前者は小郡遺跡Ⅱ期のような対称形の府域にみられ、後者は御子ヶ谷遺跡Ⅱ～Ⅲ期のように府域が対称形をとらない例にみとめられる。

### 国府と都街の差異

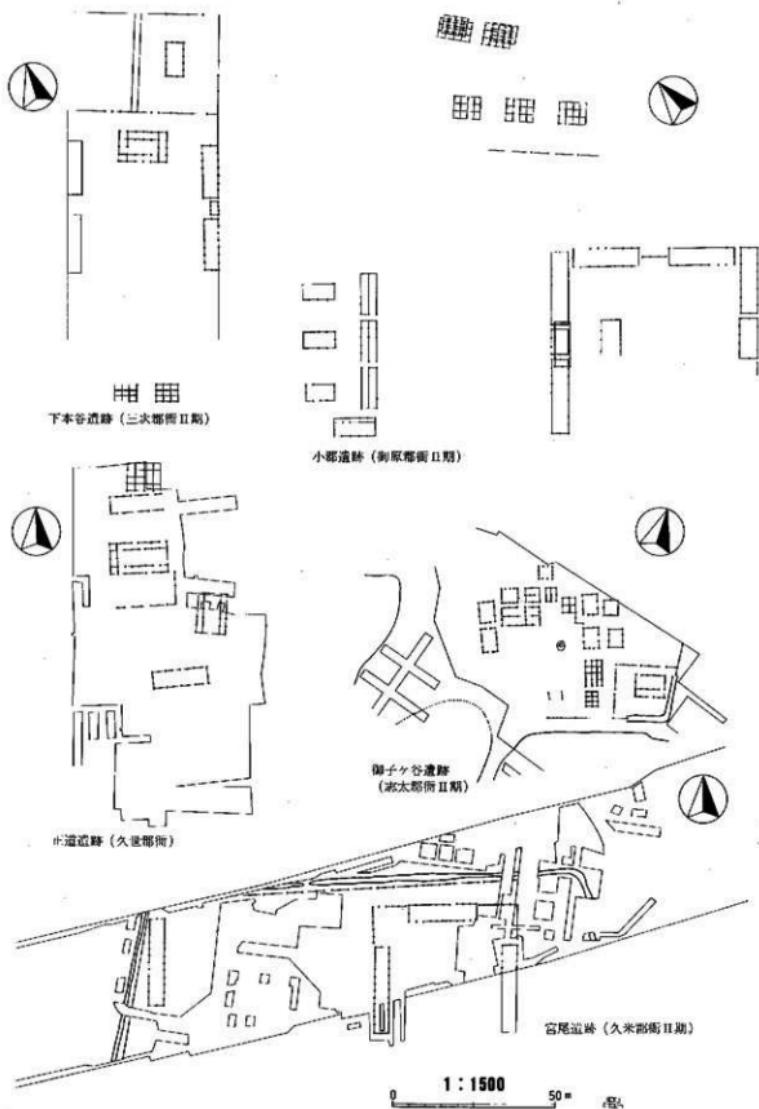
以上の国府跡と都街跡の差異をまとめると次のようになる。

1. 立地——国府跡がほぼ平野部に立地するのに対し、都街跡は段丘上や丘陵麓にも位置している。
2. 外郭線——調査例が少ないが、国府跡の6～8町の規模は都街跡にはみられず、また築地による区画も都街跡にはみられない。
3. 府域の区画——国府跡が一辻250～300尺の大方形を築地で囲繞している。これに対し、都街跡の規模は小さく、長方形を呈するようである。また区画も築地ではなく、柱列であり、しかも主要殿舎を結ぶ形もみられる。
4. 府域の建物配置——国府跡が正殿と脇殿とからなるコの字対称形を呈し、この基本形は継続される。正殿身舎桁行は5間、南門は八脚門である。都街跡はコの字対称形が普遍化しておらず、対称形を示す例でも八脚南門はみられず、正殿も5～10間と一定しない。また対称形を示さない郡街府域でも中央殿舎が配されるようである。

このように国府跡には齊一性が強く、都街跡では各例で相異をみせている。このことは国府の造営には中央権力が強く介入し、それぞれの地域性を無視し、大がかりな労働力や財力を投入したことを示している。そして都街は、もちろん官衙である以上中央権力の介入があるが、それぞれの地域や時代に即して、おそらく郡単位に供出できる労働力の範囲内で造営されたと考えられるのである。

国府の府域構造のモデルは、平城宮や平安宮の内裏や朝堂院・太政官庁に求められている。いずれにしても中央集権の命令体制ではじめてなされたものといえよう。都街の府域も、基本的に国府の構造を模倣したと考えられるが、国府との差は大きく、中央志向性は弱く、在地勢力を背景にしたものといえよう。

さらにまた府域の変遷では、一般に創建期・拡充期・衰退期の3期を想定できるが、遺構変遷からもそれを裏付けることができる。拡充期には主要殿舎の礎石化、区画の築地化



第34図 郡衙域 (1:1500)

#### Ⅷ 志波城跡をめぐる諸問題

建物の増棟化などが図られる。衰退期には主要櫓舎の簡素化がおこなわれるが、遺跡によつては遺構を残さないところも少なくなく、官衙の崩壊が急激なものであったことを物語るであろう。そして各期の変遷は遺跡ごとにまちまちで、時の中央の情勢によって大きく左右されたとみるよりも各地における律令制の浸透および崩壊と大きく関わるものと考えられる。都衙にみられる対称形と非対称形もこの点からとらえられるのではないだろうか。

#### (2) 城構跡

城塹とよばれる中には、陸奥国府である多賀城。平安初期まで出羽国府であったとされる秋田城。それ以降の出羽国府とされる城輪塹遺跡が含まれる。なお出羽国山本郡衙に比定される弘川塹遺跡、陸奥国質美郡衙に比定される城生遺跡については、考古学的成果から都衙跡と認められず、城塹の中に前述のような都衙構造は存在しない。

城塹跡は立地や外郭線などから、大きく3分されるが既に板橋源・工藤雅樹・岡田茂弘各氏の論考に説かれている<sup>1)</sup>。それらをまとめると次のようになる。

第I類 8世紀前半創建。丘陵端部に立地。築地による不整方形の外郭線

第II類 8世紀後半創建。丘陵端部に立地。上屋による不整方形の外郭線

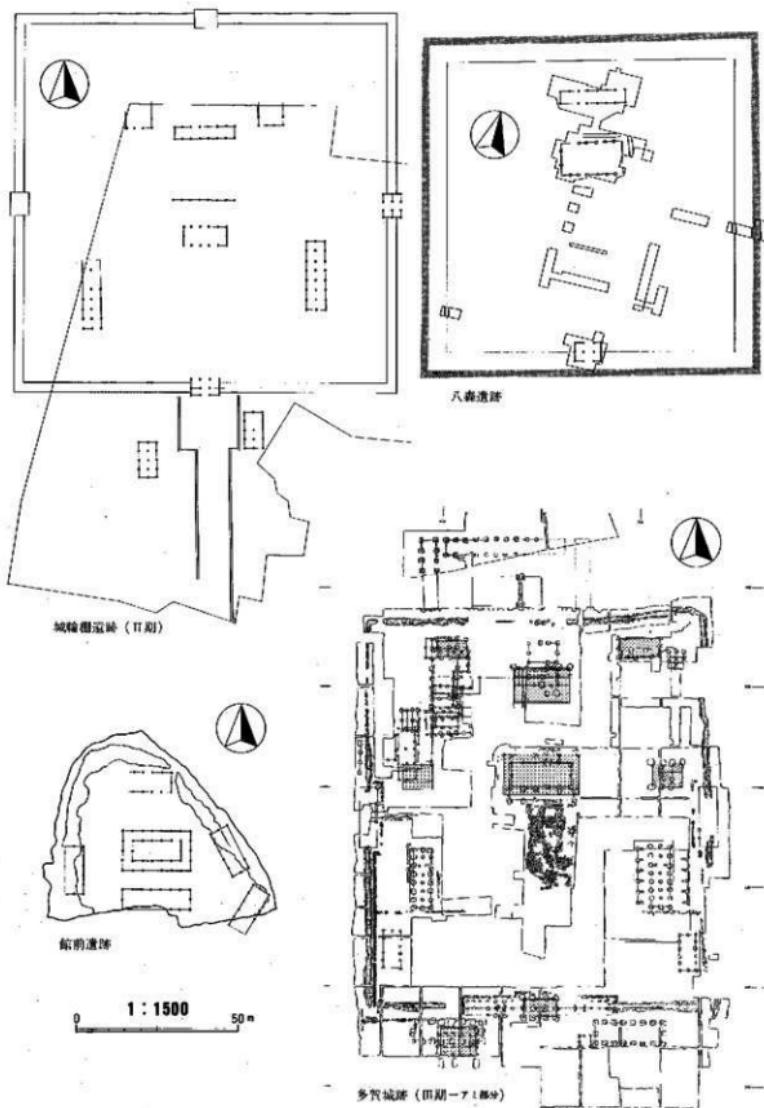
第III類 9世紀前半創建。低地に立地。築地による方形の外郭線

この分類は第11表によつても概ね肯首されうるものであるが、一部補足しておきたい。まずI類に属する遺跡には多賀城跡、秋田城跡、城生遺跡があげられるが、国府ではない城生遺跡は平坦な段丘上に立地し、方形プランで規模も小さい。この城生遺跡の外郭施設は築地であり、さらに北門は八脚門であり、郡衙のあり方とは異なり、むしろ国府や城塹の範囲に属する。I類で序域が判明しているものは多賀城跡だけであるが、それはまさに前述の国府跡の序域と同一である。多賀城跡も地形的制約のため序域が遺跡中軸線にのらないが、外郭南門は序域の南に配され、中軸線をかなり意図したものと思われる。また国府であった秋田城跡も、序域が削平され遺存しない城生遺跡も、国府と共に存する序域があったことは想像できよう。なお多賀城の存続は平安後半期にまでくだり、秋田城・城生も少なくとも平安前半までは存続しており、一世紀以上にわたりその機能を果していたようである。

ところで、多賀城跡の外郭南辺から約200m南東の小丘陵上にある館前遺跡で四面廻の中央櫓舎とそれに付属するであろう前殿・後殿・脇殿が、まさに国府序域の構造に類似して検出された。丘陵の南端は既に削平されているが、南門なども存在したと思われる。建物群と共存する区画施設はみられない。報文によればその時期は、多賀城跡第Ⅲ期（780年）以降とされている。後述する出羽国府と考えられている城輪塹遺跡の近距離にある丘陵上に国府序域類似の八森遺跡が存在する例ともあわせ、大変興味深い。すなわち早中期の

• 1961板橋源「古代城塹の立地条件」「古代文化」第7巻4号、1977工藤雅樹「城塹・館」「考古資料のみかた」柏書房、1978岡田茂弘「東北日本における古代城塹の外郭施設」「自然と文化」。なお板橋氏は2分類である。

1 志波城跡の構造と特質



第35図 城柵（国府）庁域（1:1500）

## VII 志波城跡をめぐる諸問題

館前・八森は国府の緊急避難として近接地に設置されたのではないだろうか。

### II類の城柵

II類に属する遺跡には、宮城県北に位置する伊治城跡、桃生城跡、宮沢遺跡である。宮沢遺跡は規模も大きく、土塁と築地を併走させる特異な外郭線を有している。庁城が判明しているのは桃生城跡だけで、築地による長方形区画で、コの字対称形をとらないなど、I・III類とはその性格を異にしている。また伊治城でも年次計画の調査が実施されたが、庁城の位置が確認されず、庁城の推定がむずかしいことを示している。存続期間はあまり長くないようである。

### III類の城柵

III類には耶沢城跡、徳丹城跡、城輪柵遺跡が相当する。徳丹城跡の外郭線については築地か材木列かまだ不明である。城輪柵遺跡の外郭線は材木列を基礎地業とする築地と考えられている。私田柵遺跡は出土土器から、9世紀以降の遺跡と考えられているが、角材列による格円形の区画が独立丘陵の周囲をめぐり、さらにその内側に築地と角材列の「内郭」線がある。岡田氏はこの遺跡をIII類に含めており、III類には方形以外のプランも存在する。この私田柵遺跡も郡衙跡と考えられているが、「外郭」「内郭」四至門が八脚門であり、築地もみられ、庁城からも郡衙跡とは認められない。

III類の庁城は、9世紀以降の出羽国府である城輪柵遺跡が柱列の区画から10世紀に築地へ変遷するが八脚南門やコの字対称形は踏襲される。なお城輪柵遺跡の東方約3kmに位置する八森遺跡は、八脚門・正殿・後殿が検出されており、90m方形の庁城区画は板塀の可能性もある。<sup>\*</sup> 小野忍氏によれば、城輪柵I期とII期の間隙を埋めるものと考えられている。<sup>\*\*</sup> その他の遺跡も、庁城区画が柱列や板塀であるが八脚門が設けられ、内部がコの字対称形を呈し、国府の庁城に共通している。

### 城柵跡の構造

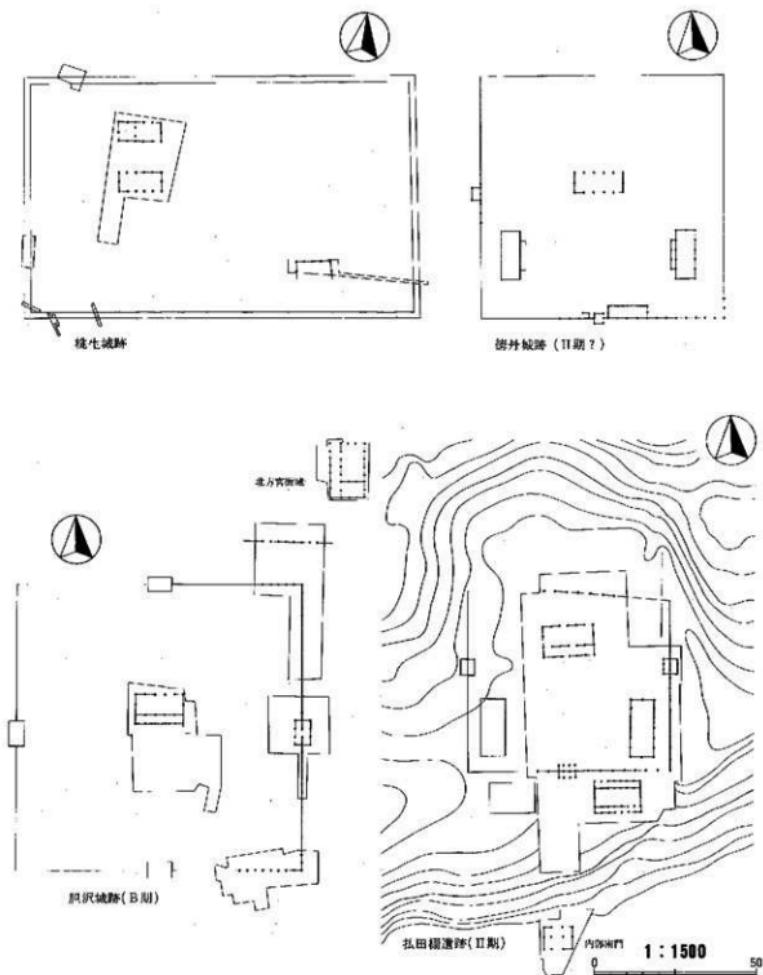
城柵跡の構造を国府跡や郡衙跡と比較してみよう。まず立地およびプランは、I・II類の多くが城柵特有の立地を示し、不整形プランであるのに対し、III類が国府跡と同じく平野部に立地しはほとんど方形プランである。平野部は方形プランを確保するのに必要なものであり、また郭内の大路の存在ともあわせ、III類の城柵が国府と同じように都京を強く意識した結果と考えられる。その点から城柵の中でもIII類が行政府としての性格が強く求められたのではないだろうか。

次に外郭線は、II類に土塁もみられるが城柵のほとんどが築地であり、8世紀後半以降、柵が設置されている。城柵規模は3町半~10町以上と、一定していない。国府跡の例があまりはっきりしていないが、方6~8町と確認あるいは想定されており、これに匹敵する規模も多い。さらに庁城をみると、城柵跡のそれは明らかに国府跡と共通するものである。

このようにみると、城柵は、国府に匹敵する労働力や財力によって運営されたことがわかるのであるが、ここまで中央権力の介入が積極的に行われたのは、律令体制の急激な拡張のためである。それがどのような手段で行われたのか、考古学的によくわかっていないが、少なくとも城柵が律令支配の地域ごとのセンターとして機能していたと推定される。基本的には、多賀城・秋田城・城輪柵は国府として、他の城柵は、国府に準じ、数郡を一

\* 報文では溝が2条報告され、内側の溝に杭のような痕跡がみとめられたという。

\*\* 1978柏倉、小野「城輪柵遺跡の内郭と性格について」『山形県民俗歴史論集』第2集



第36図 城柵序域 (1:1500)

## VI 志波城跡をめぐる諸問題

括統治していたであろう。

以上、国府跡・郡衙跡・城櫓跡について、多くの先駆者が既に指摘し、一般的理解になりかかっている内容を冗長とのべたのは、太田方八丁遺跡の位置づけのためである。

### (3) 太田方八丁遺跡＝志波城跡

太田方八丁遺跡はこれまでの調査成果から前述のⅢ類と共通することがわかっている。すなわち9世紀前半の創建で低地に立地し、築地の外郭線に櫓を配し、庁域も築地で区画し、正殿や八脚門を建てているのである。ここにおいて太田方八丁遺跡を、Ⅲ類の胆沢城や徳丹城と共に平安時代初期に造営された志波城にあてる説が浮上してくるのである。

志波城にはいくつかの擬定地があったが、丘陵上であったり、平坦地でも南側に丘陵があつて櫓を設置する意味が失なわれる地であつたり、立地だけをみてもⅢ類の城櫓に擬定することは不可能である\*。

また文献から知られる志波城擬定の条件は次のとおりである。

1. 803年造営
2. 胆沢郡との距離162里
3. 河浜に近く水害を受けやすい立地
4. そのため移転案が裁可され、移転先とみられる徳丹城は813年頃造営
5. 郡と城櫓の関係から志波郡に属する

年代的には9世紀前半に限られたⅢ類の特徴である平野に立地していたのであるが、調査成果はこれらと全く矛盾しない。年代は出土土器から9世紀前半に位置づけられ、立地も零石川の複雑な河遺跡が示すように水に対して不安定な平野部である。特に水害については、外郭北辺の流失とあわせ、外大溝や外堀縁と内城の築地外溝（南・西辺のみ）埋土にみられる水成シルトはまさにしばしばの水害を物語るものである。

ただし胆沢郡との距離162里については実際と若干のズレがある。162里は約100km、1里を桁字として62里は約40km、胆沢郡を胆沢城と読み替え、胆沢城との直線距離は56kmである。またこの遺跡のある太田が志波（斯波）郡に属するかどうかであるが、当時陸奥国最北の斯波郡であったことを考へるなら、当時の郡域を固定的にとらえる必要がないとも思われる。

以上の点から太田方八丁＝志波城としても、文献と調査成果とは全く矛盾するものではない。むしろ前項でのべたⅢ類の城櫓と共通する太田方八丁遺跡こそが志波城跡であると積極的に考えられるのである。

### (4) 志波城跡と胆沢城跡・徳丹城跡

志波城の前年に造営された胆沢城跡と、志波城の移転先と考えられる徳丹城跡について

\* 従来の志波城擬定地については18ページ参照。

若干の比較をして、本章のまとめとしたい。

肥沢城は802年の造営になり、多賀城から鎮守府がうつされ、いわば陸奥国北半の律令体制の拠点である。その肥沢城跡は肥沃な扇状地の扇端に位置する。方6町四方を築地で囲繞し、外郭南門を五間門、北門を八脚門とし、各邊に櫓を設けている。9世紀初頭から10世紀までに3期の遺構変遷があり築地や門の位置や規模は踏襲されるが、II期(A<sub>2</sub>期)に櫓が増改築され築地外溝が新たに掘られる。

庁城は87m四方を柱列(一部の低湿地には丸太列)で区画する。門は東門のみが検出され、二柱の門からII期(B期)に八脚門へ改替えており、南門も八脚門と推定される。庁城中軸線上に正殿を建てるが、調査者によれば大きさく3期の変遷があり、掘立柱から礎石建へ改替えている。さらに庁城外には掘立柱建物がならび、柱列などで区画されるいくつかの官衙ブロックが形成されているようである。

徳丹城跡は813年の創建と考えられており、志波城跡の約10km南、北上川西岸近くの沖積地に立地している。はば方3町半四方を区画する丸太列が検出されているが、この丸太列が築地基礎地盤か否かは不明である。四至中央には八脚門を設け、また56~80m間隔に櫓を配置する。庁城は柱列の区画で80m四方と推定され、南門は四脚門である。なお西邊は築地の痕跡らしいものや西門らしい掘方が報告されているが、詳細は本報告を待ちたい。正殿は5×2間で、周囲にみられる小柱穴が縁束のものか足場穴か不明である。なお東脇殿は3期の変遷があり、最後に礎石建に変わっていて、その点からも正殿や門などの見直しが必要になってきている。庁城外には掘立柱建物があり、やはりいくつかの官衙ブロックが存在したようである。

志波城跡もあわせ、3城の創建時の比較をみてみると、まず規模では肥沢城跡6町→志波城跡8町→徳丹城跡3町半と変遷している。志波城跡では築地のさらに外に大溝をめぐらしており、また築地内には多数の竪穴住居をとりこんでいる。このことから志波城は城外の緊張が高く、そのため多く施設をとりこむ大きな面積が要求されたとも考えられ、逆にそうまくする必要があったわけである。そして徳丹城跡の3町半は、志波城の施設をすべて取容しきれるものではなく、志波城の機能の全面的移動は行われていない。おそらく移転時には一部残留あるいは切り切ったのであろう。

外郭南門は、五間門→五間門→八脚門と変わっている。五間門は城櫓跡や国府跡を通じて他に検出例がない。肥沢城跡と志波城跡だけであり、造営者の積極的意志が読みとれる。そして徳丹城跡で一般的な八脚門に戻されている。

次に庁城であるが、3城とも方形で、87m→150m→80mの規模である。志波城跡の大きさが目立つが、これまでの調査では庁城北半にそれぞれ独自の性格を有すると考えられる建物群がとりこまれており、外郭と同様できるだけ内側に施設をとりこもうという意志があつたと思われる。

区画施設は、柱列→築地→柱列となり、田類の城柵で創建時から築地であったのは志波

#### 肥沢城跡の概要

#### 徳丹城跡の概要

#### 3城の規模

#### 外郭南門

#### 庁城の規模

\* 徳丹城跡には遺構上不明な点が少なくない。特に外郭線各遺構の構造、遺構変遷や存続期間の問題などは、再調査の必要性を提示している。

## V 志波城跡をめぐる諸問題

城だけである。南門は、八脚門？→八脚門→四脚門と変遷し、徳丹城跡が他の城柵跡の例からも小規模化している。

正殿

正殿は、身合桁行6間あるいは5間で、胆沢城跡は掘立柱から礎石建に変わり、徳丹城跡も東脇殿が礎石建に建替えられていることから正殿も同様の変遷があったと考えられる。志波城跡に礎石がみられないのは専期間のせいであろうか。

以上概説的すぎたが、鎮守府である胆沢城跡とそうではない志波城跡とは、多くの点で共通することを確認できた。この共通点から、胆沢城が鎮守府のために特に設置された城柵ではないと考えるべきなのか、あるいは志波城が鎮守府級の城柵として造営されたとみるべきなのか、いずれにしても方八町規模や外部南門の五間門、庁城の築地から、外界との緊張関係と共に志波城には大きな期待が寄せられていたと考えられるのではないだろうか。そして志波城跡と徳丹城跡との間にみられる大きな差異は、志波城建置の803年から徳丹城建置の813年頃までのわずか10年間に、大きな政治的変革があったことを示すものと考えられる。

(八木光則)

引用文献 小幡執筆にあたり、それぞれの1979年以前の報告書によった。ただし「古代城柵官衙遺跡検討会資料」などにより、1980年調査の成果を引用したものもある。それぞれの出典は紙数の関係で割愛する。

なご本参考図は次の文献をもとに作成したものである。

- ・伯耆国府跡  
1978高市教育委員会「伯耆国府跡発掘調査(第5次)」
- ・下野国府跡  
1980大金宣光「下野国府跡」「第6回古代城柵官衙遺跡検討会資料」
- ・止道跡  
1973福島市教育委員会(高橋美久七編)「正道跡発掘調査概報」「福島市埋蔵文化財調査報告書」
- ・小郡道跡  
1971福岡県教育委員会(工楽善治編)「福岡県三井郡小郡道跡発掘調査概報」1967・68・70
- ・下本谷道跡  
1970下本谷道跡発掘調査団(堀谷章ほか編)『下本谷道跡-推定備後國三太郎街道の発掘調査報告』
- ・御子ヶ谷道跡  
1978藤枝市教育委員会「12-1 A・B地区(御子ヶ谷道跡)」「藤枝市埋蔵文化財発掘調査概報1-昭和52年度」
- ・宮尾道跡  
1974岡山県教育委員会(橋本忠司ほか編)「宮尾道跡」「中国経貿自動車道建設に伴う発掘調査」2
- ・城船衝造跡  
1979西条市教育委員会(小野忠編)「史跡城船衝造跡-昭和53年度発掘調査概要」
- ・八森  
1978八幡町教育委員会(佐藤裕法編)「八森遺跡-第1次・第2次発掘調査報告」
- ・多賀城  
1980宮城県多賀城跡調査研究所(後藤勝彦ほか編)「多賀城跡-政庁跡」
- ・鈴前城跡  
1980多賀城市教育委員会(高倉敏明編)「鈴前城跡-昭和54年度発掘調査報告」
- ・鶴生城跡  
1976刈谷城県多賀城跡調査研究所「鶴生城跡II-昭和50年度発掘調査報告」
- ・弘田櫛跡  
1980川原弘田櫛跡調査事務所(船木義勝ほか編)「弘田櫛跡-第23~30次発掘調査概要」
- ・胆沢城跡  
1979水沢市教育委員会(伊藤博志ほか編)「胆沢城跡-昭和53年度発掘調査概報」ほか
- ・徳丹城跡  
1980矢巾町教育委員会「徳丹城跡第18次発掘調査現地説明会資料」ほか

## 2 志波城跡と周辺遺跡の土器様相

### (1) はじめに

東北地方の古代土器の編年が、宮城県を中心になされてきたが、各地での発掘調査の増加にともない、各地ごとの土器文化が次第に明らかになり、地域単位の編年が必要性が高まってきた。岩手県内においては、おそらく南北3地域での編年が必要と考えられ、盛岡地域はその中央に位置するであろう。

小地域単位に上器様相がちがい、編年が可能であるということは、とりもなおさずその土器を生み出した文化的環境に地域性があることを示している。したがって、文化的環境の地域性を理解するには、まず小地域の土器様相を既知の時間軸の中でとらえ、そして、その様相がどのような空間的ひろがりと時間的つながりをもっているのかを検討することであろう。本章では、志波城跡の土器様相を現時点までまとめ、その時間的位置を明らかにして、周辺遺跡の土器様相。とりわけあかやき土器に表徴される盛岡地域の特性に言及しようと思う。

なお、志波城跡の土器群は、調査の比較的すめられた内城地区からの出土は少なく、郭内に分布する竪穴住居跡から多くの出土をみている。特に郭内西部を南北に走る東北縦貫自動車道用地内の調査（第1・2次調査）では、163棟を検出し、うち72棟を精査して多数の資料を得ているが、それらは略報や現地説明会資料で概要が報告されているだけで、細部について吟味できる段階はない。本稿では公表された資料に限定して稿をすすめていきたい。

#### 形態の分類基準

まず上器区分からのべたい。これまで須恵器と土師器とに区分されてきた土器の中に、須恵器でも土師器でもない無釉の土器群が明らかに存在することが近年明らかになってきた。この無釉の土器群を筆者らは「あかやき土器」と呼んでいる。あかやき土器は、須恵器の成形、調整技法を踏襲しながらも、土師器のように酸化焰で焼成された土器である。坏類は、環元焰焼成のものを須恵器、酸化焰焼成内黒処理のものを土師器、そして酸化焰焼成でも内面調整を施さないものをあかやき土器と、容易に区別することができる。甕類も酸化焰焼成のものが土師器とあかやき土器に区分されるはずであり、筆者はロクロ非使用の甕類を土師器、ロクロ成形甕類をあかやき土器とみている。

土器区分

甕類をロクロ使用の存否により区分することには異論も多いと思われるが、ロクロ成形甕の多くがあかやき土器坏の胎上、焼成、色調に似ており、調整も坏と同じく須恵器の技

\* あかやき土器の呼称は、一般に酸化焰焼成の土器をすべて含むが、本稿では、古代の土師器以外の酸化焰焼成の土器に限定して用いる。なお適切な用語ではないので、いずれかきかえたい。

法と基本的には変わりない。そしてまた、ロクロ未使用の段階からロクロ成形に完全に移行する段階までの間は、ロクロ未使用とロクロ成形の甕類が長期間共存しており、土師器製作者が数世代にもわたり、両者の甕を併行して製作していたとは考えられない。甕類のようにロクロ未使用からロクロ成形への移行が短期に行われ、共存する場合でも過渡的様相として表われていると対照的である。

このように、あかやき土器は須忠器の成形・調整技法と土師器の焼成技法を踏襲しながらつくられた土器であり、その新たな技法は甕類ばかりでなく甕類も製作対象にしていたと考えられるのである。このことについては後述する。

## 形態分類

次に形態および形状の分類基準について述べたい。なお甕類などの分類を明確にするため数値を使用したが、これは1個体ごとの法量を図上にドットして得られた数値である。

甕類は、甕・皿・盤・塊・人形甕に分類される。皿は甕より器高浅く、盤は甕よりも口径の小さいそば猪口様のものである。大形甕は甕を大きくした井様のもので、塊は人形甕の外傾のきつい形態である。これらのそれぞれの用途は不明であるも、法量的にそれぞれまとまっており、製作者が意図した形態——器種であると考えられる。

甕は、その器形から直線的なたちあがりをもつA類、全体が内湾し口縁部も内湾するB類、口縁部が外反するC類に大きくわけられる。また法量から底径の小さなI種(4.5~7.0cm)と大きなII種(7.0~9.5cm)とにわけられる。なお甕の口径や器高は、その数値のみで分類しうるほどの意味ではなく、外傾度として総括的に扱う方が効果的である。外傾度は、 $\text{器高} \div [(\text{口径}-\text{底径}) \times \%]$ で計算される。また体部下端から底面にかけて、ロクロ台から切りはなした後再調整するものもあるが、その部位は右図のとおりである。この再調整にはロクロだけでは回転ヘラケズリと、静止状態で不定方向あるいは一方向にヘラ

第12表 土器形態分類表

形 態	器 高	口 径	底 径	外 傾 度
甕	cm	cm	cm	
盤	—	合口部 9.0~12.0	—	—
坏	—	12.0~15.0	—	—
塊	—	15.0~20.0	—	—
坏	3.5~6.0	12.0~16.0	4.5~9.5	1.0~2.0
皿	2.5~3.5	12.0~16.0	4.5~9.5	~1.0
盤	5.0~7.0	9.0~12.0	5.5~7.5	2.0~
類	塊	6.0~8.0	15.0~20.0	7.5~12.0
	大形甕	6.0~8.0	15.0~20.0	7.5~12.0
甕	小形鉢	器高<口径 12.0~20.0	—	—
	鉢	器高<口径 20.0~27.0	—	—
	小形甕	12.0~25.0	12.0~20.0	—
	長胴甕	25.0~40.0	20.0~27.0	—
	小形壺	15.0~25.0	15.0~20.0	—

- \* 1 原則的にはロクロ成形上器に適用する。
- \* 2 甕類のうち、数値が複数の形態にまたがる場合はすべて甕とする。
- \* 3 高台のつくものは、台を除いた法量で分類する。
- \* 4 これらのはかに、盤・瓶などもみられ、また鉢なども細分される。

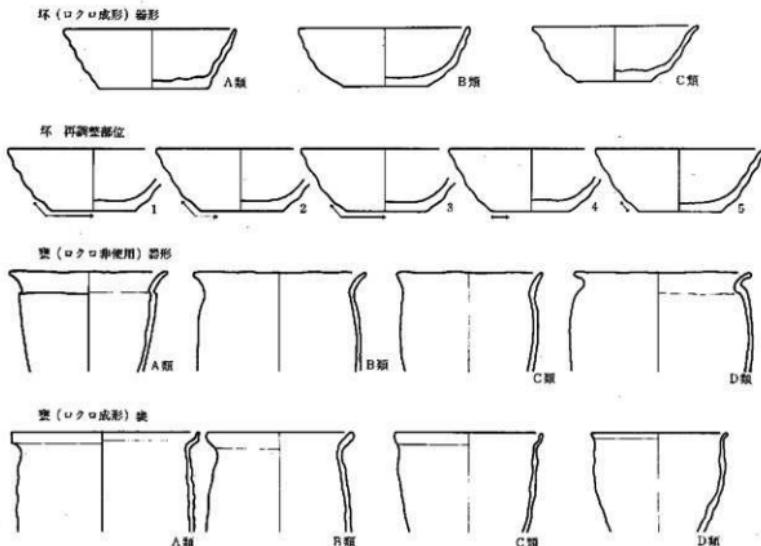
ケズリする手持ヘラケズリがある。共に胎土内の砂の移動が観察される。

蓋は、当然それをのせる環類が必要であり、合口部の径により、盤蓋・环蓋・塊蓋に分類される。それぞれの環類に合致する口径をもつものである。ただし环蓋の口径は、环皿・台付环（矮碗）に合致し、塊蓋は塊・大形环・台付塊・台付盤に合致し、どれとセットになるか確定できない。

第12表はロクロ成形上器に限るが、ロクロ非使用の蓋は小形蓋（器高12.0～20.0cm口径12.0～15.0cm）、長制蓋（器高25.0～40.0cm口径15.0～27.0cm）におおよそ分類できる。胴張形のものも蓋とした。口縁部の形状から、ロクロ未使用段階から残存する頸部に段を有するA類、段をもたずに外反するB類、ゆるやかであり大きく外反しないC類、口縁部が短く外反するD類、に分類される。

ロクロ成形のあかやき土器甕類も、口縁部の形状により、外反し口唇部を上方につまみあげるように挽き出すA類、単に外反するB類、外反し口縁上半が直口気味にたちあがるC類、短く外反するD類に分類される。A類はさらに挽き出しの強いものと弱いもの、また下方に大きく屈曲させるものなどがある。B類にはゆるやかに外反するものも含めた。C・D類は主に小形甕によくみられる形状である。

なお須恵器甕類は、計測可能なものが少ないので、法量ははっきりしないが、大形の大甕と中形の甕とに分類できそうである。



第37図 土器器形分類

## (2) 志波城跡の土器様相

## 坏類

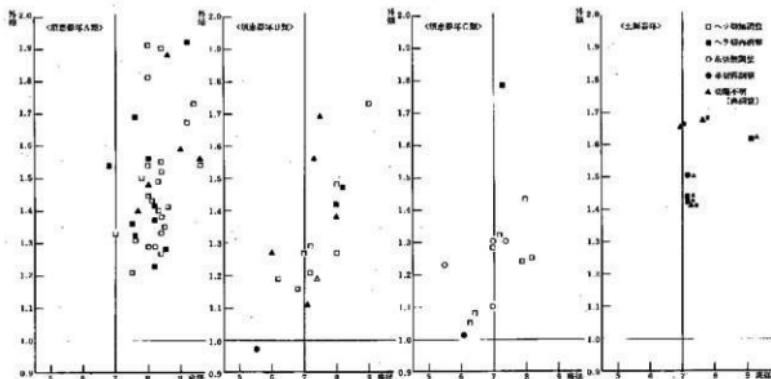
坏類は、須恵器およびあかやき土器が圧倒的に多く、全体の9割弱を占め、残り1割は土師器である。須恵器とあかやき土器の比率ははっきりしないが、概ね3:1になるようである。したがって坏全体のうち須恵器は3分の2を占めることになり、一般集落との差を示している。また内城地区からは、土師器、あかやき土器の破片はみられるも、ほとんどが須恵器であり、須恵器の使用率が他より高くなっている。

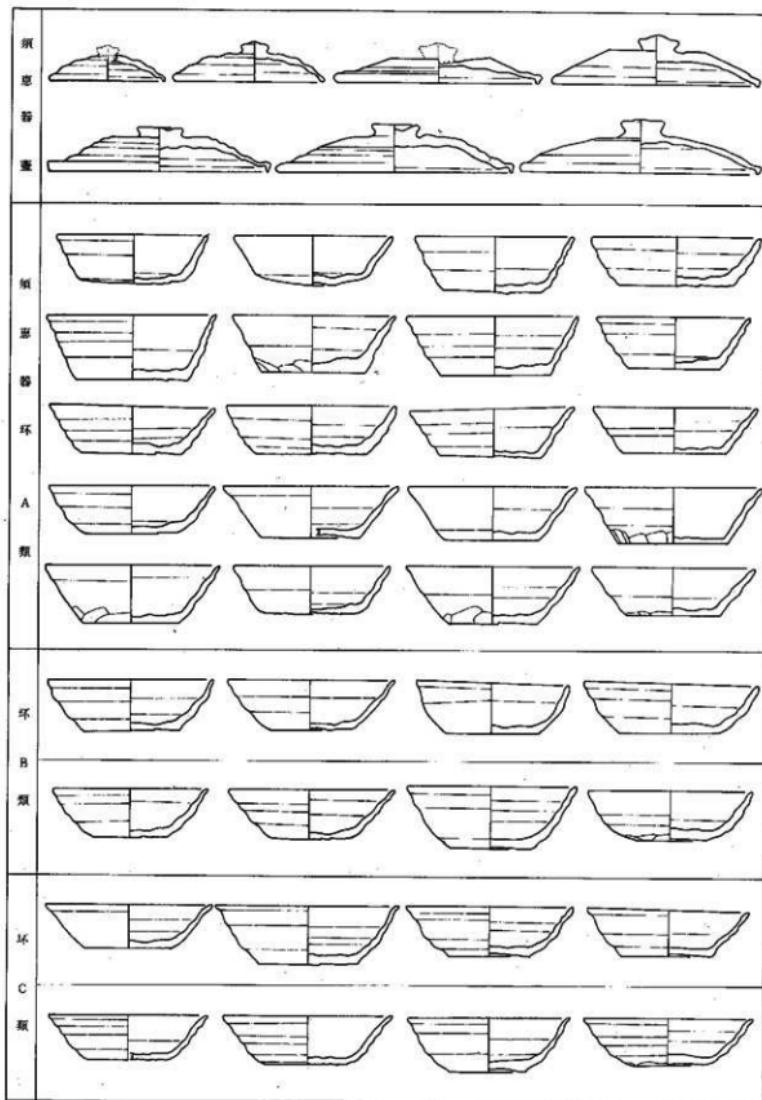
## 須恵器坏

須恵器とあかやき土器とは、器形や底部切離し技法に差がほとんど認められないこともあり、括しておべたい。須恵器（あかやき土器）坏の器形的特徴として、底部から口縁部まで直線的にたちあがるA類が半数以上であり、口縁内湾のB類が4分の1を占め、口縁外反するC類は少ない。そのC類もゆるやかな外反である。法量的には底径の大きなI種（7.0~9.5cm）が9割近くを、その中でも外傾中程度（外傾度1.2~1.6）が大半を占める。特にA類はI種のみで、外傾も他よりきつく、外傾度1.6以上の坏も少なくなく、後で比較するように、本遺跡の特徴となっている。またA類からC類に進むにつれ、底径の小形化と外傾の弛緩化の傾向が認められる。

須恵器（あかやき土器）坏の底部切離し技法は、ヘラ切りが4分の3を占めている。糸切りは1割ではほとんどがC類であり、A・B類では明かな糸切はきわめて少ない。グラフに示した個体以外も含めて体部下端や底部の再調整は約半数の坏にみられる。調整部位は体部下端から底部全面または周縁にかけて施されるものが最も多く、底部のみ、体部下端のみ、は多くない。また、技法は手持ちヘラケズリが回転ヘラケズリをわずかに上回っている。

第13表 志波城跡出土坏類





第38図 志波城跡出土須恵器蓋・坏 (1:4)

## VI 志波城跡をめぐる諸問題

志波城跡の环類のうちH倒的な量の須恵器（およびあかやき土器）环は、体部が直線的にたちあがるA類が多く、また底径が大きく、さらにヘラ切が主体を占め、再調整も約半数に施されるという特徴をもっているのである。

### 土師器环

これに対し、内面をヘラミガキし、黒色処理する土師器环は量的にも少なく、ほとんどのロクロ成形の环に再調整を施している。底部切離しは、半数が再調整のため不明であるが、ヘラ切と糸切がほぼ同率である。また器形的には一定しないが、底径7.0~8.0cm、外傾1.4~1.7と法量的にややまとまりをみせている。形状もA類かB類に限られ、C類はみられない。

ロクロ未使用の环も數点確認されている。丸底で、体部中央に明瞭な段をもたず、内面をヘラミガキし、体部外面をヘラケズリするものである。ただしこれらの出土状況は注意される。脚の短い高环脚部が内城建物跡から出土しているほかは、城櫓築営以前の遺構出土（S D572・S I011）であったり、住居跡のかまどそで（G I09・E C62住）などからの出土であったりするからである。第14・16次調査では、城櫓築営以前の豎穴式住跡も検出されており、ロクロ未使用の环が、築営後に製作使用されていた可能性は低いようである。

### 須恵器环類

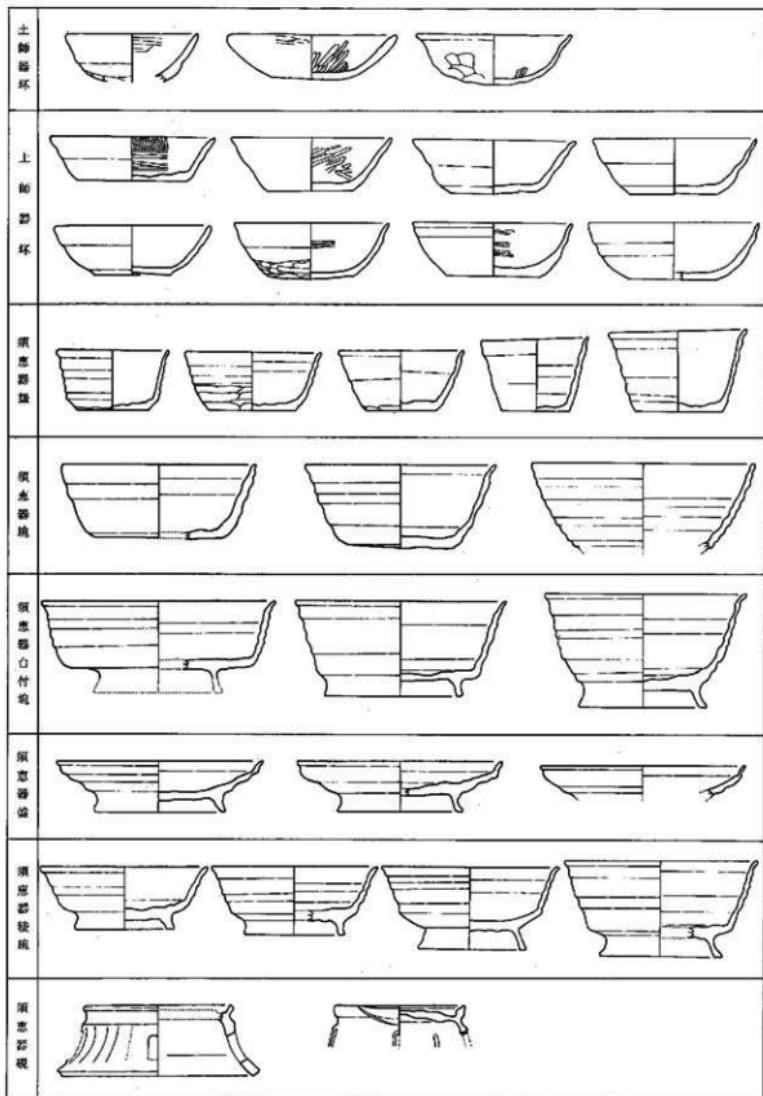
他の須恵器（およびあかやき土器）环類は量的に多くない。皿はほとんどみられず、盤・塊も少ない。盤は、体部が直線的にたちあがる器形が多く、体部下端に縁をもつものもみられる。体部下端から底面にかけては、回転～手持ヘラケズリの再調整がなされており、环とはほぼ同じ技法である。

この盤と対をなす小口徑の蓋もある。塊は法量的なまとまりがみられないが、ヘラ切無調整や手持ケズリのものもあり、环と変わりない。口徑が塊と対をなす蓋もある。この塊蓋は、肩の断面が直線的で接線の明瞭なものと丸味をもつとのとがみられ、量的には前者が少ない。共に宝珠様のつまみを有している。また、口縁部の屈曲の深いものと浅いものがあるが、肩部の形状と相関しない。ロクロ成形後の再調整はすべて回転ヘラケズリであるが、天井部から体部上半にかかるもの、天井部のみのもの、体上半のみのもの、また全く調整しないものがあり、肩の明瞭な蓋には天井部から体部上半にかけての再調整がみられるが、丸味をもつ蓋では一定していない。なお环の口徑に対応する蓋は出土していない。

高台を付す环類には、台付环（棱塊）、台付盤、台付塊がある。台付环は体部下半に大きな屈曲部をもつといわゆる棱塊である。体部は直線的にたちあがり、口縁部が外反する。再調整は、体下半の屈曲部下を回転ケズリし、高台を付した後、底外面を回転ケズリするが、再調整を施さないものもみられる。台付盤とした器種は、皿よりも口徑が大きい。底面から体部まで明らかな境をもたずしてゆるやかにたちあがり、口縁部で大きく屈曲するものである。この特徴は、他の环類や台付环類にみられず、また高台の付かない盤だけの器形もない。台付塊は1個体ごとに器形差が認められる。これらも基本的に环と同じ技法によってつくられているものである。

このほか、容器以外のものとして円面碗がある。これには、土師器やあかやき土器は使われず、須恵器ばかりである。なおあかやき土器を除く須恵器环類には、自然釉のかかるものはほとんどなく、褐色（くすべ色）のほかに灰白色や橙色を呈するものも少なからず存在し焼成的にはあまさがある。

2 志波城跡と周辺遺跡の土器様相

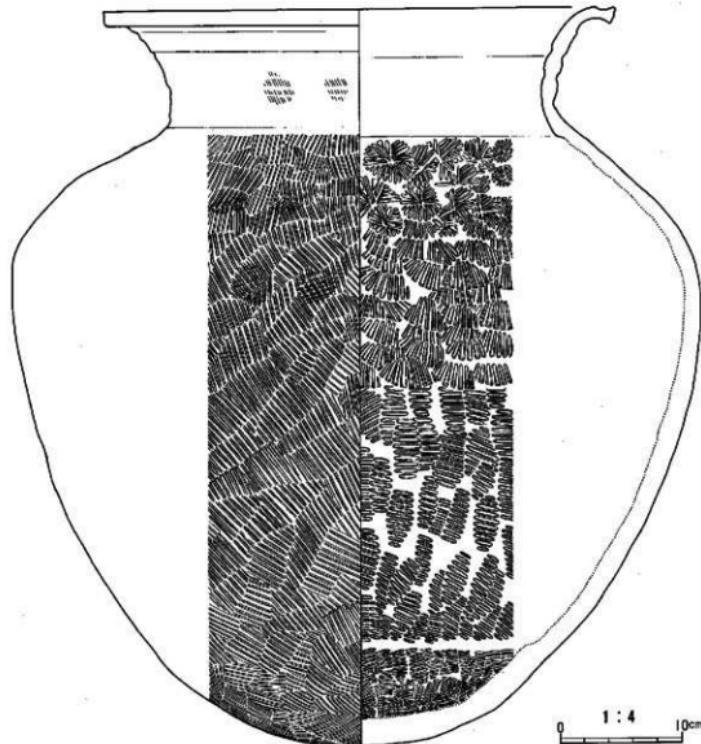


第39図 志波城跡出土土師器・須恵器・环類 (1 : 4)

## 壺類

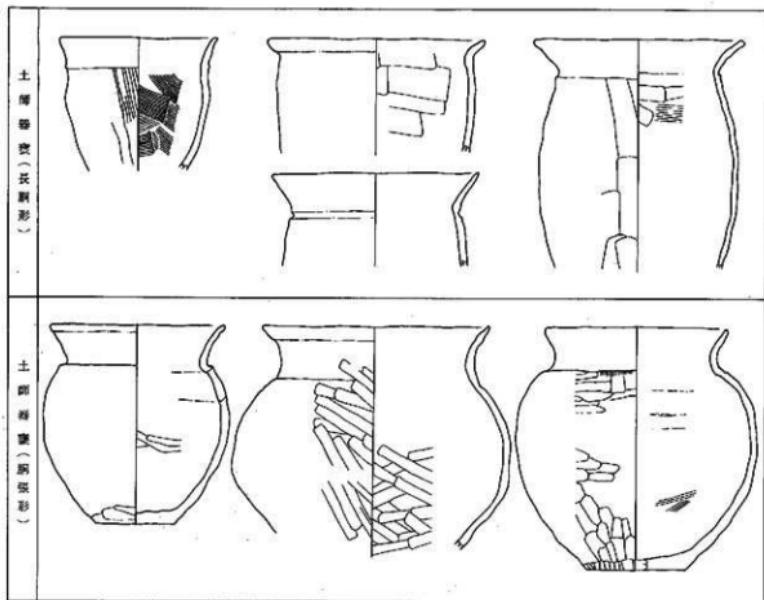
## 須恵器大甕

くすべて色を呈する須恵器壺類は、1926年に外郭東辺北部で耕作中に出土した大甕がはじまりしているだけで、あまりよくわかつていない。この大甕がどういった遺構に伴うものか不明であるが、器高60.5cm口径42.0cmで丸底である。体部外面を平行叩き、内面上半を蓮瓣文、下半を平行あて工具でたたきしめ、口縁部のみをロクロ成形する(第40図)。このあて工具は径0.5cmの円筒形で端部に蓮瓣文、体部に平行文を刻んだものである。このほかの大甕は小片ばかりであるが、体部外面の平行叩き、内面の青海波や平行あて工具がみられる。



第40図 志波城跡出土須恵器大甕

クロ非使用の土器器の變類には長胴窓と胴張窓がある。長胴窓は口縁径が体部径よりも大きいのが一般的であり、胴張窓は、体部中央付近に最大径を有する。胴張窓よりも長胴窓の量が多いが技法的に両者の差はほとんどない。口縁部形状も頸部に段を有するものと単純に外反するものとが共存し、後者が主体を占める。口縁部に数条の沈線をめぐらすものはみられず、頸部の形式的な段をもつものも少ない。また短かく外反するものはみられない。調整は、口縁部内外をヨコナデし、体部外面をケズリやヘラナデで、内面をハケメやヘラナデ調整している。底部は不明である。



第41図 志波城跡出土土器窓

**あかやき土器群**

ロクロ成形のあかやき土器の窓類には、小形窓、窓、鉢がある。小形窓は出土量も少ないようである。底部切離しはヘラ切りのものが数点みられており、さらに体部下端のみ、あるいは下端から底面まで手持ちヘラケズリしている。口縁部形状は、「ノ」の字状にたちあがるか、外済し、口唇が短かくひき出されるものはみられないようである。

窓は長嗣窓で、最大径が口縁部にある。口縁部形状は、直線的に屈曲する頸部をもち、口唇部を上方に短かくひき出すものが多く、単純に外反するものがそれに次いでみられる。「ノ」の字状にたちあがるものや短かく外反するものはないようである。調整は、口縁部外面はロクロ目だけのものが多いが、平行タタキ目を消すロクロ目のものもみられる。体部外面も、ロクロ目だけあるいは平行タタキの後のロクロ目のものとがあり、その後に体部下半をヘラケズリしている。すなわち輪づみ→タタキ成形→ロクロ成形→ヘラケズリという過程で製作されるのであるが、タタキ目のないものやヘラケズリされないものもある。口縁部内面の調整は、ロクロ目だけのものが多く、中にカキメの施されるものもある。体部内面はヘラナデである。

鉢などの器種は少なく、ロクロ成形のみの鉢上半がみられるだけである。口縁部は折りかえしたように肥厚する。

**土器群の共存性**

本遺跡出土の土器群は、概ね以上の通りである。そしてこれらの土器群にどの程度の時間幅を考えることができるのかということについて考えてみたい。

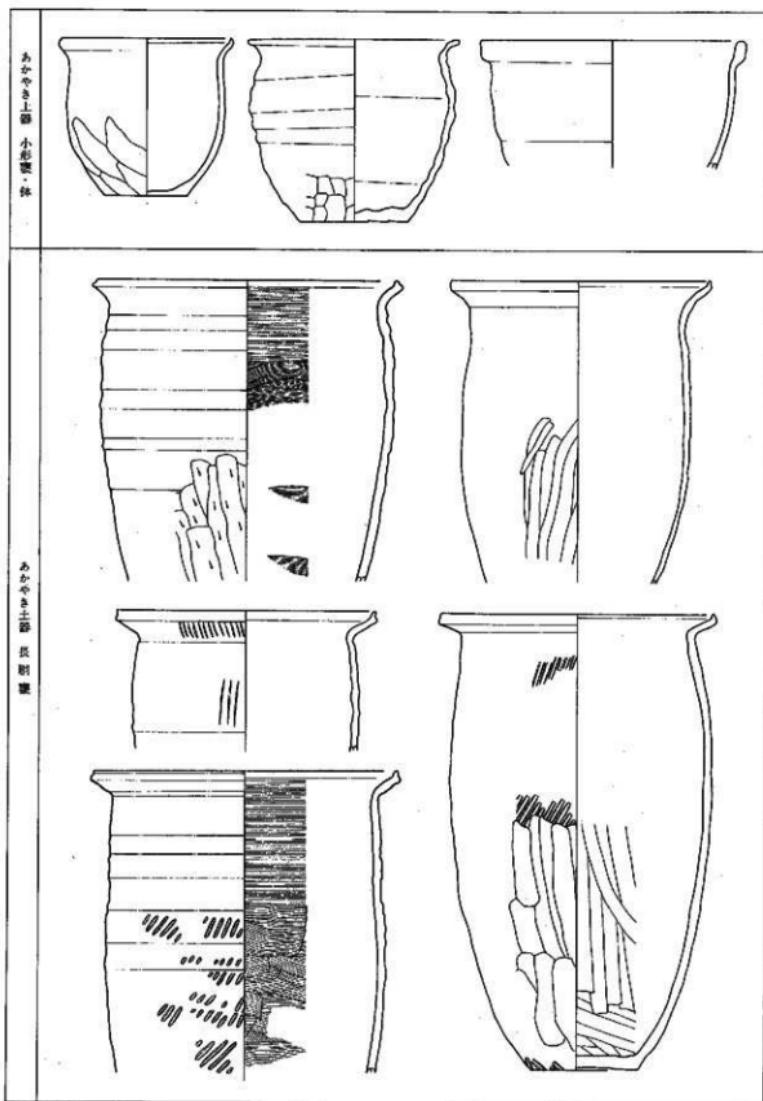
土器群の中で上限を求めるとなると、ひとつはロクロ未使用の土師器環であろう。明瞭な段を有しないこの丸底の环は、宮城県でいう国分寺下層式に相当するもので、8世紀後半に位置づけられている。ところで前述したように、これらの环のほとんどが、城櫻築営中、もしくはそれ以前の遺構、施設から出土しており、築営後に使用されていたとは考えにくいのである。またヘラ切りの須恵器环も上限を考える上で参考となるが、再調整技法など糸切りのものとほとんど変わりなく、ヘラ切りと糸切りとが共存していたと考えるべきであろう。たしかに糸切りは环C類にのみ確認され、新しい要素ともいえるが、多くはヘラ切りと共伴している。さらに無調整のものと再調整を施すものとも、器形が同じであり共存していたと考えられる。あかやき土器環やロクロ成形の上部器環についても、基本的には共存していたとみてさしつかえないであろう。他の环類も数点しかない台付盤を除けば相似の形状、技法である。

窓類についても、個別的には口縁部形状と調整技法との組みあわせに明らかな一線はなく共存の可能性が高い。ただし須恵器、土師器、あかやき土器相互間に环のような相似性を見ることができない。これは三者がそれぞれ独自の製作手法によっているため、三者が共存していても矛盾はないであろう。この点については他遺跡との比較によって共存性をとらえていこうと思う。

このように本遺跡の土器群は、ロクロ未使用の土師器環を除けば相互に共存している可能性が高い。なお基本的には、その出土状態から共存性を検討すべきであるが、少なくとも第3~17次調査では、方八丁土器群の共存性を否定する資料は何もない。

**共存する土器群**

2 志波城跡と周辺遺跡の土器様相



第42図 志波城跡出土あかやき土器類

## (3) 胆沢城跡の土器様相

## 胆沢城跡創建期の土器様相

胆沢城は802年の造営である。この胆沢城跡の発掘調査は1974年から年次計画で進められ、多くの成果が示されている。そして外郭線の追跡の中で、9世紀代は2期の遺構変遷をもつことが指摘されてきた(1977水沢市教委)。まず創建期であるI(A<sub>1</sub>)期は、門やぐら、堀地、堀地内側の地割溝(南門部では堀地外側にもみられる)などの外郭遺構があり、II(A<sub>2</sub>)期には地割溝が埋められ、新たに門やぐらの外側で突り出す大溝が掘削されている。調査者の伊藤博幸氏らは、I(A<sub>1</sub>)期を9世紀初~中葉、II(A<sub>2</sub>)期を9世紀後半に位置づけている。

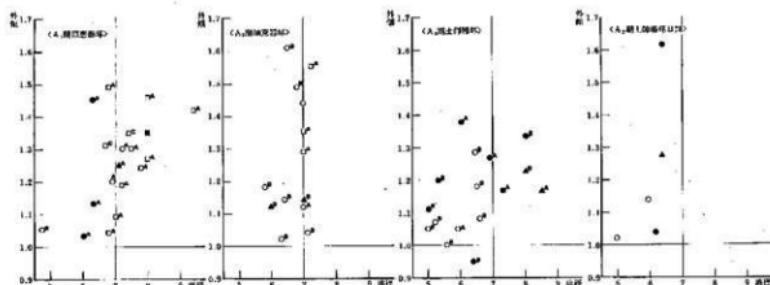
本稿では、遺構変遷の位置づけが明確なI(A<sub>1</sub>)期の地割溝とII(A<sub>2</sub>)期の大溝から出土した土器をとりあげて比較資料としたい。なお胆沢城創建期には、あかやき土器の环類はない。

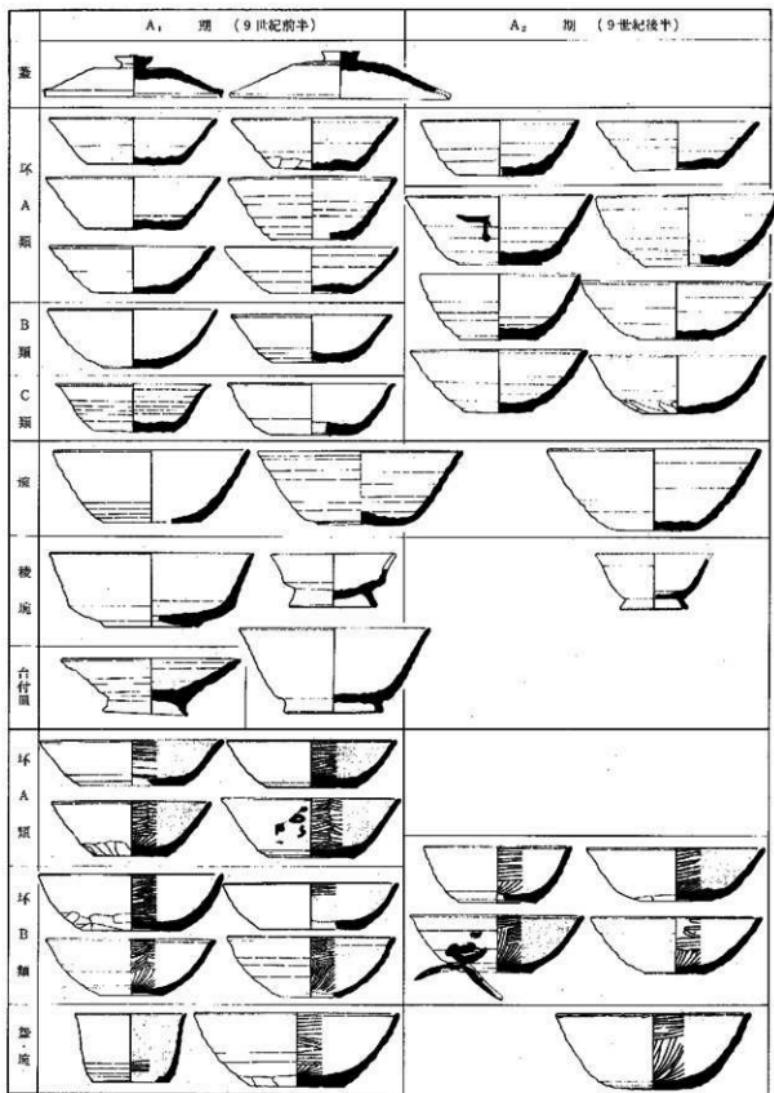
## 須恵器環

まず須恵器環であるが、I(A<sub>1</sub>)期は底部から口縁部まで直線的にたちあがるA類が多く、また内湾するB類は例外的となる。底径は6~8cmにはばまとまっている。外傾度の強いもの(1.6~2.0)はほとんどなく、中小程度のもの(1.0~1.5)が主体を占める。底部の切離しは、ヘラ切りがほとんどで、糸切りは少ない。体部下端から底面にかけての再調整は、3割程度で多くはない。手持、回転ヘラケズリは同数である。II(A<sub>2</sub>)期になると、内湾気味のB類が主体を占めるようになりA類は減少する。また底径も7cmをこえるものは消滅してしまう。底部切離しも、ヘラ切りは1点のみで、ほとんど糸切りとなる。内調整を施すものも稀となってしまう。

他の須恵器环類では、台付环(後塊)はI(A<sub>1</sub>)期に1点みられ、体部下半に接をもち、上半が外反する器形である。蓋もA<sub>1</sub>期にみられ、すべて宝珠様のつまみをもつが肩が明顯なものと不明瞭なものとがある。鉢、台付盤に相当する器種はI(A<sub>1</sub>)、II(A<sub>2</sub>)期とともに出土していない。

第14表 胆沢城跡出土环類





第43図 胆沢城跡出土環類 (1:4)

## V 志波城跡をめぐる諸問題

### 土師器環

土師器環は I (A<sub>1</sub>), II (A<sub>2</sub>) 期を通して内湾気味の B 類がほとんどで II (A<sub>2</sub>) 期は B 類ばかりとなる。底径は I (A<sub>1</sub>) 期が 5~8.5cm, II (A<sub>2</sub>) 期が 5~6.5cm と小量化する。底部切離しもヘラ切り 1 点のみで、ほとんど糸切りである。再調整では、I (A<sub>1</sub>) 期に糸切り後、回転ヘラケズリするものがほぼ半数みられ、手持ちヘラケズリは多くない。II (A<sub>2</sub>) 期になると糸切り無調整がやや多くなる。なお層位的に検討の余地を残すが、ロクロ未使用の环もみられる。

### 土師器甕類

土師器甕類は、ロクロを使用しない “7 VAT タイプ” のものがあるが、全器形を復原しうる資料はまだない。この甕は I (A<sub>1</sub>) 期にのみみられるもので II (A<sub>2</sub>) 期では消滅してしまう。口縁部内外をヨコナアシ、体部外面をヘラケズリするもので、頸部に段を有するものと体部からゆるやかに外反するものがある。

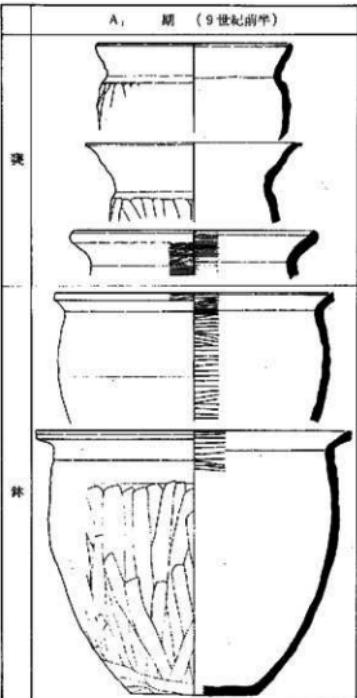
また、内面をヘラミガキし、黒色処理する体がある。これはロクロ成形で、外面はヘラケズリのものもみられる。

### 須恵器甕類

須恵器甕類は、胴部がまるく張り、口頸部がしまり、外反する口縁端部が上方に挽きだされる器形である。タタキ工具は平行、アテ工具は同心円（円筒形工具の円形端部をあてるもの）、青海波などがある。口縁部外面に波状撻描文が施されるものもみられる。I (A<sub>1</sub>), II (A<sub>2</sub>) 期の差はよくわからない。

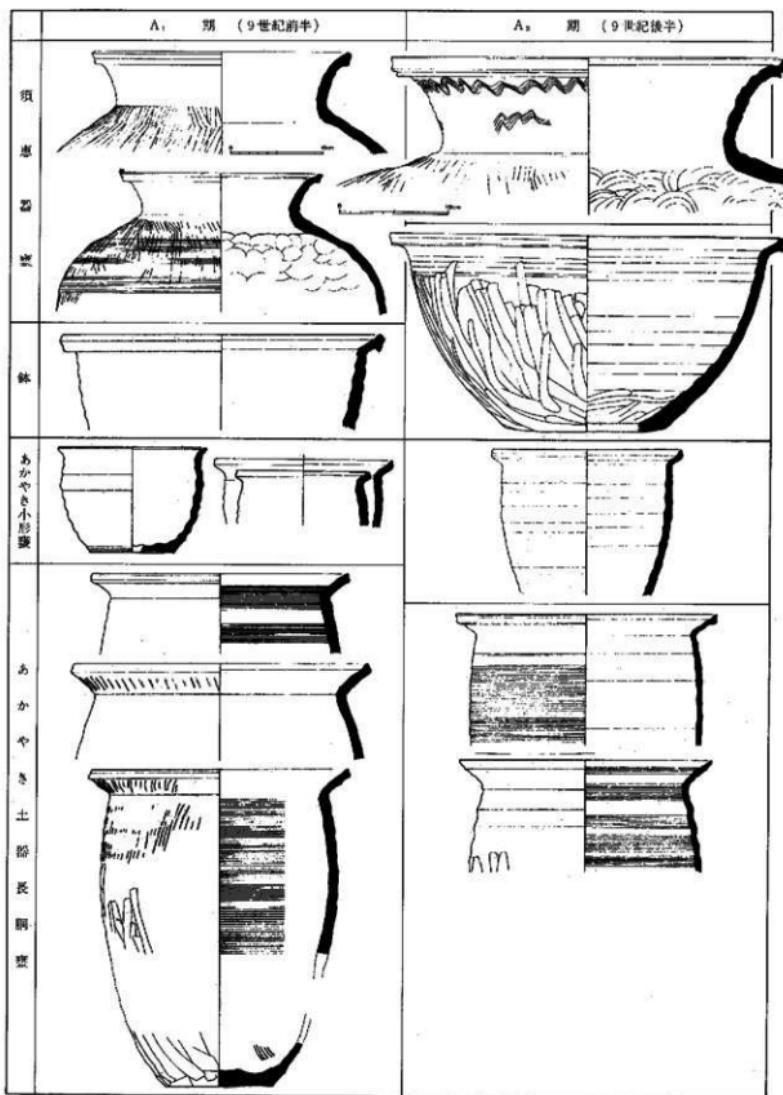
さらに報告者が須恵器甕として扱っている長胴の甕は、瀬谷了窯跡に出上例があり、色調は白橙色～赤橙色を呈する還元炎焼成のものであるが、その成形や調整は前述のあかやき上器甕と共に通している。この長胴甕は、基本的に輪づみ→タタキ→ロクロ成形→

- 伊藤博幸氏らのいう “7 VAT タイプ” を和訳すると、“奈良時代の薙呂井式” である。しかしロクロ未使用だけではなく、非使用の土師器をも含める名詞としては考古学用語上不適切である。



第44図 胆沢城跡出土土師器甕類 (1:4)

2 志波城跡と周辺遺跡の土器様相



第45図 胆沢城跡出土甕類 (1:4)

## V 志波城跡をめぐる諸問題

体部外面ヘラケズリ、体部内面カキメ・ヘラナデ・ナツケという工程でつくられるものである。タタキ成形はⅠ(A<sub>1</sub>)期に限られ、Ⅱ(A<sub>2</sub>)期にこの手法は消滅してしまう。

このほかに小形鏡や鉢がある。内面無調整で、体部外面をロクロナデのままあるいはヘラケズリするものである。底部切離ははっきりしない。これらはタタキ成形でなく、Ⅰ・Ⅱ期の差は判然としていない。

### 胆沢城跡と志波城跡の土器様相の比較

#### 环類の比較

この胆沢城跡出土土器群と志波城跡出土土器群の時間的関係についておきたい。まず环類であるが、志波城跡出土の須恵器環は、A類が多く、底径が7cmをこえるものがほとんどであること、ヘラ切が多いが糸切も含まれること、体部下端から底部にかけて再調整を施すものが多いこと、などの特徴がある。胆沢城跡の須恵器と比較すると、Ⅰ(A<sub>1</sub>)期の様相に類似している。Ⅱ(A<sub>2</sub>期)の須恵器は、B類主体で底径7cm以下、糸切無調整が主流を占めており、志波城跡のものとは明らかな相違を示している。ただ志波城跡の方が外傾度きつく、A類がほとんど7cm以上の底径であることは、胆沢城Ⅰ(A<sub>1</sub>)期よりやや古い様相をもっている。

上師器環は、志波城跡が、底径7cmをこえ、A・B類が混在し、ヘラ切があり、ほとんど再調整されている。これに対し、胆沢城Ⅰ(A<sub>1</sub>)期のものは、7cm以下のB類が多く、ほとんど糸切で、無調整のものもあり、Ⅱ(A<sub>2</sub>)期には底径の小径化、B類の主流化がより進んでいる。つまり、土師器環は、強いて共通性をみいだすなら、Ⅰ(A<sub>1</sub>)期に近いが、志波城跡の上師器環が須恵器環に器形的に共通しており、かなり相違がみられる。地城差あるいは時間差が考えられようが、器形変遷上、志波城跡の方が、やや古いといえよう。他の环類は比較しうる資料が僅少である。

#### 變類の比較

一方變類は、ロクロ非使用の土師器が志波・胆沢両者にみられる。胆沢城Ⅱ(A<sub>2</sub>)期にはこのロクロ非使用のものは消滅する。志波城跡周辺では、後述するように新しい時期まで存続するが、志波城跡には口縁部が頗かく外反するものではなく、胆沢城Ⅰ(A<sub>1</sub>)期の器形に共通している。ロクロ使用のあかやき土器類も、Ⅰ(A<sub>1</sub>)期のものに類似する。ただし、タタキ成形が胆沢城Ⅱ(A<sub>2</sub>)期で消滅するのに対し、志波城跡周辺では、やはり新しい段階まで残存しており、若干の差異がみとめられる。

このように、志波城跡出土の土器群は、胆沢城跡のⅠ(A<sub>1</sub>)期に類似しており、胆沢城創建の9世紀前半の年代がうえられ、また文献にみえる志波城造営の9世紀初頭という年代とも一致するのである。

ところで、いくつかの問題も提起された。ひとつは、环類では志波城跡の方がやや古いのではないかという問題である。しかし、胆沢・志波両者の前段階と考えられているのは土師器ではロクロ未使用の段階であり、須恵器環では底径が大きくヘラ切無調整の段階である。志波城がこの段階にまでさかのぼることはありえない。したがって現時点では両者の土器群は同一型式として扱われるべきであろう。ただ仮説としては、土器群の年代幅の差を考えることができると思われる。胆沢城Ⅰ(A<sub>1</sub>)期の年代幅と志波城の年代幅の差、つまり志波城存続が9世紀初頭に限定されるのではないかと思われる所以である。

問題の二点めとして、胆沢城跡と志波城跡周辺の地域性についてである。特にロクロ非使用の上師器縦類とあかやき上器縦類のタタキ成形の存続は、後述するように2型式の時間差がみられる。そして新しい段階のロクロ非使用の裏は口縁部が頬から外反し、胆沢・志波二者の縦と異なってきている。これは、土器生産が胆沢・志波両城の創建期ではほぼ同じように行われ、9世紀後半以降それぞれの地域で独自の土器生産が展開されるようになったためと考えられる。

また、あかやき土器では、縦類が両者一致するも、環類は胆沢城にみられず、異なる土器組成を示している。これは胆沢城跡周辺の「上師質土器」の出現前に志波城のあかやき土器が生産流通していたことになり、あかやき土器の出自にも関連するものと思われる。

#### (4) 志波城跡周辺の土器様相

志波城跡周辺の古代遺跡の発掘調査は多くなく、資料の集積はまだ不充分である。その中で比較的まとまった資料を提供している杉ノ上遺跡群と百目木・林崎遺跡の土器様相をみてみよう。

##### 杉ノ上遺跡群

杉ノ上遺跡群は、徳丹城の南約4.5kmにあり、北上川西側の中位段丘上に立地する。この中位段丘上は西からの北上川支流によって解析され、景観上いくつかの段丘に分断されている。その段丘ごとに古代の遺跡が分布しており、東北新幹線建設に先立つ調査によって杉ノ上I~III遺跡で竪穴住居跡などが確認されている。本項では竪穴住居単位の上器様相を様式別に概観する。

〈第1様式〉II-B J56住居跡。环類では、口縁部外反し系切無調整の上師器環と体部が直線的にたちあがるヘラ切無調整あるいはヘラ切底面周縁を手持ヘラケズリする須恵器環とが共伴している。須恵器環は外傾がゆるやかで底径も7cmをこえない。縦類では須恵器の裏が4点あり、うち3点は丸底で口唇部が上下に挽きだされ、体部上半に最大径をもつもので、体部外面に平行・格子のタクキ目、内面に同心円文、青海波、蓮唐文のあて工具痕がみえる。あかやき土器はロクロ成形の口縁部に最大径を有する長胴縦で、口唇部下半の挽きだしは強くなく、体部外面下半をヘラケズリ、内面をカキメで調整している。

この住居跡出土土器は志波城跡出土のそれに共通するものである。

〈第2様式〉II-G B03住居跡。环類では系切無調整の上師器環とあかやき土器環とが共伴する。縦類では、外面ヘラケズリ内面ヘラナテ調整のあるロクロ非使用の上師器とロクロ成形で系切のあかやき土器が共存している。

〈第3様式〉III-E B50・E D03住居跡。环類では、系切無調整が大部分で1点のみ手持ヘラケズリするあかやき土器環があり、土師器環や須恵器環がわずかながら共伴する。縦類はロクロ成形のあかやき土器が主体を占め、長胴縦・小形縦とおして口唇部が上方に挽きだされ、小形縦では系切無調整が一般的である。ロクロ非使用の土師器はみられない。

杉ノ上第1様式

杉ノ上第2様式

杉ノ上第3様式

## 杉ノ上第4様式

〈第4様式〉 II-G D50・III-E D50住居跡。環類はすべて糸切無調整のあかやき土器で、口縁部外反するものが多い。甕類もあかやき土器甕が主体を占め、口縁の外方への肩曲は小さくなる。ロクロ非使用の口縁が短く外反する土師器甕も出土している。

I-C A59住居跡。環類はほとんど糸切無調整のあかやき土器甕である。器形は体部下端が凹み、体部から口縁部にかけて直線的に外反する特徴をもっている。わずかに共伴する上師器甕もは同じ器形である。なお甕類の出土はない。新しい要素もあるが、応第4様式としておきたい。

以上、杉ノ上遺跡群検出の堅穴住居跡出土資料を概観してきたが、遺物量は少なく、それぞれの特徴を明確にしがたい。そこで比較的出土量が多く、各様式に比定できる遺跡の資料をみてみる。

## 杉ノ上窯跡

杉ノ上遺跡群に含まれ、中位段丘の比高5mの東側斜面にある。菅野義之助氏らにより注意されていたが<sup>\*</sup>、先年斜面を切る小農道の開削により窯体の一部と思われる焼土や窯壁の破片が露出し、2基以上の穴窯の存在が推定された。ここに紹介する資料は灰原およびその周辺の表面採集によるものである。<sup>\*\*</sup>ただし第46図は小片からの図上復元で法量は正確といいがたい。

## 杉ノ上窯の环類

1・2は蓋で、1の口縁部の肩曲が小さいもので、殆ど自然釉が、かさね焼きにより環状に付着する。2は天井部を回転ヘラケズリするもので、外面にうすく自然釉がかかっている。3~6は甕である。3は体部が黄褐色で底部が灰白色を呈し、底部切離しは糸切無調整である。この色調と糸切は表採品の中で唯一の例である。4・5はヘラ切無調整でやや厚手で、底径が大きい。6もヘラ切無調整で、窯味の一部が崩れ融着しており、かなり変形している。4と6は自然釉がかかり、5は火だすきが残っている。共にくすべ色である。7は橙色系を呈する高台付甕で、全体に丸味をもち、高台をつけた後もヘラケズリせず、ロクロナデしているだけである。

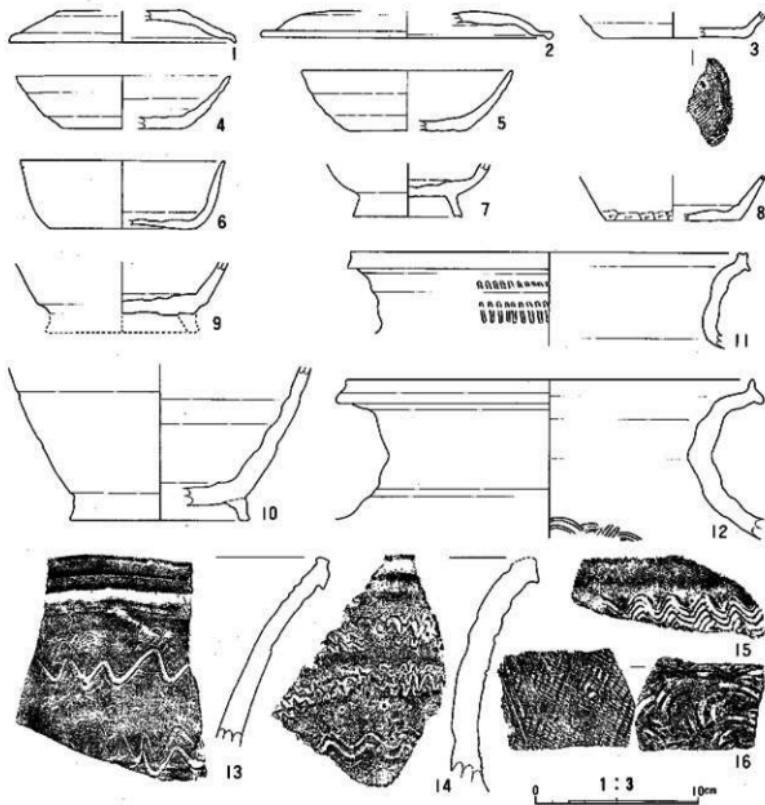
## 杉ノ上窯の甕類

8は小形甕の底部で、体部下端から底面全面を手持ケズリしている。9も小形甕の底部で、底面はヘラ切無調整で、わずかにロクロナデでつけられた高台ははがれてしまっている。8・9は灰白色を呈する。10は瓶~甕の底部で、高台を付す。高台をつけた後ロクロナデで整えているだけである。体部内面以外は自然釉が比較的厚くかかっている。11・12は甕の口縁部で、11の頸部外面に平行タタキ、12の体部外面は自然釉のためはっきりしないが、体部内面に青海波・平行アテ工具痕が観察される。13~15は甕の口縁部で、波状の彫刻文がみられる。15は頸部である。16は外格子目タタキ、内面青海波アテ工具痕である。

れんぐうちん  
このほか、平行タタキはみられるが迷蘿文は確認されていない。

\* 1936菅野義之助「郷土に於ける『日本研究』の近状(3) -特に陸奥移民開拓史の概要と志波城址を推定する迄の仕方に就いて」『史論』6卷2号。

\*\* 一部相原康二・八重樫良弘氏らの採集品と実測図もあわせて、尚氏のご好意により報告する。



第46図 杉ノ上窯跡採集須恵器

なおこれらの須恵器は全般に焼成が良好で、やや焼きのあまい志波城跡や徳丹城跡のもとのとは異なっている。

#### 上平沢新田遺跡

杉ノ上窯跡の西南西約4kmの中位段丘上に立地する。東北自動車道建設に先立つ岩手県教育委員会の調査により、平安期の11棟の竪穴住居跡などが調査された(1980岩手県教委)。このうち、ヘラ切須恵器環を伴出す住居跡は1・2号である。

1号住居跡では、須恵器環14点のうちヘラ切無調整が3点、糸切無調整が11点。器形は、共に体部下半が湾曲しながら直線的にたちあがるもの、あるいは口縁外反する例が多い。また底径も7cmをこえない。これらと共に糸切の台付塙がみられる。ロクロ非使用の土師

1号住居跡

## VI 志波城跡をめぐる諸問題

器は頭部に段をもたずに口縁外反するものである。ロクロ成形のあかやき土器小形甕は底部糸切無調整のものである。須恵器長頸瓶は球形の体部と長頸部を単純につなぎあわせている。甕は平行タタキと青海波アテ工具で成形されたものである。

### 2号住居跡

2号住居跡は、ヘラ切無調整で体部が直線的にたちあがり、底径が7cmに近いものである。ロクロ非使用の甕は、頸部に段をもつもの、段をもたずに外反するもの、ゆるやかに外反するものがみられるが、口縁が頗る外反するものはない。

このように、2号住居跡出土土器は、志波城跡に近い内容であり、1号住居跡は明らかに志波城以後のものであり、次にのべる百目木遺跡の土器様相との中間に位置するものであろう。また七器師やあかやき上器環がほとんどみられず、須恵器が使用されていることは、杉ノ上窯も含め、在地生産によって供給されていたと思われる。

### 百目木遺跡

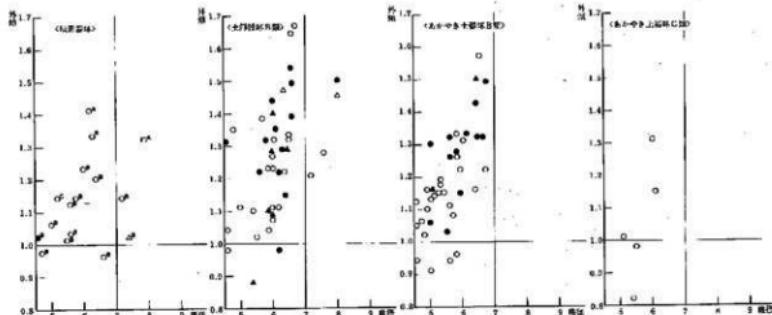
志波城跡の南東約5kmに位置し、北上川と零石川の旧河道で形成された沖積微高地上に立地する。郡南村教育委員会の調査により80件の堅穴住居跡が検出された（1979郡南村教委）。この住居跡群は概ね2期にわけられ、1期は土器製作にロクロを使用しない國分寺下層式に併行する38件、2期は土器様相がほぼ單一な33件でロクロ成形が普及している段階のものである。本稿でのべるのは2期の上器様相で、前述の杉ノ上遺跡群第2様式に比定できると考えられる。

### 环類

环類は、須恵器・土器・あかやき土器の比が1:3:3と、土器とあかやき上器の占有はほぼ同率である。須恵器环は1点が再調整されるほかは糸切無調整で、底径は7cmをこえるものは少なく、また器形も口縁部が内済気味のB類がほとんどである。土器環はすべてB類の器形で、ほぼ半数が再調整されている。底部切離技法はヘラ切がみられずすべて糸切と考えられる。底径が7cmをこえるものは少ない。あかやき上器環もB類が主体を占め、口縁部外反するC類が若干みられる。糸切であるが、B類の环の3分の1に再調整がみとめられる。やはり底径が7cmをこえるものはない。

高台付环は、点数は少ないが土器に限られ、口縁外反する器形が多く、1点は内外と

第15表 百目木遺跡出土环類



も黒色処理されている。

表類は、ロクロ非使用のものが7割を占め、残り3割をロクロ成形のものが占める。ロクロを使用しない上器類は小形甕（器高12~20cm口径12~15cm）と長胴甕（器高25~40cm口径15~27cm），それに胴張甕とにわかれれるが、その8割は長胴甕である。長胴甕の口縁部は短かく外反するものが大半で、次いで頸部に段をもたずに外反するものがみられ、そして後者が口径15~20cmのものに限定されるのに対し、前者は17cm以上特に20cm以上の大きめの器形と強い相関関係がある。頸部に段をもつ口縁部はほとんどみられない。

ロクロ成形のあかやき上器も3器種にわかれれるが、小形甕が約半数を占め、長胴甕は少ない。タタキ成形は鍋（鉢）以外にはみられない。口縁部形状は、上方に挽きだされるもの、単純に外反するものが多く、口唇部が直口となるものがそれらに次ぐ。この点でロクロ成形と非使用の甕類に共通性はみとめられず、製作者そのもののちがいを認めざるを得ないであろう。

### 林崎遺跡

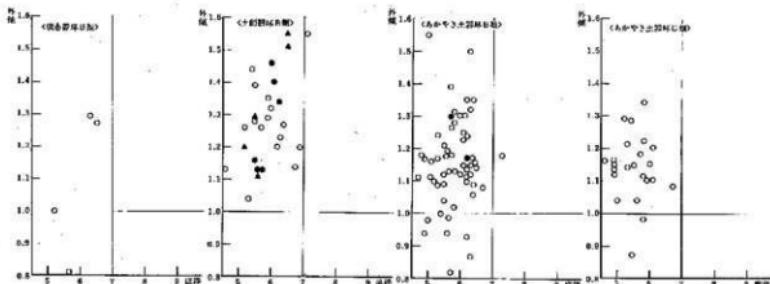
林崎遺跡については本報告書でも記述してきたとおりである。本遺跡資料は杉ノ上遺跡群第3様式に比定できよう。

環類は、須恵器・土師器・あかやき土器の比が1:7:20と、百目木遺跡に比して須恵器の減少とあかやき上器の増加が特徴的である。須恵器環はB類のみとなり、すべて糸切無調整である。外傾もゆるやかとなる。土師器環もB類の糸切で、再調整のものは3分の1強と少なくなる。増加したあかやき土器環は口縁部外反のC類が増え、すべて糸切で、一部に底部再調整を残すも無調整が一般的である。

甕類は量的に少ないが、さまざまな器種がある。長胴甕・小形甕のはか、灰釉陶器を模した多嘴瓶、鉄鉢形の台付鉢、須恵器に多い広口甕など、土器製作が広範に展開されている。この中で非使用の土師器甕は一点のみで、他はすべてロクロ成形によるあかやき土器である。長胴甕の中にはタタキ成形のものもみられる。

なお第4様式以後の土器群については、まとまった資料がなく、今後の調査に期待したい。

第16表 林崎遺跡出土坯類



## (5) 盛岡周辺の平安時代土器の変遷

以上のべたように、杉ノ上遺跡群で少なくとも4様式の土器様相が観察されるのであるが、この4様式はそれぞれ時期差をもって変遷する。それは遺構の新旧関係と共に次の点でそれぞれがはは矛盾なく推移すると考えられるからである。

1. 土器群の中であかやき土器が増加する。
2. 壁類の底径の小形化、口縁部の外反化と共に器高が低くなり、直化する。
3. ロクロ成形の上器の底部切離はヘラ切から糸切へ、再調整から無調整へ移行する。
4. 土師器要類の頸部が無段化し、口縁部の外反が小形化する。

そして各期の類例が盛岡周辺で増加してきており、杉ノ上遺跡群での変遷を盛岡周辺にも一般的にあてはめることができると考えられる。

## (6) おわりに

志波城建設以降の土器様相の変遷は、いわばあかやき土器の普及の過程である。その初源は志波城期の9世紀初頭であり、次第に須恵器・土師器の比率が減少し、ついにはあかやき土器一色となるのである。

## あかやき土器の概念

ところで、あかやき上器そのものの概念は研究者の間でも統一をみていない。すでにのべたが本稿では、酸化焰焼成される土器のうち壁類は内面無調整のロクロ成形のもの、要類はロクロ成形のものをあかやき土器と理解した。壁類のあかやき土器の認識はほとんど異論ないものと思われるが、要類については酸化焰焼成のものすべてを土師器ととらえるのが一般的である。しかしそのとらえ方には、あかやき上器製作者が壁類のみを生産し、要類の生産をしなかったという前提が必要である。けれどもたとえば酸化焰焼成の多嘴瓶などの器形やタタキ成形の長胴甕などの技法は、灰釉陶器や須恵器と共通する。これは成形技法の面で須恵器と共に、酸化焰焼成という点で土師器と共にあかやき土器壁類と同じ構造である。またロクロ成形要とロクロ非使用要とは長期間の共存があり、製作者の相違があると考えられる。したがって要類を生産しないという前提は成立しないであろう。むしろ色調やかたさで似る内面無調整の壁類とロクロ成形の要類を、共にあかやき土器と理解すべきであろう。

## あかやき土器の特徴

あかやき土器の特徴は、壁類でみると、上器のような内面調整を施さず、短時間に大量の土器を成形することができ、なおかつ須恵器ほどの焼成技術は必要なく、まさにいくらでも量産可能な土器といえよう。また要類も内面調整を次第に簡素化し、一番大きな器種である長胴甕をたたきしめたりしてより堅固に、ロクロ成形でより整美な土器にしようとしている。さらに器形的には、土師器的な長胴甕や小形甕、須恵器的な壁類や広口甕、灰釉陶器模倣の多嘴瓶。そして鉄錆様の鉢など、さまざまな器種を吸収している。すなわち、あかやき上器は量産性と器形の多様性（堅固で整美という面も加え）に重点をおいた合理的な上器といえよう。

第17表 盛岡周辺における平安時代土器の変遷

	第1期	第2期	第3期	第4期
須 恵 器	环類一大量 A類主体 底径7cm以上が多い 糸切・ヘラ切・再調整・ 無調整が共存 ヘラ切大部分(C類に糸 切多い) 甕類一格子・平行・青海波、 連藉タタキ	环類一減少 B類主体 底径7cm以下 糸切無調整(ヘラ切わざ かに残存)	环類=激減 B類主体 糸切無調整のみ	环類=激減~消滅
土 師 器	环類=少量? A類・B類共存 底径7cm以上が大部分 ヘラ切・糸切共存・再調 整のもの多い 甕類=減少 甕部に段あるもの(A類) 多くD類稀 ハケメ少なくヘラナア主 体	环類=あかやきと同量 B類主体 底径7cm以下 糸切で再調整と無調整共 存(やせつ) 甕類=減少 A類はとんどなくなりB ・D類主体	环類=減少 B類主体 糸切で再調整と無調整共 存(無調整%)	环類=激減 糸切無調整のみ 甕類=残存?
あ か や き 土 器	环類=須恵器と同じ内容 (集落出土は不明) 甕類=タタキ成形(平行タ タキ、あて工具なし)	环類=増加 B類主体 底径7cm以下 糸切無調整多いが再調整 も共存 甕類=タタキ成形減少	环類=さらに増加 B類多いがC類増加 糸切無調整(一部に再 調整残す)	环類=主体化する 口縁外反(C類)が一 般的 糸切無調整のみ 甕類=口縁外反短かくゆ るやか 内面調査省略化
遺 跡 (住居址)	志波城跡 占館駅前(B A50) 杉ノ上II(B J56) 上平沢(2)	百目木2期 館(R A01~11) 田原(B C12) 下羽場(1・10) 上平沢(1・3号)	林崎 下赤林I 杉ノ上III(E B50) 上平沢(6~11号)	杉ノ上II(G D50) 杉ノ上III(E D50) 杉ノ上I(C A59)
備 考	9世紀前半 須恵器は在地生産	9世紀後半か ヘラ切須恵器环伴う例はや や古いか	10世紀~ 須恵器の在地生産停止	須恵器の供給はない?

#### V 志波城跡をめぐる諸問題

あかやき土器の出現は志波城造営期である。志波城の造営がおそらく急務であったこと、また造営後安定する間もなく移転せざるを得なかったことを考へるならば、須恵器や土師器より最適可能で、しかも須恵器や土師器を補完する形であかやき土器が出現したことはきわめて合理的である。そして志波城移転後あかやき土器が普及していくのも、その合理性の故であろう。

その背景には須恵器の在地生産の停滞が一因と考えられる。盛岡周辺の須恵器窯跡は、ほかに2・3の伝承を除けば前述の杉ノ上窯跡の存在が現在確認されるだけである。杉ノ上窯跡は9世紀前半を中心とする窯跡であり、ここが直接志波城や能登城に供給しないとしても、9世紀前半の比較的豊富な須恵器は在地でまかなえたであろう。そして次第に須恵器の量が減少してくるのであるが、これは在地生産の減少あるいは停滞のためであろう。つまり盛岡周辺での須恵器生産はほぼ9世紀代に限られると考えられ、これと反比例するように、あかやき土器が台頭してくるのである。

しかし、次第に隆盛するあかやき土器であるが、その生産地、工房、生産者（集団）などについてはまったくわかっていない。想定されるのは、須恵器の製作者＝専門工人の一部が、本来の焼成技術をはなれて、新たな土器生産を開始したということである。今後、あかやき土器の生産地の追求と須恵器窯跡出土土器の再検討が必要であろう。

（八木光則）

#### 参考文献（本文引用のみ）

- ・志波城跡  
1977岩手県教育委員会『太田方八丁遺跡第1回現地説明会資料』  
1977岩手県教育委員会『太田方八丁遺跡第3回現地説明会資料』  
1977岩手県教育委員会『太田方八丁遺跡第4回現地説明会資料』  
『方八丁概報77』、『方八丁概報78』、『方八丁概報79』
- ・伊沢城跡  
1975水沢市教育委員会（伊藤博幸他編）『伊沢城跡—昭和49年度発掘調査概報』  
1976水沢市教育委員会（伊藤博幸他編）『伊沢城跡—昭和50年度発掘調査概報』  
1977水沢市教育委員会（伊藤博幸他編）『伊沢城跡—昭和51年度発掘調査概報』  
1978水沢市教育委員会（伊藤博幸他編）『伊沢城跡—昭和52年度発掘調査概報』
- ・杉ノ上遺跡群  
1979岩手県教育委員会（朴沢正耕編）『杉ノ上Ⅲ遺跡』、（佐々木勝編）『杉ノ上Ⅱ遺跡』、（鈴木隆英編）『杉ノ上Ⅰ遺跡』、『東北新幹線関係埋蔵文化財調査報告書』III
- ・上平沢新田遺跡  
1980岩手県教育委員会（吉田努編）『上平沢新田遺跡』、『東北縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告書』III
- ・百目木遺跡  
1979郡南村教育委員会（佐藤和男編）『百目木遺跡』

付表 志波城跡関係年表

西暦	和暦	事項	出典
637	舒明 9	是歲、蝦夷叛く。上毛野形名を將軍に任じて討伐する。	日本書紀
647	大化 3	是歲、淳足櫛を造り、櫛戸をおく。	日本書紀
648	大化 4	是歲、磐舟櫛をおき、越・信濃の民を櫛戸となす。	日本書紀
658	齊明 4	4月 阿那伊船師180艘をひきいて蝦夷を討つ。	日本書紀
658	齊明 4	7月 郡岐沙幕櫛を造る。	日本書紀
708	和銅 元	9月 出羽郡をおく。	統日本紀
709	和銅 2	7月 兵器を出羽櫛に送る(山羽櫛の初見)。	統日本紀
710	和銅 3	3月 平続遷都。	統日本紀
712	和銅 5	9月 山羽國を設置する。	統日本紀
712	和銅 5	10月 陸奥國最上・置賜郡を山羽國に付す。	統日本紀
718	養老 2	5月 陸奥國の一部をさき、石城國・石背國をおく。	統日本紀
—	—	東北北辺西邊の諸郡人は皆城郭内に安置し、營田の場所には庄舎をおくのみとする。(養老令軍防令錄近諸郡人居条件 718年成立)	
722	養老 6	8月 櫛戸1000人を陸奥鎮所に配す(陸奥鎮所の初見)。	統日本紀
728	神亀 5	4月 新たに白河軍團をおき、丹取軍團を改めて玉作軍團となす。	統日本紀
733	天平 5	12月 出羽櫛を秋田村高清水岡にうつす。	統日本紀
737	天平 9	3月 大野東人、多賀櫛を拠点として雄勝村に至る勝負・出羽間の連絡路を開く(天平の五櫛(多賀・玉造・新田・牡鹿・玉造)初見)。	統日本紀
749	天平勝宝元	2月 陸奥國小田郡よりはじめて黄金を貢獻する。	統日本紀
758	天平宝字 2	10月 陸奥國浮浪人に桃生城を造らせる。	統日本紀
758	天平宝字 2	12月 坂東の納兵・夷夫らを徵發して、桃生城・小勝櫛を造らす。	統日本紀
767	神義景雲元	10月 伊治城の造営なる。	統日本紀
776	宝亀 7	11月 陸奥の軍3,000人を発して胆沢の賊を討つ。	統日本紀
780	宝亀 11	3月 長岡、黒沢に出兵の途中、伊治宮曾麻呂が按撫使紀 ・廣純を伊治城で殺し、多賀城を焼く。	統日本紀
789	延暦 8	3月 政府軍、衣川を渡り、營3所をおく。	統日本紀
789	延暦 8	6月 3軍にわかれ、賦帥阿豆流為らの居地巣伏村を討つ。 官軍被害多し。勅して河東にある胆沢の賊を討ち、ついで奥地に入るよう命ずる。	統日本紀
789	延暦 8	6月 征東將軍肥沢の地を大軍で征討する。子波・和我的地は、玉造砦より遠く轄重の往還に24日もかかり、征軍輜重とともに疲れ、農時も失しているので、勅	統日本紀

付表

西暦	和暦	事項	出典
		を得たずに軍を解散する旨を奏上する。勅してその欠怠を責める。	
790	延暦 9	2月 再び、胆沢・斯波の賊を討つ。	統日本紀
792	延暦 11	正月 斯波村の夷胆沢公阿奴志己ら、王化に帰せんとするも伊治村の伴に妨げられて果さざるを訴える。	類聚国史
794	延暦 13	6月 副将軍坂上田村麻呂以下嚴夷を征す。	日本紀略
794	延暦 13	10月 平安遷都。	
801	延暦 20	9月 征夷大將軍坂上田村麻呂夷賊を討伏する。	日本紀略
802	延暦 21	正月 坂上田村麻呂(造陸奥國胆沢城使)に胆沢城を造らしむる。	日本紀略
802	延暦 21	正月 駿河・甲斐・相模・武藏・上総・下総・常陸・信濃・上野・下野などの国の浪人 4,000人を胆沢城に配する。	日本紀略
802	延暦 21	4月 大蔵公阿巳流為、盤具母札ら 500余人を率いて降伏する。	日本紀略
802	延暦 21	7月 坂上田村麻呂、阿巳流為と母札を並び促えて入京する。	日本紀略
802	延暦 21	8月 阿巳流為と母札、斬首される。	日本紀略
803	延暦 22	2月 造志波城所へ越後国に米30斛、塩30斛を送らせる。	日本紀略
803	延暦 22	3月 造志波城使坂上田村麻呂、辞見する。	日本紀略
804	延暦 23	正月 征夷のため、武藏・上総・下総・常陸・上野・下野・陸奥などの国に播14,315斛、米 9,685斛を小田郡中山場に運ばせる。	日本後紀
804	延暦 23	5月 斯波城と胆沢郡とは 162里あり、山谷峻嶮、往還に難多いため一駆をおく。	日本後紀
805	延暦 24	12月 藤原経嗣の意見により、社会を疲弊させた軍事(対蝦夷強硬策)と造作(平安京造営)を停止する。	日本後紀
811	弘仁 2	正月 和我、荷縫、斯波の3郡をおく。	日本後紀
811	弘仁 2	2月 陸奥出羽両国の兵あわせて26,000人を発して、爾薩体と磐伊の2村を討つことを請う。	日本後紀
811	弘仁 2	3月 出羽守大伴今人、爾薩体の生き残り60余人を殺す。	日本後紀
811	弘仁 2	7月 征夷大將軍文室錦麻呂、陸奥出羽守軍 2,000人をもって、8・9月に磐伊村を討たすことを奏上する。	日本後紀
811	弘仁 2	7月 尔薩体の伊加古らが兵をととのえ、都母村にあって磐伊村の夷を誘っており、これを討たんとする邑良志閑村の降浮御留岐に米100斛を与える。	日本後紀
811	弘仁 2	10月 文室錦麻呂の奏言により、陸奥國軍士 1,100を点加する。	日本後紀

西暦	和暦	事項	出典
811	弘仁 2	10月 大きな戦果をおさめる。帰降のうち蝦夷を中国へ移配させ、俘囚は当地に安置させる。	日本後紀
811	弘仁 2	同12月 文室總麻呂の奏旨により、鎮兵を廃し、城櫓の守衛 1,000人をおく。また志波城は、河浜に近く要害を受けるので便地にうつすが、移転まで 2,000 人をおき、以後は 1,000人を留め、余の兵は解効することとする。	日本後紀
814	弘仁 5	11月 肥沢・藤丹 2城は国府より遠いため、總塙を収置する。	日本後紀
815	弘仁 6	8月 兵士: 2,000人に 4,000人を加え、6,000人とし、健士 2,000人をおき、鎮兵 1,000人（肥沢、藤丹城各 500人）を廃止する。	類聚三代格
869	貞觀 11	5月 <陸奥大地震>	三代実録
878	元慶 2	3月 <元慶の乱>	
—	—	陸奥国百座 岐沢 7、斯波 1、氣仙 3、磐井 2、江刺 1など (延喜式神名式 927年成立)	
—	—	陸奥国 磐井、江刺、岐沢 <斯波・藤庭・利我 3郡みられず> (延喜式民部式 927年成立)	
—	—	陸奥国 磐井郡、江刺郡、岐沢郡 <斯波・藤庭・利我 3郡みられず> (和名類聚抄 935年成立)	
1051	承平 6	<前九年の役>	陸奥詔記
1063	永保 3	<後三年の役>	奥州後三年記



南部領地図（正保4（1647）年 部分図）

「方八丁八幡敷陣場」東西南北の各辺中央部に開放部分があることを図示している。方八丁は前九年役の遺跡と伝承されていた。  
(旧南部家本・盛岡市中央公民館所蔵)



飯岡通代官所管内絵図（天保12（1841）年 部分図）

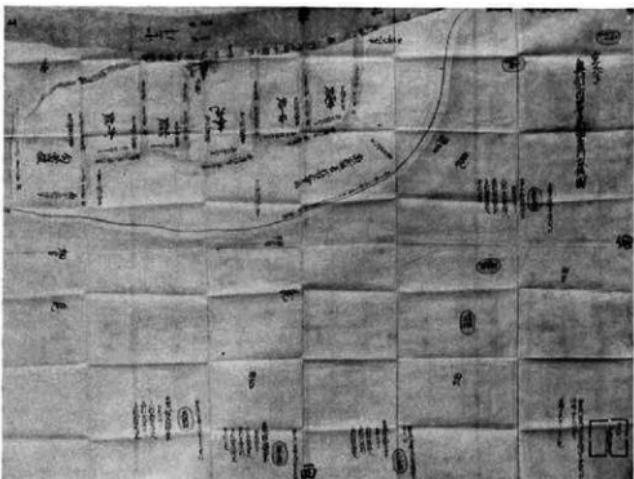
方八丁地内に杉樹林・烟地及び鹿姫用水の中堀（若干位置に相違あり）の注記がある。飯岡通代官中嶋高  
寛写本。  
(岩手大学図書館所蔵)



内城正殿跡



内城南門跡



奥州之内岩手郡栗谷川古城図（寛文 8（1668）年）

「方八丁八幡坂岸場」が図示されている。正保塗  
図と記載は酷似している。物書に「栗谷川古城よ  
り此所迄指渡者里廿町程、此間栗石川有、古城よ  
り未申の方に當る」とある。

（旧南部家本、盛岡市中央公民館所蔵）



飯岡通代官所（換地）繪図（慶応元（1865）年 部分図）

江戸時代の太田方八丁地域は志和郡飯岡通代官所の行政区（外郭東辺以東は  
岩手郡向中野通）に包縛されていた。

（旧南部家本、盛岡市中央公民館所蔵）

志波城跡と櫛石川



(南西上空から)

遺跡全体垂直写真



遺跡遠景



(南西から)



(南東から)

内城遠景



(南から)

外郭南辺の現況



ドテッパタケ  
(南西から)



ドテッパタケ  
(西から)



外大溝線  
(西から)

外郭東辺の現況



外大溝線と  
土塁状高まり  
(北から)



外郭西辺の現況

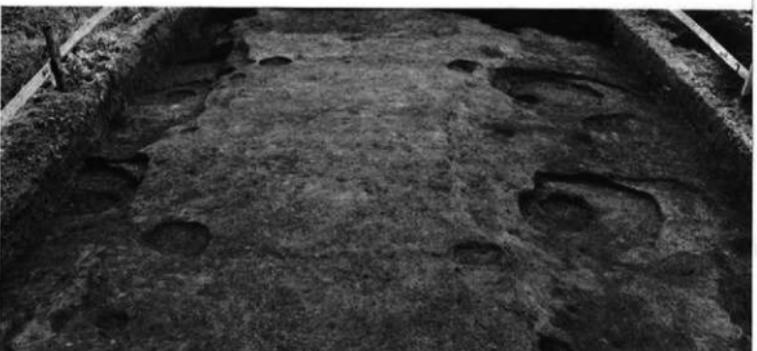


土塁状高まり  
(南西から)

外郭南辺  
(第14次調査)



染地跡  
(東から)



椿跡  
(西から)



外大溝  
(東から)

外部東辺  
(第6次調査)



手前 築地外溝  
中央上 外大溝  
(西から)



手前 築地外溝  
中央上 外大溝  
(東から)



築地外溝  
(北西から)

郭内南東部  
(第13次調査)



S B215  
(南西から)



B区調査区  
(南から)



B区調査区  
(北西から)

内城全体垂直写真



内城南門部  
(第3・8次調査)



全景  
(北から)



南門跡と築地跡  
(西から)



左 S A511  
右 築地版塀断面

内城西門部  
(第12次調査)



全景  
(南東から)



西門跡  
(東から)



西門跡  
(西から)

内城中央部



正殿跡  
(西から)



正殿跡  
(南から)



正殿跡掘方

内城北東部



S B 531建物跡  
(東から)



S B 532・533  
建物跡  
(西から)



S B 532建物跡  
(東から)

内城北西部  
(第12次調査)



左 S B571建物跡  
右 S B574建物跡  
(西から)



S B571建物跡  
(北から)



S B571建物跡  
(南東から)

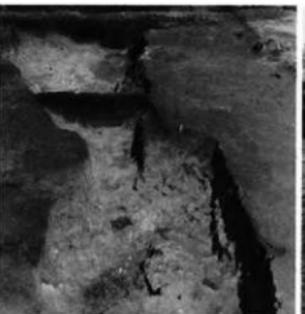
内城築地内外溝  
(第3・8次調査)



南西隅  
(東から)



北東隅  
(西から)



左 南辺内溝(東)  
(西から)

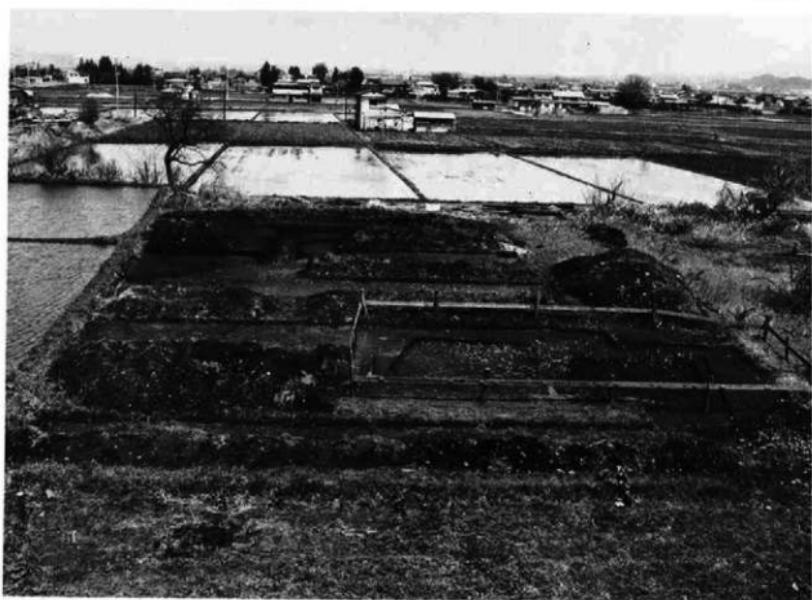


右 南辺内溝(西)  
(北西から)

林崎遺跡



第9次調査区  
(北東から)



第10次調査区  
(南から)  
上方の水田は段丘下

林崎遺跡



R A 07 穹穴住居跡  
(西から)

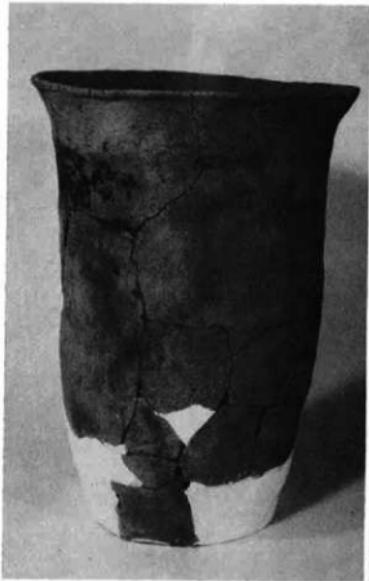
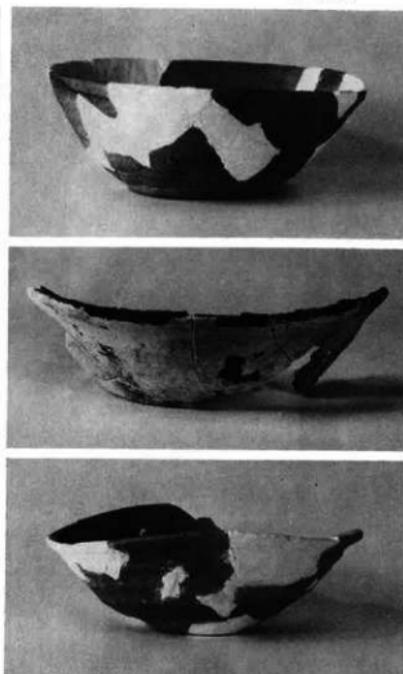


R A 04 穹穴住居跡  
(西から)

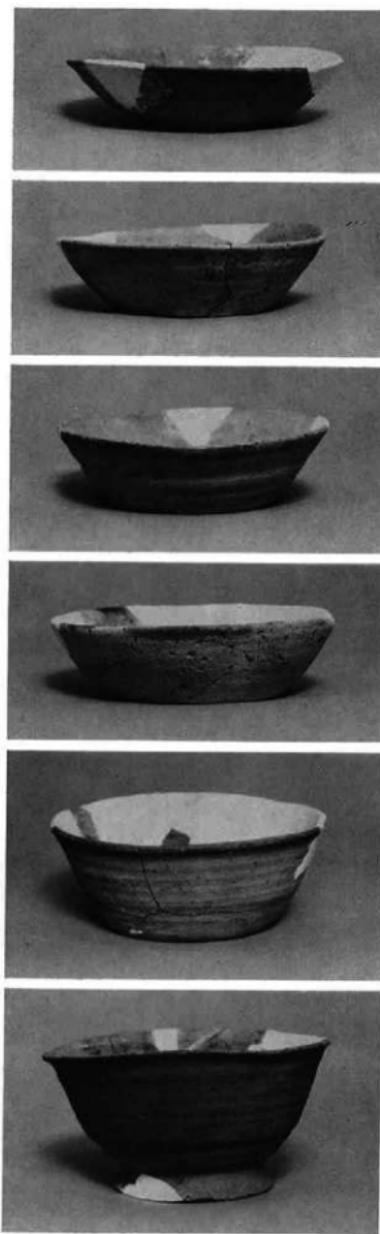


R A 03 穹穴住居跡  
(南から)

外郭出土土器

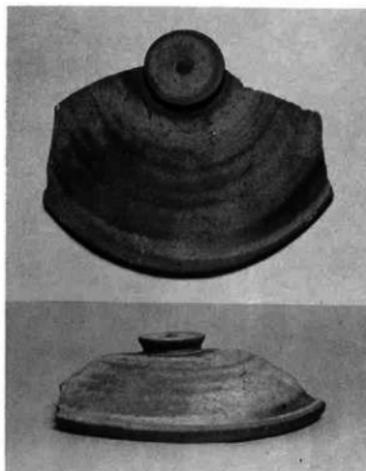
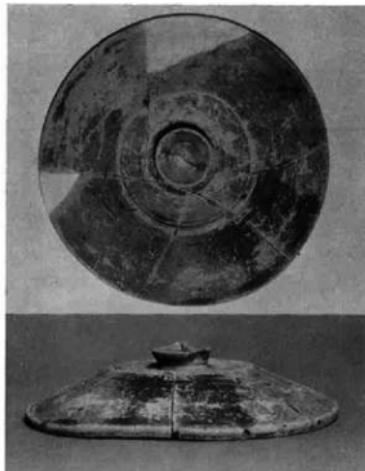


郭内北東部  
出土土器

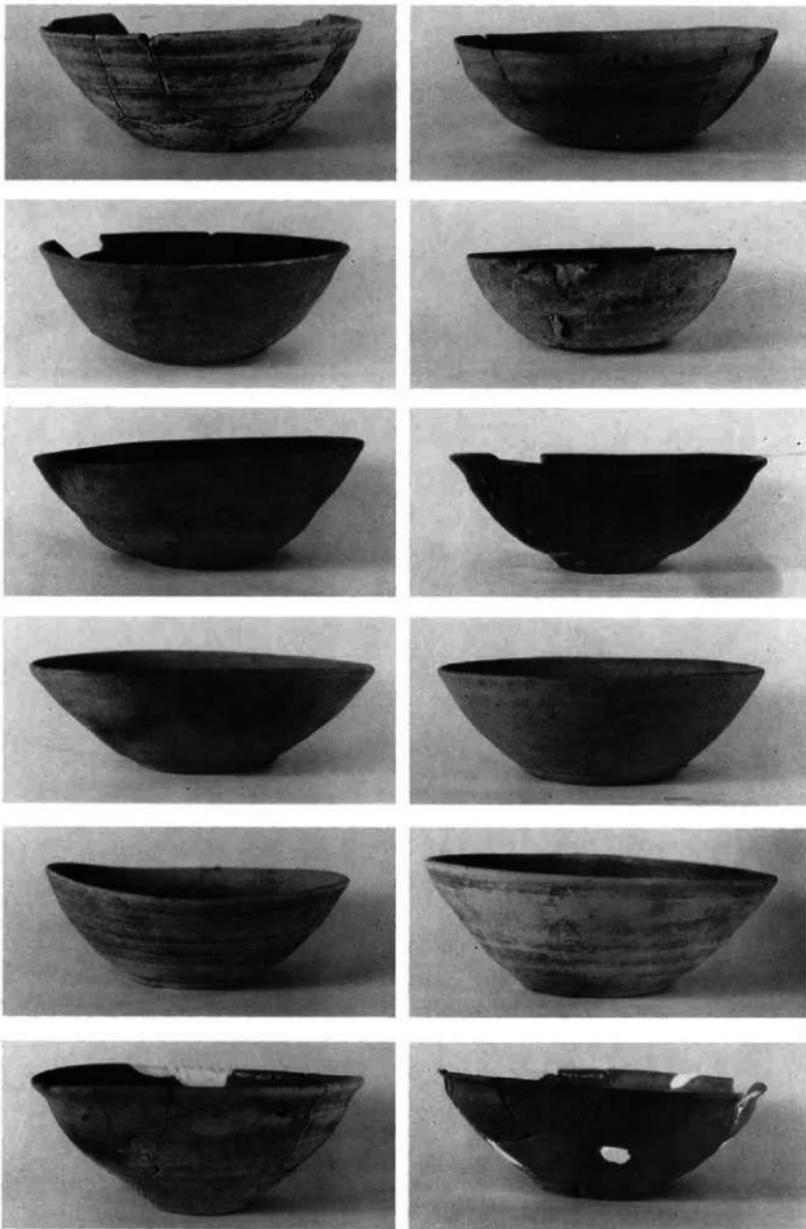


「酒所」

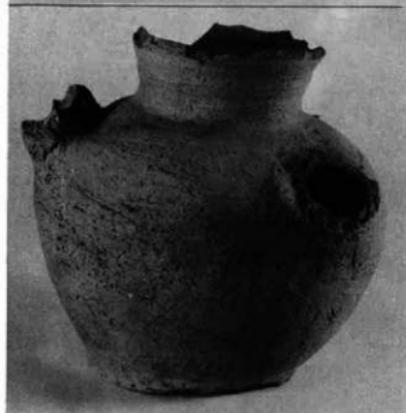
內城出土土器



林崎遺跡出土土器



林崎遺跡出土土器



## 志波城跡 I

太田方八丁遺跡範囲確認調査報告

昭和56年3月31日 発行

発行 盛岡市教育委員会

〒020 盛岡市内丸12番2号

印刷 協業組合 岩手印刷センター

盛岡市南仙北二丁目五番六号